

はじめに

地域通貨は、政府・中央銀行が発行する法定通貨ではなく、一般的には自治体や市民団体が発行する紙幣や電子媒体等のことで、法定通貨の機能を補完する通貨である。

地域通貨を実施する目的は、さまざまであるが、地域経済の活性化とコミュニティ再生の 2 つに大別することができる。地域経済の活性化を図り副次的にコミュニティ再生につながる効果を期待するもの、コミュニティ再生が中間の目標であって、最終目標は地域経済の活性化であると考えられるものもある。いずれにせよ、この 2 つの目的は不可分に近い。地域経済の活性化を主たる目標とし、市場で取引される財の購入に用いる地域通貨を、本論文では市場経済型の地域通貨と言う。市場経済型の地域通貨は、通貨を流通させて財の取引を活発にし、地域経済の活性化を促進しようとする。しかし、このことはコミュニティ再生という側面を排除し否定するものではない。市場経済型の地域通貨は、一市町村程度の範囲で流通する。財の売り手・買い手ともに地域社会の構成員であり、通貨を利用する場面で人と人の直接的な係わり合いを増加するという意味でコミュニティ再生につながるという効果もある。

地域通貨の基本的な仕組みは、1930 年代に欧州各地で試みられたスタンプ紙幣にみることができる。不況により消費支出が低下している状況で、法定通貨と並行して少量のスタンプ紙幣を発行し、流通させた。スタンプ紙幣は、まず、失業者を雇用するために使われることが多かった。そうした新たな雇用は、失業と購買力の不足という人々の経済的な苦境も軽減し、厳しい経済状況を生き延びる術を提供した。

現代の地域通貨は、1983 年にカナダのブリティッシュコロンビア州の LETS が最初である。その後、LETS の仕組みは世界各地に伝播していき、多くの派生種を生み出している。現代の地域通貨は、黎明期の 1980 年代から 1990 年代の時期、経済的な目的よりも、コミュニティ再生という人間相互の互惠関係を深めるために使われることが多かった。このようなコミュニティ通貨の実施事例は、日本を含め、欧米等の先進国に多く見られ、通常、通貨と財を交換することよりも、そのような交換を通じて人と人の間で、ボランティアの促進、相互扶助やコミュニティ連帯を図るという意味合いが強い¹。こうしたコミュニティ通貨とその発展に対するアプローチには、社会学、文化人類学の立場による先行研究がある。

コミュニティ通貨の広がりとは並行して、1990 年代後半以降、法定通貨で取引される財を取引することを主な用途とする市場経済型の地域通貨が生まれ、実用化されてきた。市場経済型の地域通貨は、さまざまな経済的な格差（ことに地域格差）が埋まらない発展途上国のみならず、先進国でも経済面で慢性的な需要不足に陥っている自治体、相対的な貧困

¹ 西部[2015]p.5

の問題に直面している地域で実施されることが多い。そうした地域通貨は、低所得者・貧困対策への処方箋という側面もあり、マイクロファイナンスの一環、また、金融教育の側面も併せ持つ。

本論文は、主に市場経済型の地域通貨を、貨幣の機能、および流通のメカニズムの観点から、その存在意義と社会的役割を考察する。最初に市場経済型の地域通貨に対する経済学の評価と位置づけを検証した後、1930年代のスタンプ紙幣と、市場経済型地域通貨の事例を通時的に検討する。その後、市場経済型の地域通貨のメカニズムを検討する。市場経済型の地域通貨は、特に有効需要を欠き、遊休資本と失業が生じている不況時に景気浮揚策として機能する。そのメカニズムを経済学的に説明することを試みる。また、最後に、経済学の見地から、地域通貨の現代的なインプリケーションについて述べる。

目次

はじめに

序章

第1節 用語の説明

第2節 補完通貨・並行通貨の歴史的展開

第1章 経済学における地域通貨の位置づけ

第1節 ゲゼルの自由貨幣

第2節 ケインズのスタンプ紙幣

第3節 フィッシャーのスタンプ紙幣

第4節 スタンプの仕組み

第5節 地域通貨の機能と役割

第2章 1930年代欧州のスタンプ紙幣

第1節 ヴェーラ (Wära) ——シュヴァーネンキルヒェン (ドイツ) での流通

第2節 労働証明書 (Arbeitswertscheinen) ——ヴェルグル (オーストリア) での流通

第3節 ヴィア (WIR) ——スイスでの流通

第4節 JAK——デンマークでの流通

第3章 1930年代米国のスタンプ紙幣

第1節 アイオワ州のスタンプ紙幣

第2節 全米の補完通貨の発行状況

第3節 バンクヘッド上院議員とペッテンギル下院議員によるスタンプ紙幣計画

第4章 1980年代以降の地域通貨の事例

第1節 コミュニティ通貨① LETS——地域通貨の始まり

第2節 コミュニティ通貨② タイムダラー——時間単位の地域通貨

第3節 市場経済型の地域通貨① イサカアワー——市場経済型の地域通貨への流れ

第4節 市場経済型の地域通貨② ブリクストンポンド——先進国の地域通貨

第5節 市場経済型の地域通貨③ UDIS——途上国の地域通貨

第6節 市場経済型の地域通貨④ PANAL——インフレ下の地域通貨

第5章 1980年代以降の地域通貨の法的位置づけ

第1節 英国

第2節 米国

第3節 日本

第6章 地域通貨システムの変遷

第1節 補完通貨としての地域通貨

第2節 コミュニティ通貨の構成要素

第3節 システム変遷の経路

第7章 地域通貨の現代的意味

第1節 市場経済型地域通貨の流通条件

第2節 市場経済型の地域通貨のメカニズムと経済学的分析

第3節 インフレーション期とデフレーション期の市場経済型地域通貨の有効性

第4節 地域通貨の応用

おわりに

参考文献

序章

第1節 用語の説明

本論文における「地域通貨」と、その関連の用語を説明する。

① 法定通貨

法定通貨 (legal tender) は法律等によって強制通用力を付与された通貨で、国家や中央銀行が独占的に発行する権利を有している。例えば、日本の法定通貨は日本銀行法第 46 条第 1 項「日本銀行は、銀行券を発行する」、同第 2 項「前項の規定により日本銀行が発行する銀行券 (以下「日本銀行券」と言う) は、法貨として無制限に通用する」と定められている。

法定通貨の強制通用力は法の定めるところによって効力をもつが、これによってただちに一般受容性を獲得できるわけではない。一般受容性は、信用によって醸成される²。

② 地域通貨

狭義の意味においても「地域通貨」という用語には、現在までのところ明確な概念規定がない。論者が各々定義しているのが現状であるが、一般的には自治体や市民団体等が発行する紙幣またはこれに準ずる媒体のことを言う。

地域通貨は、法定通貨の役割の一部を担う補完通貨 (complementary currency)、あるいは法定通貨と並行して流通する並行通貨 (parallel currency) の一種である。代替通貨 (alternative currency) に近い概念で使われる場合もあるが、通貨の機能や信用の観点から法定通貨に対する完全な代替性は持たない。また、限られた地域で流通することからローカル通貨 (local currency) あるいはリージョナル通貨 (regional currency) という語を使う場合もある。

本論文で地域通貨と言う場合、1980 年台以降のコミュニティ通貨 (LETS 型、タイムダラー (時間単位) 型、エコマネー型) と市場経済型の地域通貨の総称を指す。1930 年代のスタンプ紙幣は実質的に地域通貨の一種といえる。しかし 1930 年代には地域通貨という語は

² 「強制通用力の法的効果について、本研究会では、強制通用力は日本銀行券によって決済することを義務付けるものではないことから、現金需要を支える日本銀行券の一般受容性・汎用性を直ちに導くものではないとの意見が示された。こうした見地からは、むしろ金融政策を通じた物価の安定や日本銀行券の利便性・安定性等によって維持される日本銀行券への『信認』こそがその一般受容性・汎用性の裏付けになっている面が強調される」中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会[1999]p.96.

ただし法定通貨が一国の範囲内ではほぼ独占的な交換財として使われている場合には、強制通用力が一般受容性に対して影響を与えるといえる。「日本銀行法によって日本銀行券に強制通用力が付与されているという事実は、少なくとも国民が日本銀行券に対して重大な関心をもって当該立法を行っていることを示すものであり、また、『特約がない限り当該通貨による弁済が本旨弁済となる』という強制通用力の効果は、当該通貨が実際にどの程度の信認を得るかとはとりあえず無関係に、それだけで非常に大きな法的効力であるとの意見も示された」中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会[1999]p.96.

存在しておらず、当時の名称であるスタンプ紙幣の語を用い、区別している。

1930年代、スタンプ紙幣は欧州各国で違法と判断され禁止された。現代では、そのような国々を含め、地域通貨は国家や中央銀行が持つ通貨の独占的な発行権を侵犯しないものと考えられている。一般に通貨 (Currency) は、通用 (流通) する貨幣の意味で、具体的には各国の法定通貨を指し、地域通貨は通貨にはあたらないと解釈されているためである。したがって、一般的な財と同様、法定通貨と地域通貨を交換する行為のうち、地域通貨から法定通貨に交換する行為を換金と言い、法定通貨から地域通貨に交換する行為を購入と言うのが適切である。

③ 補完通貨

通貨 A が、機能、流通範囲、取引される財の種類等の点で通貨 B の一部を補う役割を担うとき、通貨 B に対して通貨 A を補完通貨 (complementary currency) と言う。例えば、江戸時代の藩札 (通貨 A) と金貨・銀貨・銭貨 (通貨 B)、イサカアワー (通貨 A) とドル (通貨 B) のように、補完通貨は通貨 B (現代では法定通貨) の存在を前提とした通貨である。

補完通貨は法に基づく強制通用力を持たないため、人々の信用に基づいてのみ流通する。また、補完通貨は完全に独立した通貨システムを形成しておらず、法定通貨の金融政策の影響を受ける。

④ 並行通貨

通貨 A が、すでに通貨 B の流通する地域で並行して流通し、一方の通貨が他方の通貨の流通を容易に駆逐しえない関係である場合、通貨 A を並行通貨 (parallel currency) と言う。例えば、江戸時代、使用用途や金額の大小によって、人々が金貨、銀貨、銭貨を使い分けていたような状況をいう。現代では法定通貨と並行して流通する通貨のことを指す。

並行通貨は、法定通貨の金融政策、発券、存続等に完全には従属せず、独立した制度であるという点で、補完通貨と異なる。例えば、自国の法定通貨とともに外国通貨が流通している場合がこれにあたる。

⑤ コミュニティ通貨

コミュニティ通貨 (community currency) は、生産、消費、教育、文化活動、スポーツ等、地域住民が特定の目的や関心に基づいて集い、相互に交流するコミュニティのなかで流通する地域通貨である。

具体的には、① LETS 型、② タイムダラー型、③ エコマネー型がコミュニティ通貨に該当する。市場経済型の財の交換を中心とする場合もあるが、主に互惠関係を前提としたボランティアや、金銭的な対価を目的としない行為等への謝礼に使用され、通常、流通は小規模であることが多い。

コミュニティ通貨は、法定通貨で取引される財を購入することを否定する仕組みであっ

たり、法定通貨の価値尺度を使わずに独自の価値尺度を採用したり、法定通貨で購入できない・法定通貨に換金できないというルールを採用していることが多い。法定通貨との交わりや、関わりの度合いを少なくする傾向がある。

日本で多くの事例があるエコマネー³は、「環境、福祉、コミュニティ、教育、文化等、今の貨幣で表しにくい価値を、コミュニティのメンバー相互の交換により多様な形で伝える手段」という点でコミュニティ通貨の一種と考えることができる。

エコマネーは市場経済型の取引に用いることを否定的に考えるのが一般的であり⁴、本論文の主テーマである市場経済型の地域通貨とは考え方が大きく異なっている。エコマネーは、補完通貨よりも並行通貨に近い存在と考えることもできる。

⑥ ローカル通貨

英語圏で使われる **local currency** (ローカル通貨) は、**local** という名称が示すように、空間的、地理的条件を反映した語で、狭義には一市町村程度で流通する通貨を言う。広義には日本語の「地域通貨」のように他の諸概念を包括した総称として使われる場合もある。

ただし **local currency** は、国際金融市場では発行国・地域の外での国際的な流動性の低い通貨 (**soft currency**) の類語で、中心的に扱われる国際通貨 (**hard currency**) ・基軸通貨 (**key currency**) の対語でもあり、留意が必要である。混乱を招くことから、本論文ではローカル通貨という語は使用しない。

⑦ リージョナル通貨

リージョナル通貨 (**regional currency**) は、リエターらが提唱した概念であり、都市および周辺の地域で形成される都市バイオリージョナル⁵で流通する通貨を言う。生産、流通、消費のサイクルが完成する範囲で流通する地域通貨のことである。

スタンプ紙幣や地域通貨の流通範囲は、通常、一市町村程度であり、財の生産から消費の範囲を包括できないことが多い。こうした場合、通貨の流通サイクルが完成されず、誰かのところに通貨が滞留することになる。リージョナル通貨という概念は、流通地域の広さを定義した概念というよりも、財と通貨の流通サイクルが完成するという流通面に着目したものと考えられる。

ただし、**regional currency** という用語も国際経済の分野では、地域的に隣接する **local**

³ エコマネーという語は、経済 (**economy**)、自然 (**ecology**)、コミュニティ (**community**) で構成されるエココミュニティ (**ecomunity**) で使う通貨という意味であるという。加藤 [2000]p.20.

⁴ 加藤・くりやまエコマネー研究会[2001]p.28.

⁵ バイオリージョナルな通貨は「その地域の人間と自然により生み出される未利用資源と満たされていないニーズを結びつけることを目的とする補完通貨」のことで、流通規模は、法定通貨と地域通貨の「二つの両極の中間レベル、たとえば1万人から100万人」程度の範囲で流通する通貨とリエターは述べている。リエター[2013]pp.110-118.

currency のうち、基軸通貨に近いものを指すこともある⁶。これらは各国の法定通貨を言い、留意が必要である。

⑧ 市場経済型の地域通貨

本論文が射程とする対象であるが、ここで簡単に定義を述べておく。

市場経済型の地域通貨は、誰もが参加できる場で、財と等価交換される補完通貨のことである。市場取引に用いる通貨であるから、財の価格は一物一価の法則が成り立ち、ある時点で、ある市場で取引される財の価格は市場競争を通じて均衡していく。

市場経済型の地域通貨は独自の尺度を持つことは少なく、法定通貨の価値尺度を借用しているものが多い。通常、財の購入時に法定通貨 1 と市場経済型の地域通貨 1 を等価として扱うという方法が主流である。法定通貨で地域通貨を購入、地域通貨から法定通貨に換金は容易である。財の購入時に法定通貨と市場経済型の地域通貨を混ぜて支払うことも可能となる。

市場経済型の地域通貨は、具体的には、1930 年代のスタンプ紙幣や WIR、1980 年代以降の地域通貨のうち、イサカアワー、バークシェアーズ、REGIO、ブリクストンポンド、ブリストルポンド、UDIS、Sardex 等がある。

第 2 節 補完通貨・並行通貨の歴史的展開

法定通貨は、19 世紀以降の国民国家の形成に伴い、通貨の統一と経済圏の囲い込みによって国民経済という空間的概念を形成してきた⁷。1999 年の欧州 11 カ国によるユーロの導入とその拡大や、自国通貨を廃しドル化政策を導入した中南米諸国の事例があるものの、総じて一国一通貨体制を維持してきたといつてよい。

しかし、一国家一通貨という制度は普遍的なものではなく、歴史上、複数の通貨が並行して流通することは稀ではなかった。例えば、江戸時代、三貨とともに藩札⁸がそれぞれの藩内で流通していた。藩札⁹は、最初は貨幣改鑄により藩内の貨幣流通量が減少することによって生じる不便に対処するためという名目で、後には藩の財政悪化に対処するため、藩内で発行・流通させることを幕府は容認していた¹⁰。元禄期の通貨改革から享保期の方針転

⁶ Mundell[1961]pp.657-665. Ito & Ogawa & Sasaki[1999]pp.40-58 等。

⁷ 君塚[2010]pp.49-74.

⁸ 江戸時代に藩札という語はなく、金札、銀札、銭札、米札等と呼ばれていた。檜垣[1998]p.134. 他。

⁹ なお、いわゆる藩札は、当該地域を領地とした藩主等が発行した通貨であり、藩札は幕藩体制下の地方権力を背景に流通した。藩札を発行する目的は、貨幣不足の解消、藩財政の逼迫を背景とした資金調達である。現代の地域通貨とは、誰が何のために発行するのかという主体と目的が根本的に異なるため、藩札は三貨制度を補完する補完通貨とはいえるが、本論文でいう地域通貨ではない。

¹⁰ 鹿野[2011]pp.48-49.

換までの約 25 年間は流通が禁じられた¹¹が、1871 年の廃藩置県の際、244 藩、14 代官所、9 旗本領は、過去に一度以上、藩札を発行したことがあったという。これは全国諸藩の 8 割に相当するもので、藩札発行は珍しいことではなかった¹²。

ちなみに、軍票や事業者・企業が発行した金券等も地域通貨とみなせなくはないが、発行主体や流通目的等の原則的な部分で地域通貨とは異なっており、本論文ではとりあげない。

複数の通貨の流通は、日本のみならず世界各地で多数の事例がある。例えば、リエターは 10 世紀から 13 世紀の欧州では、遠隔地との交易・取引を行うための「遠距離通貨」と地域ごとに用いられた「地域通貨」¹³の 2 種類の貨幣が並行して流通していたことを指摘している。

ヒックスは『貨幣理論』で、貨幣を用いた間接交換という方法が市場を成立させた¹⁴と論じた箇所で、次のように述べている。

「市場全体にわたって同一の『貨幣』が使われる必然性はない。市場の異なる部分では異なる貨幣が使われるかもしれない。市場が完成されるためには、異なる部分が互いに接触するようになることが必要である。——それは、何種類かの『地域貨幣 (local money)』を中間商品として取引する『両替商人 (money changers)』として働く仲介者によって行われるであろう。すべての地域貨幣が互に関連を持つようになったときに市場は完成される」

¹⁵

ここでいう「地域貨幣」は、本論文でいう地域通貨ではなく、王や領主等の権力者が発行した金属貨幣である。王や領主等の権力の範囲内で、そうした貨幣を使う閉鎖的な市場が無数にあった。これに対して、個々の市場 A と市場 B (および C、D…) を行き来する商人が存在した。彼らは行き来する市場の数だけの種類の貨幣を保有するのではなく、どちらの (いずれの) 市場でも取引に用いることができる通貨を見つけだそうとするだろう。それができない場合には、両替商人という仲介者を通じて貨幣を両替する。本来は権力の範囲内ごとに閉鎖的な市場であっても、互いの市場で取引される財は貨幣価値の比率を通じて連結できるわけである。貨幣の価値尺度が統一されなくても、交換レートを示すことができればよい。そうした連結が連なり、グローバルな市場を形成していく。

また『経済史の理論』で、一つの社会で複数の貨幣が並行して用いられる理由を、金属

¹¹ 高木[2016]pp.121-124,132.

¹² 宮本・鹿野[1999]p.14.

¹³ リエター[2001]p.158. なお、引用もとの「地域通貨」という用語は、本論文の地域通貨の定義とは異なる。各地方の権力者によって発行され、一定の地域で流通していた現地通貨を意味する。

¹⁴ 「取引当事者は、ある商品を自分で使用するためにではなく、また自分で直接に使用しようと思っている他の当事者に譲り渡すためにでもなく、その同じ商品を中間商品として受け取る用意がある他の仲介者に譲り渡すために獲得し始めなければならない。中間商品が受け入れられるのは、それが他の人々によって中間商品として受け入れられることが知られているからである」ヒックス[1972]P.6.

¹⁵ ヒックス[1972]P.7.

価値の品位、信用の広がりによって説明している。ヒックスは、国際間取引に用いる貨幣である『大』通貨』と各地域で用いられた通貨（ヒックスは「地方通貨」と呼ぶ）について次のように述べている。「そのような通貨〔国際間取引に用いる『大』通貨〕。引用者〕——その誇り高い発展系列は、コンスタンティヌスのソリドゥスに始まり、ビザンチンのノミスマ、アラブのディナールやディレム、フローレンスのフローリン、ベニスのダカットに引き継がれ、さらにオランダのグルデンや英貨ポンドにまで続くのである——は、幾世紀もの間、ずっとその価値を維持していた。しかしこのような一般的流通性をもっていなかった地方通貨は、困窮している政府の恣意のままになった」¹⁶

ヒックスの考えに従えば、法や権力によって人々に受け取りを強制できる狭義の流通範囲の外でも貨幣が流通するためには、額面価値に対して量目価値がどれくらいであるかという品位が問題となる。品位の優れた良貨は、選銭によって人々の手元に留め置かれ貯蓄され、国際間取引の支払い手段としても用いられる。これに対して、品位の劣る悪貨は、取引の主導権が買い手ではなく売り手にある取引や市場では取引相手に受け取りを拒まれる運命にあり、法や権力の及ぶ範囲内でのみ効力がある強制通用力により日々の支払い手段として使用される。国際間取引の決済手段としては受け入れられる可能性は低い。

ただし、2通貨の関係は、ヒックスが考えたように、貨幣の品位のみで流通範囲が定まるという単純なものではなく、実際には、多様な使われ方をしてきたことに留意が必要である。例えば、黒田は、「ヒックスは、現地の内と外に分ける理論を示さず、実質的に、行政的な空間の内と外に区分してしまっている。……（略）……権力による区分とは無関係に、国境の中でも、あるいは国境を越えても生じるてくる貨幣流通の空間的区分を問題とする」¹⁷と述べている。ヒックスは貨幣を発行する王や領主の立場から貨幣の流通を考えているのに対し、黒田は、そうした貨幣が市場で使われはじめると、実際にどのように流通し、移動していくかを問題としている。

では、なぜ貨幣の流通は権力の強制によって定めることができないのか。その理由を黒田は以下のように述べている。

「第一に、貨幣需要の変動特性が市場階層によって異なるということである。季節性の強い穀物、たとえば粟の売買を主要部分とする市場空間Bと、季節性が弱い家畜や靴が売られる市場空間Dとでは、その貨幣需要の変動特性は異ならざるを得ない。問題はその空間範囲がずれるため、同じ手交貨幣で二つの階層の市場の貨幣需要に応えようとすると、一方の需要が他方の供給を脅かしかねないことである。……（略）……

第二に、下層市場ほど日常的財の取引の割合が大きくなり、零細額面通貨の需要が高くなる。ところが、上層市場から下層市場へと通貨を散布すると、額面が小さい手交貨幣ほど下層に届き、そしてそれらが上層市場へ還流する程度は低くなる。つまり小額面通貨に関し、下層市場ほど需要が高くなり、上層市場ほど還流しないため供給が不足するという

¹⁶ ヒックス[1970]pp.132-133.

¹⁷ 黒田[2014]p.13.

傾向をもたらすことになる。…… (略) ……

この二つの要因は、貨幣を統一的に維持するよりも、競争的に複数の通貨を保有することに合理性を付与することになる。そしてそれは階層ごとに通貨を自立的に保有する傾向を生じさせ、その結果、通貨の間の交換に非対称性が現れることになる」¹⁸

複数の貨幣が並行して流通しているとき、取引者間で貨幣を選択する基準は、貨幣の品位のみではない。それぞれの人々がどの貨幣を使うかは、額面や品位という質的情報を元としながらも、実際にはそれぞれの地域や市場ごとに、財と貨幣の需給バランスにおいて相対的に定まるという指摘である。市場で取引される財の品目とその季節性、財の価格や取引の額面の大きさ等により、市場ごとに貨幣を使い分けるのは、合理性がある。

狭義の地域通貨は、こうした金属貨幣の時代の歴史的な現象の延長線上にあるわけではないが、地域通貨が日々の取引動機を満たす交換財として使われる理由や、貨幣の機能と役割を考える視座の一つとなる。

¹⁸ 黒田[2014]pp.207-208.

第1章 経済学における地域通貨の位置づけ

地域通貨は多種多様であるが、貨幣の機能や役割からすれば、交換に特化した通貨である。地域通貨は、商品券や電子マネーと以下の点で異なる。例えば日本の商品券や電子マネーは、財と交換するために使用された後、法定通貨に換金されて消滅する。このような一度しか使用されない媒体は地域通貨ではない¹⁹。地域通貨は、法定通貨と同様、通貨を渡した相手方に購買力が移転し、それがまた流通するものをいう。移転した購買力は、再び財の取引に利用されることで転々流通し、交換の媒介として機能し続ける。

こうした地域通貨の仕組みの原型は、1930年代のスタンプ紙幣といわれている。スタンプ紙幣は、1930年代、経済的な苦境を理由に欧米各地で試みられた補完通貨である。スタンプ紙幣は、1929年、ドイツ中央部の都市エアフルトで始まったヴェーラ（Wära）が最初であった。ヴェーラは、Wertmarke（印紙）と呼ばれる郵便切手のような小さな紙片を利用者に購入させ、これを1カ月ごとに紙幣に貼り付けなければならないという仕組みを用いた。この小さな紙片をスタンプと言う。ヴェーラの発行者がスタンプを導入したのは、ゲゼルの自由貨幣の提案を実現しようとしたためといわれている²⁰。

本章では、ゲゼルの自由貨幣と、これに対するケインズの論考について述べた後、実際のスタンプ紙幣について述べたフィッシャーの論考について考察する。また、貨幣の機能（役割）の観点から、市場経済型地域通貨の特徴を述べる。

第1節 ゲゼルの自由貨幣

ゲゼルは1916年に執筆した『自然的経済秩序』²¹（*Die Natürliche Wirtschaftsordnung*）で自由貨幣（Freigeld）を提案している。ゲゼルの意図は、貨幣のもつ優位性を低減し消滅させようというものだった。

ゲゼルの考えは以下のようなものだった²²。まず、貨幣は、交換の用途に使われるべきだとゲゼルは考えた。

「貨幣は交換の媒体にすぎない。貨幣は、物々交換の困難を避け、商品の交換を促進しなければならない。物々交換は不確実で、面倒で、費用がかかり、そして非常に頻繁に取引不成立となった。物々交換にとって代わる貨幣は、商品の交換を、確実に、迅速に、安

¹⁹ 例えば、リエター[2013]pp.112-113.は、クリチバ市（ブラジル）におけるゴミ収集プログラムで配布されるバスのトークンを補完的地域通貨の一種としてあげているが、このトークンは1度使用されれば償却され流通することはない。また、トーマス・グレゴ Jr[2013]pp.106-107.は、購入した商品額に応じて入手できるカナディアンタイヤ社が発行するクーポン券（俗に Canadian tire money とも呼ばれる）、航空会社のマイレージを例としてあげているが、これらも商品券やクーポン券であり、地域通貨ではない。

²⁰ Fisher[1933]pp.17-18. Onken[1986]p.3.

²¹ 邦訳には、[2004]『自然的経済秩序』（岩田憲明・廣田裕之訳）・[2007]『自由地と自由貨幣による自然的経済秩序』（相田慎一訳）による出版・[2018]『自然的経済秩序〈1〉〈2〉』（山田明紀訳）アルテ）がある。

²² Gesell[1916]pp.179-183.

価としなければならない。

これが、われわれが貨幣に求めることである。商品の交換の確実さ、迅速さ、安価さの度合いが、貨幣の有用性を試す試験の手段となる」²³

しかし、貨幣に備わる特殊性が交換の促進を阻んでいるとゲゼルは考えた。貨幣以外のすべての財は、時間の経過とともに品質の劣化、磨耗、破壊、腐敗等により価値が減少していく。通常、これを持越費用というが、実際、商品の価値の減少は一般的に費用を支払えば食い止めることができるというものではない。これに対して、貨幣には劣化や磨耗は起こらない。貨幣は、他の財に対して持越し費用の面で優位であり、使用の先延ばしが容易である。つまり貨幣は貯蓄の手段となりやすい。金▲ルビ：ゴールド▲は経年劣化が起こらないと思われるかもしれない。その点で、金や銀は商品よりも優位であり、貨幣として用いられるようになったとも考えられるが、その金や銀にしても保管料という持越費用は発生する。保管料の点でも貨幣は商品よりも容易に持ち越せる²⁴。

本来、貨幣は商品の取引を円滑にするための媒介物にすぎないものだが、このような持越費用の違いが交換機能を低下させる。そこでゲゼルは、他の諸財が劣化・磨耗するのと同様に、貨幣も時間の経過とともに価値が減少するようにしなければならないということをも提案した。つまり、あえて貨幣の価値を減少させることによって、迅速に貨幣を使わせるようにし、商品の交換を円滑にさせようと考えたのである。

「商品は、腐敗したり、消失したり、壊れたり、錆びたりする。貨幣も、商品の特質と同程度の、好ましくない、損失をもたらすという特徴を有している場合のみ、迅速に、的確に、費用をかけずに取引を媒介する。なぜなら、そうした貨幣はいかなる状態でいかなる場合でも誰からも好まれるわけではないからだ」²⁵

「商品としての貨幣を改良するのであれば、財と同じように貨幣も劣化するようにしなければならない。

商品（あるいは財）を所有する者は常に取引を急いでいるのだから、交換手段の所有者は取引を急ぐという正義が求められる。供給側は強制のメカニズムを直接課されているのだから、需要側も同様の制約を課されるようにしなければならない」²⁶

これを実践する方法として、ゲゼルは具体的な自由貨幣の仕組みを考えている²⁷。

- ・ 1、5、10、50、100、1000 マルクの 6 種類の紙幣を発行
- ・ 1 マルク未満のペニヒ²⁸硬貨の代わりとなる補助紙幣を発行
- ・ 6 種類のマルク紙幣は 1 週ごとに、額面の 0.1%相当の価値を失う。紙幣の裏面に、0.1%

²³ Gesell[1916]p.160.

²⁴ Gesell[1916]pp.138-141

²⁵ Gesell[1916]p.181.

²⁶ Gesell[1916]pp.181-182.

²⁷ Gesell[1916]p.183.

²⁸ 1 マルクは 100 ペニヒ。

相当の補助紙幣を貼り付けなければならない。この費用は保有者が負担

- ・紙幣は1月初めに流通を開始し、12月末に回収する。翌年1月に新たに紙幣を発行

ゲゼルの改革案は法定通貨自体の改革だった。つまり、ゲゼルは現状の法定通貨にとって代わる代替通貨を考えていた。

政府が貨幣需要に応じて自由貨幣を発行し、余剰があれば回収する²⁹。既存の通貨であるマルクは、当初は存続し、自由貨幣との交換は個人の自由に委ねられ、数カ月間の交換期間中は2つの通貨が同時流通する。交換期間終了後、従来のマルクは法定通貨の地位を失い、自由貨幣のみが流通するというものだった。

しかし、欧米各地でスタンプ紙幣を実施しようとした人々が、ゲゼルと同様に考えていたわけではなかった。欧州各地でそれぞれスタンプ紙幣の発行と流通に関わった人々は左翼的な思想を持っていたが、スタンプ紙幣を使って社会改革をしようとした形跡はない。米国ではそうした思想的な背景すら、ほとんどなかったようである。

第2節 ケインズのスタンプ紙幣

ゲゼルの自由貨幣について、ケインズは“stamped money”と呼び、『一般理論』で言及している。

「スタンプ紙幣という考え方は妥当なものである。制限された控え目な規模であれば、それを実行する適切な手段を見つけることができるだろう。しかしゲゼルが考えていなかった多くの問題がある。特に、貨幣は流動性プレミアムをもつ唯一の存在なのではなく、他の財と程度の差があるだけであり、他のどの財よりも高い流動性プレミアムをもつという点で重要性を有しているということにゲゼルは気がついていなかった。したがって、もし貨幣がスタンプの制度によって流動性プレミアムがはがされるのであれば、銀行券、短期債、外国通貨、宝石、貴金属等が代替手段として長い列をなすであろう」³⁰

「もちろん、スタンプの費用は適切な額に定めることができる。私の理論では、貨幣利子率（スタンプの費用を考えないもの）が、スタンプの費用は完全雇用と両立する新投資に相当する資本の限界効率を上回って超過する分とほぼ等しくなければならない。ゲゼルの提案は、1週間あたり1000分の1であり、年率5.2%に相当する。これは現状からすれば高率すぎるであろう。しかし、適切な額は、時々変更する必要がある、試行錯誤によるのみ到達することができるだろう」³¹

ここで留意しておかなければならないことは、前述のように、そもそもゲゼルの自由貨幣は、補完通貨ではなく、代替通貨を考えていたということである。このケインズの一文も代替通貨である自由貨幣への論評と読める。法定通貨にスタンプの制度を適用するとい

²⁹ Gesell[1916]p.184-185.

³⁰ Keynes[1936]p.358

³¹ Keynes[1936]p.358

うのがゲゼルの考えた自由貨幣であったが、現実のスタンプ紙幣は、法定通貨と並存する補完通貨である。代替通貨と補完通貨の違いは、区別して考える必要がある。

代替通貨としてスタンプ紙幣を考えるのであれば、ケインズが論じたように、スタンプの額は、貨幣の流動性選好を減少させる手段に用いながらも、完全雇用を維持する投資水準と両立する負担率にしなければならない。代替通貨が貨幣の地位を獲得するのであれば、それまで使われていた法定通貨は、もはや貨幣の地位にはない。この場合、代替通貨であるスタンプ紙幣が、従来、法定通貨が担っていた役割を果たし、かつ取引動機、予備的動機、投機的動機のすべてを満たさなければならないということになる。スタンプ紙幣を代替通貨と位置づけた場合には、貨幣の役割の一部分が果たせればよいというものではなく、すべての面で整合的でなければならないということになる。

現実に使われたスタンプ紙幣は、法定通貨の地位を獲得することはなく、法定通貨の機能を一時的、部分的に補完することで法定通貨の従来を微調整する手段に使われていた。補完通貨型のスタンプ紙幣では、スタンプの額は投資の限界効率に制約されることなく、流動性選好を減じる分と同じか、それよりも少しだけ高い率と考えればよい。補完通貨としてのスタンプ紙幣は取引動機に使われるのであり、貯蓄と投資の分野では法定通貨が使われ続けるだろう。

スタンプ紙幣を代替通貨とするか、補完通貨とするかで、スタンプ紙幣はどのような役割を担うのか、またどのような仕組みを採用すべきかが異なってくる。

ケインズの批判は、実現することがなかったゲゼルの自由貨幣案（法定通貨改革）に対するもので、現実のスタンプ紙幣（補完通貨）に対してのものではない。ケインズは、ゲゼルの考案したスタンプ紙幣について「アーヴィング・フィッシャー教授が祝福の言葉をささげた」³²と書いているが、フィッシャーが意義を認めたのは、物価の是正手段である補完通貨としてのスタンプ紙幣であり、代替通貨としてのそれではなかった。

第3節 フィッシャーのスタンプ紙幣

フィッシャーはスタンプ紙幣を補完通貨として導入するメリットを提示した。

フィッシャーは1930年2月に“*The Stock Market Crash and After*”を刊行し、恐慌は政府の金融政策の失敗による短期的な景気後退と分析していた³³。しかし、1932年7月に刊行した“*Booms and Depressions*”で見方を改め、恐慌の原因は負債過剰とデフレーションであると考えた³⁴。また、同書の附録のなかで、スタンプ紙幣についても言及している³⁵。その後、1933年に“*Stamp Scrip*”を出版している。最初にスタンプ紙幣に興味を抱いたのは、フィッ

³² Keynes[1936]p.355

³³ 久武[1961]p.384.

³⁴ フィッシャーは“*Booms and Depressions*”で、不況時には一つの債務不履行が連鎖的な債務不履行を起こすという負債デフレーション（*debt deflation*）理論を展開している。フィッシャーは“*Stamp Scrip*”のなかで負債の連鎖を解消する話を引いている。Fisher[1933]pp.15-16.

³⁵ Fisher[1932]pp.227-228.

シャーに雇われ、“Stamp Scrip”の執筆協力者となるハンス・R・L・コールセン（Hans R. L. Cohrssen）だったようだ。コールセンはフランクフルト近郊の出身で、フィッシャーの指示を受け、フィールドワークを行い、報告したという。

フィッシャーは貨幣の流通速度に着目してスタンプ紙幣を評価した。これについては1930年代のスタンプ紙幣が登場する背景に地域経済の苦境があったことを理解する必要がある。不況期には人々は将来の支出に備えるため貨幣の保有動機が高まり、現在の支出を減らそうとする。貨幣の流動性選好は上昇し、流通速度は低下するため不況克服をますます遅らせることになる。スタンプ紙幣は貨幣保有に費用を設定することで退蔵を防ぎ、流通速度を上げるために役に立つとフィッシャーは考えたわけである³⁶。

フィッシャーは、法定通貨と並行して流通するスタンプ紙幣が消費を促進する起爆剤と捉え、不況を克服する方策として適切だと考えた。ゲゼルは、持越費用を設定することで法定通貨の仕組みを変えようとしたが、フィッシャーは法定通貨の制度を存続させるために、一時的にスタンプ紙幣を使おうと考えた。したがって、不況を克服した後に、スタンプ紙幣の発行と流通は停止したほうがよい³⁷と述べている。

景気を浮上させるためには貨幣の回転率（流通速度）を上げればよいと考えたフィッシャーはそれを実行に移そうとする。フィッシャーは、あえて“悪貨”を作り出すことで景気回復を図ろうとしたのである。

第4節 スタンプの仕組み

（1）スタンプ代金の負担率

スタンプ紙幣は需要不足型のデフレーションを克服する一時的な手段である。恒久的な制度ではない。不況によって取引の活発さが失われるのは、人々が財そのものを欲しなくなるためではなく、購買力が低下すること（有効需要の低下）と、人々の流動性選好が上昇するために買い控えが生じるからである。ある財を別の財に自由に交換しうる程度である流動性は、不況が深刻となるほど、予備的動機と投機的動機を上昇させ、最も流動性の高い貨幣の保有を増加させるだろう。この流動性の便益を得るために支払うつもりがある度合いが流動性プレミアム（liquidity-premium）である³⁸。流動性選好の上昇により貨幣の退

³⁶ 宮崎は、「フィッシャーの計画案は一貫して、負債デフレーション理論の中で問題となった貨幣退蔵に対処するための方策であった」と述べている。宮崎[2010a]p. 12.

³⁷ Fisher[1932]p.66.

³⁸ 流動性プレミアムは、流動性の便益を得るための対価のことである。「ある期間にある資産に対して思い通りにできる力は、潜在的な利便性または安全性を提供するだろう。資産そのものの初めの価値は等しいが、異なった種類の資産については同等ではない。あえて言えば、期間の最後に成果を示すものは何もないが、人々はそのためにいくらかを支払うつもりのあるものである。この思い通りにできる力から得られる潜在的な利便性または安全性（資産に基づく利回りと持越費用を除く）に対して支払う意志のある額（について測定した量）を、その資産の流動性プレミアムと呼ぶ」 Keynes[1936]p.226.

蔵が生じた状況を打開するため、法定通貨よりも期待収穫 ($q-c+l$)³⁹の低い購買力を社会に供給する方法が、スタンプ紙幣である。スタンプ紙幣が法定通貨よりも期待収穫が低くなるのは、スタンプという仕組みによる持越費用の増加と、法定通貨よりも信用の度合いが低く（受容性の劣位）流動性の便益が低いことによる。言い換えれば、良貨たる法定通貨が退蔵されて流通速度が低下しているからこそ、スタンプ紙幣という悪貨を投入するのである。

通常、売り手は財の対価に法定通貨を欲するが、デフレーション下で、スタンプ紙幣を対価として受け取ってもよいと人々が考える間、スタンプ紙幣を流通させ続ける意味がある。スタンプ紙幣が役割を終えるのは、不況が克服されていく過程で、人々のスタンプ紙幣に対する流動性選好が漸次低下していき、これがスタンプ紙幣の負担額よりも小さくなったときである。

スタンプの負担率については、欧州のヴェーラと労働証明書は月 1%の負担率で年率に換算すると 12%、WIR の紙幣は年率 24%に対して、米国のスタンプ紙幣は年率で約 100%超が主流だった。このスタンプの負担率の違いは、欧州ではスタンプの代金を換金原資とせず、運営費や告知費に使うものと考えられており、米国ではスタンプの購入代金を法定通貨への換金原資に充当するために設定されたことによると思われる。米国型の場合は、事前に換金資金を調達する必要がないという点で優れているが、負担率が過剰に高くなりすぎること、スタンプ紙幣が活躍する場を狭める。フィッシャーは例えば 1 週間で 2%ではなく 2 週間で 2%とし、流通期間を延ばし 2 年間流通するという方法も提案している。

(2) スタンプ代金負担に関する人々の認識

i) 価値の形状

スタンプを貼り付けてある紙幣の価値は形式的にも実質的にも額面価額の価値を持つ。額面 1 ドルの紙幣で 1 週間に 2 セントのスタンプを貼り付ける仕組みのとき、期日を過ぎた直後と 5 日経過した時点と比較しても、スタンプ紙幣は 1 ドルの支払い手段として使われることに変わりはない。また、例えば 2 週間分のスタンプを貼り付けていない紙幣であっても、保有者が合計 4 セントのスタンプ代金を負担することにより、額面通り 1 ドルで使用することができる。スタンプ代金を支払わなければ、原則として、96 セントで流通するのではなく、そもそも使用できないという仕組みである。ただし、そのためには流動性が十分であることが前提となる。例えば、2 週で 1 回転するという流通速度の場合、平均して 2 枚のうち 1 枚は 1 週間以内に次の人に手渡す機会を見つけないと、スタンプ紙幣を受け取った人は意識するであろう。

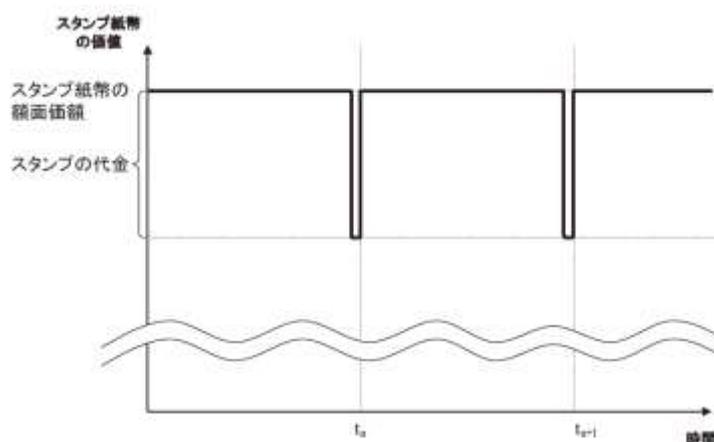
スタンプ紙幣の価値の形状⁴⁰は次のように考えられよう⁴¹。

³⁹ q =収益・産出量、 c =持越費用、 l =流動性プレミアム。法定通貨と同様に、スタンプ紙幣の q はゼロである。

⁴⁰ 詳細は、歌代・林[2019]pp.72-75.を参照。

新たにスタンプを貼り付けていないスタンプ紙幣の価値は、スタンプ貼付期日 t_n の前日から t_n に日付が変わる瞬間に額面からゼロとなる。しかし、実際には、スタンプの代金を追加で支出すればスタンプ紙幣は額面価値に戻るのであるから、実質的な価値はゼロにはならず、スタンプ代金の分だけが減価すると考えられる（図表 1-1）。

図表 1-1：スタンプ紙幣の価値の形状



筆者作成

ただし、他の人が受け取ってくれないと予想すると、極端には、スタンプ貼付の期日の直後でも、スタンプ紙幣の価値は額面価値からスタンプ代金の分をマイナスしたものとなる。つまり、楽観的な見通しがもてない（受容性が低いと思われる）場合、スタンプ紙幣は受け取らないほうが賢明である⁴²。

次に、1930年代には存在しなかったケースであるが、スタンプを日割で負担することを考える⁴³。日々、スタンプ代金の日割分を負担する（日々、減価する）と考えるわけである。

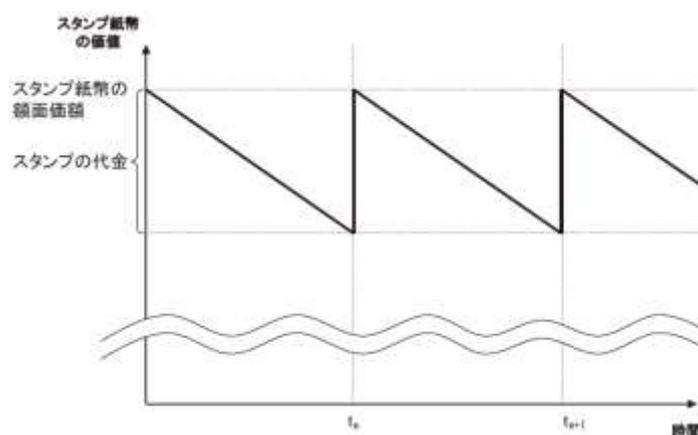
スタンプ貼付期日 t_n から次のスタンプ貼付期日 t_{n+1} に向けて、スタンプ紙幣の価値は、 t_n の時点の額面から直線で t_{n+1} の時点のスタンプ代金分が減価する点まで直線で減価し、スタンプ貼付によって、価値は額面価値まで垂直に上昇する。このとき、価値の形状は、この動きを繰り返す鋸歯状になる（図表 1-2）。

⁴¹ スタンプ貼付期日を過ぎて以降に、使用者がスタンプを貼り付ける方式の場合である。

⁴² 取引のたびに保有者がスタンプを貼り付けねばならない方式であれば、スタンプ紙幣は受け取られ難くなる。米国でのスタンプ紙幣の失敗は、それが一因であろう。

⁴³ 現在では電子的に行えば、スタンプを日割とすることは困難ではない。説明上、金利と考えるとわかりやすいので（実際に、金利と考えている人が多い）、金利として説明するが、本章第5節で後述するように、スタンプ代金は金利ではない。

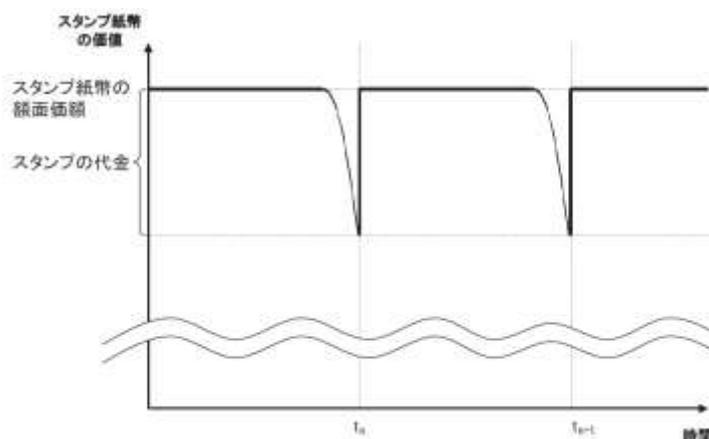
図表 1-2 : 日割で負担する場合のスタンプ紙幣の価値の形状



筆者作成

実際のスタンプ紙幣のケースを考えてみる。スタンプ代金は、スタンプ貼付期日以降に最初に使用する人だけが負担する。実際には、人々の認識は直線で作られた鋸歯の形状ではなく、前述の日割ケースの鋸歯の斜めに下降する直線部分が、右上方に凸となる（図表 1-3）と考えられる。

図表 1-3 : 人々のスタンプ紙幣の価値認知の形状



筆者作成

そもそものスタンプの仕組みは、期日直前にスタンプの代金分だけ価値が減少するものであるから、スタンプ紙幣の本来の価値を考えた場合、図表 1-1 のようになる。日割で負担する場合であれば図表 1-2 のようになると考えるのが適切である。しかし、実際の利用者は、ある程度の期間はほぼ額面価値通りの価値があると認識するが、期日が近まるにつれて価値が逡減し、いずれかの時点で急落すると想定して行動するということになる

う。スタンプ紙幣の受容性をどのように考えるかは個人によって異なるから、ある人は図 1-3 よりも早い時期に逡減的になると考えるかもしれないし、期日間際であっても必ず利用できる受け入れ先があるという人は期日間際まで低減しないこともあろう。

ii) スタンプ代金負担の公正さ

スタンプの仕組みが公正 (fairness) なのかについても簡単に考えておく。実は、この問題がスタンプの効果をもたらしている。公正を考えるには、公平 (平等に扱うこと equality) と衡平 (吊り合いを取ることに balance) の視座から考える必要がある。スタンプ代金の負担についての衡平と公平に関しては、以下のように考えられる。

スタンプを貼り付ける日の直前に取引で受け渡しした場合、手渡した側の買い手はスタンプ代金から逃れ、紙幣を受け取った売り手が負担させられることになる。直前の取引を制限したり、スタンプ代金を部分的に負担したりする仕組みではない。つまり、スタンプ代金の負担は利用者間で公平にはならない。また、より多くスタンプ紙幣を利用する人が、より多くのスタンプ代金を負担するものでもない。その意味でスタンプは衡平でもないとも考えられるが、しかし、スタンプ貼付期日以降に最初に使用する人が負担するという点で、バランスがとられている。スタンプは、個々の利用者にとってという意味で、受益者負担のシステムではない。だからこそ、スタンプ紙幣の流通が促されるのである。

スタンプ代金の負担は、トランプゲームの「ババ抜き」にたとえられよう。個々の人々がスタンプの代金を逃れようとして (自分だけは費用を負担しないと考えるようにさせることで)、スタンプ紙幣の流通速度を上げることができる。ただし、自分がババを掴まされることもある。ババを押し付けあい、しかし、誰かがスタンプ代金を支払った結果、地域の経済状況を好転させるきっかけができ、最終的には皆が利益を得るという方法ということになるのである。地域内での経済的な取引が活発になれば、皆が利益を享受することができる。

(3) 減価方式と費用徴収方式

スタンプ紙幣は減価する仕組みを採用していたが、基本的に、通貨発行総量は減少しない仕組みだった。例えば、額面 1 ドルの紙幣で 1 週間に 2 セントのスタンプを貼り付けなければならない仕組みのスタンプ紙幣があったとする。1 週間後、この紙幣の使用は停止させられ、その禁足を解くためには 2 セントのスタンプを貼らねばならない。スタンプを貼り付ければ 1 ドルの価値で使用できる。つまり、スタンプを貼ることでスタンプ紙幣は 1 ドルの購買力を維持し続けることになる。

紙幣にスタンプを貼り付けるという方法は、1930 年代ではそれほど突拍子もないものではなかったとロゴフは述べている⁴⁴が、現代でこの方法をそのまま行うのは難しいだろう。

⁴⁴ 「スタンプ紙幣のアイデアは、今日の人々からは少し滑稽のように感じるかもしれない。しかし、かつてスーパーマーケットのリワード・プログラムだった『グリーンスタンプ』を母

以下、スタンプの代金の徴収方式について述べる。スタンプ等の手段を使わず購買力自体を低減させ、流通貨幣の総量を減らす仕組みを採用していた通貨もあった。フィッシャーが事例として紹介しているドイツの **Tauscher** 紙幣⁴⁵やニューヨークのスリーフォールド・コモンウェルス紙幣、それ以外でも例えばネブラスカ州ネルソンの紙幣⁴⁶等である。こうした紙幣の額面価値自体が減価するものについてフィッシャーは否定的だった。額面そのものが減価していくというアイデアは、計算が面倒で不便であり、取引相手に拒絶される可能性が高いからだとして述べている⁴⁷。しかし、紙媒体ならば減価した額面を取引のたびに確認しなければならないため現実的ではないが、現代では、電子的な媒体であれば可能である。電子的な媒体の場合、費用を当該の口座の残高から支払うことができれば、減価と同義になるだろう。

スタンプ紙幣・額面価値自体が減価する紙幣のどちらでも、保有し続けるためには、保有者は保有料を支払わなければならない。ただし、スタンプ紙幣の場合はスタンプ代金を金銭で支払うが、額面価値自体が減価する紙幣の場合はお金を支払うのではなく取得時よりも購買力が減ることによって負担するという違いがある。経済的には同じであるが、心理的影響を考慮に入れると、減価する紙幣は実際にお金を支払うわけではないため、利用者の立場では抵抗感が少ない。利用者に手持ちの紙幣を早く使わせることが目的であるため、実際に金銭で支払わせるスタンプ紙幣のほうが、より強い動機を持たせる仕組みとなる。

スタンプの費用を法定通貨で徴収する方法もある。そのほうが失った時の不効用が大きいため、流通を促進させる動機付けになる。スタンプの代金を法定通貨で支払おうがスタンプ紙幣で支払おうが同じことであるが、支払う人にとっては法定通貨のほうが支払いから逃れようとする意識が強くなるかもしれない。

電子的な媒体で費用を法定通貨で支払わなければならない仕組みでは、例えばスタンプの代金を口座から自動的に引き落とす口座振替等を利用する。もし、スタンプの支払いが滞った場合には、その利用者のスタンプ紙幣の口座は、スタンプの代金を支払うまで利用を凍結するといったこと等が考えられる。

が集めていたことを記憶している。……（略）……ゲゼルが提案した当時の文化的背景からすれば、スタンプ紙幣は今日ほど突拍子もないものではなかった。それでも、スタンプ紙幣という提案はほとんど実用的ではなかった。スタンプ紙幣の問題は、ケインズが指摘したように、貨幣の役割である流動性を大いに損なうことである」 Rogoff[2016]p.165.

⁴⁵ この紙幣はドイツ交換協会（Allgemeinen Deutschen Tauscherverbandes）という組織により発行されている。1931年7月末発行の1マルク相当の紙幣は、第1週（7月30日から8月5日まで）は1.1マルク（110ペニヒ）の価値が設定されており、毎週1ペニヒずつ減価する仕組みを採用している。流通は年末までの21週間を想定して作られており、12月末に90ペニヒの価値になるというものだった。

⁴⁶ depressionscrip.comに掲載されている紙幣を見ると、発行時の額面は25セントで、取引ごとに23、21、19、17、16、15、14、13、12、11、10セントに減価し、紙幣は11回取引すると法定通貨に換金されるものと考えられる。

⁴⁷ Fisher[1932]p.40.

(4) スタンプを貼り付ける頻度

時間軸に従ってスタンプを貼り付ける仕組みでも、その頻度を月ごと、週ごと、日ごとのいずれにするかも考量が必要だろう。

現在では、日ごとでも実施可能だろうが、スタンプは紙幣の保有者に早く使わせるための方法だということを考えれば、あまり適切とは思えない。日々費用が発生するようになった場合、煩わしすぎたり、費用面が強調されすぎたりすることで、人々にスタンプ紙幣そのものが受け入れられない可能性が高まるであろう。心理的な面も考慮する必要があるだろう。例えば、サラリーマンローンで借金をしている人は、日々利息が生じているということにより、金利負担への抵抗感が薄らぐ。スタンプは、スタンプ代金の支払いを逃れるために利用を急かすための仕組みであり、負担感が失われては意味がない。

ドイツのキームガウアは、スタンプ方式を採用している地域通貨の数少ない事例の一つである。スタンプの頻度は半年に1回、額面価額の3%に相当するスタンプを紙幣に貼り付け、3年間流通するうちにスタンプを5回貼り付ける仕組みを採用している⁴⁸。

大恐慌期ほど流動性選好が高いわけではなく、地域通貨に対する受容性が必ずしも明確ではない現在の地域通貨でスタンプを導入するのであれば、毎週や隔週に1度といった頻度が適当かもしれない。しかし、1930年代のような未曾有の不況期のように流動性選好が著しく高くなるようなときには、もっと短いタイムスパンで徴収するというほうがよいとも考えられるが、すでに述べたように、例えば、日々徴収されるといったことになれば、スタンプがもたらす効果は弱くなると考えられるから、短ければよいということにもならない。

第5節 地域通貨の機能と役割

「機能」は、それ自体が持っている固有の性能や性質であり、「役割」というのは、組織とかの全体のなかでの位置づけであり、果たすことを期待されている作用のことである。その意味で、「貨幣の機能」という言い方は厳密ではなく、「貨幣の役割」が正しいと考えられる⁴⁹。本論文では、この点を詳細に論じることはせず、一般に使われるように、機能の語を用いる。

(1) 地域通貨の機能

⁴⁸ ユーロへの換金原資に紙幣を販売した代金を当てており、スタンプの売上は換金原資の中核になっていない。Chiemgauer ホームページ (<https://www.chiemgauer.info/informieren/statistik/>) の Chiemgauer-Statistik を参照。

⁴⁹ それまでの経済学者の見解を踏まえて、最初に貨幣の機能 (function) をまとめたのはジェヴォンズと考えられる。一方、ハイエクは、機能という表現に懐疑的であり、貨幣は「形容詞」だと指摘し、機能という単語は使っていない。西部は、貨幣は「モノ」でなく「コト」として成り立っていると述べる。詳細は、歌代・林[2019]pp.81-83.を参照。

いわゆる地域通貨は、三つの機能を備えてはいないという点で、完全な貨幣ではないという見方もできようが、貨幣は多義的であり、役割を付与されたものであると考えると、地域通貨の役割が改めて浮かび上がってこよう。以下、法定通貨と地域通貨を簡単に比較しておく⁵⁰。

図表 1－4： 貨幣の機能（法定通貨と地域通貨）

	法定通貨	地域通貨
決済性（交換性）	○	△
貯蔵性	○	△？
尺度性	○	△×

筆者作成

i) 交換機能

地域通貨を交換機能しかもたない通貨であるならば、こうした不完全な通貨を人々が欲し、使用・流通しうるだろうかという疑問が生じるだろう。

地域通貨は、厳密に言えば、ある程度の信用が形成されて、交換の媒体という役割を果たすことができる場合に、貨幣の機能の一部を補完することができるということになる。したがって、信用が形成されなければ、貨幣の機能を補完することはできない。

ヒックスは、3機能すべてをもつ通貨を完全通貨、これに対して1つか2つの機能しかもたない通貨を部分貨幣と呼んだ⁵¹。地域通貨はほぼ交換機能しか持たない部分貨幣である。交換機能した持たない部分通貨は、すべての人々が自身の取引動機に基づく最適な保有量を最適に決定できるとは限らないとヒックスは述べている⁵²。

地域通貨の保有量は、消費者の立場では財の支払いに必要とする分を、事業者の立場では取引を円滑に進めるために必要とする分を、それぞれ最適と考えるだろう。しかし、実際には各自が必要とする分に、保有量をコントロールできるとは限らない。例えば商店主のような売り手の立場では、買い手から受け取る地域通貨の数量を、自身の取引動機に基づいてコントロールすることは難しい。

法定通貨のように貨幣の3つの機能を持つ完全通貨であれば、余剰分を貯蓄、預金、金融商品の購入等の他の目的に振り分けることができるが、部分貨幣の地域通貨はそうした振り分けができず、余剰分を他の用途に転用することができないという問題が生じるのである。

加えて、物々交換ほどではないにしても、地域通貨でも欲望の二重の一致が必要である。

⁵⁰ 詳細は、歌代・林[2019]pp.83-84.を参照。

⁵¹ ヒックス[1972]pp.2-3.

⁵² 「たとえ市場への参加者がその業務を終えるときに勘定を正確に閉じるようにしたとしても貨幣（たとえば銀行貨幣）は常に存在するであろう」「しかしその量は実行される取引のパターンに依存していて、どの個人の決定にも、また個人の決定の総合にさえも依存していないのである」ヒックス[1972]p.20.

地域通貨は、ある地域で流通しているといっても、実際にはその地域内のすべての人々が地域通貨を受け入れているわけではない。取引の際に「地域通貨で支払えるか？」を確認しなければならず、換言すれば、買い手は地域通貨を保有し、かつ、売り手も地域通貨を欲するという状況でなければ、地域通貨を使った取引は成立しない。

ii) 価値尺度機能

地域通貨が価値尺度機能を持たない、または価値尺度機能が低いという場合、諸財の交換価値を示す能力がないということを意味している。つまり、法定通貨の価値尺度を借用しているということになる。例えば、日本円で 100 円の財 A、500 円の財 B があるとする。地域通貨の額面 1 と日本円 1 円が等価に設定され、財 A は 100 地域通貨単位、財 B は 500 地域通貨単位ということができるとき、価値尺度機能を法定通貨に依存しているといえる。また、地域通貨の額面 10 が日本円 1 円に設定している時も、等価性を維持して計算できるのであれば、やはり価値尺度機能を法定通貨に依存しているといえる。

通貨単位に労働時間を採用している地域通貨（タイムダラー型）は独自の価値尺度を採用しているといえる。市場経済型の地域通貨では、そうしたものはほとんどなく、通常、価値尺度機能を持たない。

iii) 価値貯蔵機能

貯蔵は、現在の購買力を将来に持ち越す行為である。地域通貨は、タイムダラー型以外では価値貯蔵を持たない⁵³。そもそも、地域通貨は、強制通用力がなく信用も法定通貨より低い通貨であり、持越費用の点で法定通貨に劣る。地域通貨の仕組みは購買力の持ち越すためではなく、消費の支出を促すものである。

また、多くの地域通貨は無金利、あるいは実質的な負の金利であるといわれる。一般に無金利は金利が生じない仕組みであることを言い、実質的な負の金利は、例えば一定の期日（1 週間や 1 カ月のうち定められた日時）に保有していた場合に費用が生じる仕組みのことを指す。負の金利については、本節（4）で後述する。

（2）地域通貨の保有動機

次に、保有動機の観点から見てみよう⁵⁴。

⁵³ タイムダラー型の地域通貨については、第 4 章第 2 節、第 6 章第 2 節・第 3 節を参照。

⁵⁴ 詳細は、歌代・林[2019]pp.84-86.を参照。

図表 1 - 5 : 貨幣の保有動機 (法定通貨と地域通貨)

	法定通貨	地域通貨
取引動機	○	△
予備的動機	○	△
投機的動機	○	×

※機会費用が生じたことを理解したうえでキャッシュを保有する動機をいう。

筆者作成

これらを、両者の比較でなく、一つの貨幣のみに着目して三つの動機を考えてみる。保有している貨幣が皆無の場合、受け取る側の優先順位は、取引動機、予備的動機、投機的動機である。つまり、まず取引動機を満たすだけ貨幣を受け取り、それが満たされたとき、あるいは、“満たされると予想される”ようになったとき、次の予備的動機が作動し始め、貨幣を受け取る。最後に、投機的動機で貨幣は受け取られる。これらの三つの動機は、取引動機が完全に満たされてから次の予備的動機が作動するというものではない。将来の貨幣の受け取りと支払いの予想に従って三つの動機が任意で選択される。

(3) グレシャムの法則と地域通貨

二種の貨幣間の競争や貨幣の退蔵という、すぐにもグレシャムの法則が想起される。ここでは地域通貨とグレシャムの法則との関連を検討しておきたい⁵⁵。

「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則は、法定貨幣の額面価値と量目価値に乖離がある二種以上の貨幣が並存する世界で、量目価値の高い貨幣が退蔵され（あるいは対外貿易に使われ）、流通過程には量目価値の低い貨幣ばかりになるという現象をいう。

グレシャムの法則の一般的な認識は、「① 貴金属貨幣⁵⁶に関して、② 量目価値の高い貨幣が退蔵されて、流通過程には量目価値の低い貨幣ばかりになる」というものにまとめることができる。こうした現象が起こる理由をジェヴォンズは、買い手が最良の商品を劣悪な貨幣で買おうとする行為によると述べている⁵⁷。

ハイエクは、良貨・悪貨の間に固定された交換比率が強制されている場合にのみ当てはまると指摘する。交換比率が固定だから、買い手は悪貨で支払うのであり、交換比率が可

⁵⁵ グレシャムの法則における由来、学説検討についての詳細は、歌代・林[2019]pp.92-98.を参照。

⁵⁶ 11世紀、18世紀の中国では王朝が官銭の銅貨を大量铸造し、私铸銭が駆逐されたという。その理由は、貴金属ではないからだと考えられるが、流通量の多寡の問題も考えられる。黒田[2014]p.60. 継続的な供給の見込めない貨幣は流通しなくなる。貨幣流通には、希少性とともな貨幣供給の継続可能性も重要なポイントである。

⁵⁷ 「家具、本、衣服を求める人々は、これらの品の品質を保ちながら使おうとするものであるため、予算に応じた最高のものを選び出すと信じられている。貨幣はそれとは反対で、外に出て行くものだ。自分のポケットに入れ続けておくためではなく、手渡して隣人のポケットに入れるために、硬貨を求める。そして、隣人が受け入れるものが悪貨であるほど、彼ら自身の利益は増大する」 Jevons[1875] p.74.

変ならば、悪貨の価値は下落し、人々はこれを受け取ろうとはしない⁵⁸というのである。

また、フィッシャーは、取引者の力関係次第であるという。商品の買い手に主導権があれば悪貨で支払うから悪貨が良貨を駆逐し、商品の売り手に主導権があれば良貨で受け取るから良貨が悪貨を駆逐することになると述べる⁵⁹。

i) 信用紙幣とグレシャムの法則

ここで、グレシャムの法則が紙幣に関しても妥当か否かが問題となる⁶⁰。文字通り紙切れであるから紙幣間に量目価値の紙幣素材の差はないが、信用力の差によって自らの手許に取っておきたいか、先に使いたいかが決まる。つまり、信用力が高い紙幣（たいていは法定通貨⁶¹）が良貨と考えられることになる。再度、ハイエクの考えを紙幣の話に敷衍すると、紙幣だけの世界であれば量目価値は関係がないから、信用力のある紙幣が選ばれることになる。貨幣を自由に選択できるのであれば、わざわざ価値が劣化していくものを選ぶ人はいないはず⁶²で、国家は通貨発行を増やしてインフレを引き起こし、財政赤字負担を軽減しようとする⁶³から、「良貨は悪貨を駆逐する」ことになる。ただし、ここでは“駆逐”の意

⁵⁸ 「ジェボンズやその他の多くの人々が見逃しあるいは関係がないと考えていたと思われるのは、グレシャムの法則は、固定された交換比率が法律によって強制されている異なった種類の貨幣にのみ適用されるものであるということである。もし法律が二種の貨幣が債務の弁済にあたって完全に代替的であると定め、債権者に含有量の多い金貨の代わりに含有量の少ない金貨を受け取ることを強制するならば、債務者はもちろん後者のみで支払いを行い、前者の中身についてはより有利な用途を見付けることになるであろう。

しかしながら、可変的な交換利率があれば、質の劣る貨幣はより低い比率で評価されるであろう。そしてとくに、もしさらにいっそうの価値の下落の恐れがある場合には、人々はできるだけ早くその貨幣から逃れるように努めるであろう。こうした選択の過程により、人々はいろいろな機関によって発行される貨幣のなかで最良の貨幣と考えるものに向かって進んでいくであろう」ハイエク[1976]pp.37-38.

⁵⁹ 「悪貨は良貨を駆逐する。2つの貨幣のうち、より安価なものが常にはびこるのは、どちらのお金を使うかの選択について、お金を受け取る人ではなく、主に交換でそれを使う人に関係しているからである。2つの貨幣のいずれかで債務を支払うかを選択するとき、経済的な動機は、悪貨の使用を促すだろう。イニシアチブと選択が、貨幣を支払う人に代わって主にそれを受け取る人にある状況では、反対のことが成り立つだろう。より価値の高い貨幣または良貨が、より価値の低い貨幣または悪貨を駆逐するだろう」Fisher[1911]p.69.

⁶⁰ かつて江戸時代の藩札が信用貨幣か政府貨幣かという議論がなされたが、作道洋太郎が「信用貨幣」の対立概念として「実体貨幣」、「政府紙幣」の対立概念として「民間紙幣（私札）」をおいたことが参考となる。村田[2003]を参照。

⁶¹ 法定通貨は強制通用力を持つが、必ずしも良貨となるとは限らない。一般受容性と強制通用力に齟齬がある場合、強制通用力が発揮されないこともある。その意味では強制通用力という語は、法定通用力が妥当である。なお、その背景は、法定通貨であっても、国家や政府が信じられない場合は、強制通用力を失う。

⁶² 岩村[2008]pp.234-237.

⁶³ 「グレシャム法則は、正貨と金含有量の劣る代用貨幣をポンドのような同じ度量標準のもと固定レートで流通させる時に成立するが、両者の度量標準の単位名称を明確に区別して、変動レートにすると、貨幣の質をめぐる競争が作用するので、良貨が選択されるようになると考えたのです。これが『選銭の原理』です。ハイエクが言うには、良貨の条件は、債務者と債権者の双方に対して有利にも不利にもならないよう、安定的価値を持ち、将来の不確実性

味が、グレシャムとは異なることに留意しなければならない。グレシャムの法則では、流通過程に悪貨しかなくなるのは、良貨が退蔵されるからで、良貨が社会全体から駆逐されたわけではない。ハイエクの場合は、悪貨は退蔵されることはなく、流通過程からも社会全体からも駆逐されると述べているのである。

前述のフィッシャーの意見は、貴金属貨幣間の話であったが、法定貨幣と地域通貨との関係性で考えると、不況時には、商品の買い手が主導権を持っているので、悪貨が流通することになり、紙幣でも整合的となる。スタンプ紙幣の場合、スタンプというデマレージは、よりスタンプ紙幣が悪貨となる仕組みなのである。

ii) スタンプ紙幣とグレシャムの法則

グレシャムの法則が紙幣にも当てはまるとして、既に述べたように、フィッシャーは、グレシャムの法則の正否は取引者の力関係次第であるという⁶⁴。商品の買い手に主導権があれば悪貨が良貨を駆逐し、売り手に主導権があれば良貨が悪貨を駆逐することになる。

フィッシャーは“Stamp Scrip”で、法定貨幣が流通していないことで社会全体が困っているときに代わって流通する補完通貨が“悪貨”であるはずはなく、景気を少しでも浮揚させるなら、紛うかたなき“良貨”であると唱道している⁶⁵。しかし、“Stamp Scrip”の付録には、ペッテンギル議員の演説が掲載されており、物価水準が上昇したなら、退蔵されている法定通貨ドルは流通し始めるから、グレシャムの法則でいう“隠秘”は起こらないとある⁶⁶。ここも時間軸が抹消されていて、説明としては丁寧ではなく、比較的中期で起こることと言える。この演説のアイデアのもと、あるいはフィッシャーによるものかもしれない。想定問答の補足説明として、“Stamp Scrip”から外すことなく、掲載したものであろう⁶⁷。

(4) 負の金利について

近時、いわゆるマイナス金利⁶⁸（以下、負の金利という）の議論のなかで、地域通貨が言及されることも多い⁶⁹。ゲゼルの自由貨幣以来、一部のスタンプ紙幣等に価値が減価する現

を軽減するような通貨である、と。また、国家は、財政赤字が膨らむと、えてして通貨発行を増やしてインフレーションを引きおこし、財政赤字の負担を軽減しようとする動機を持っている。貨幣の国家独占を廃止して、多数の通貨が適切な価値基準をめぐって競争する方が望ましい状態が得られる」西部[2018]p.14.

⁶⁴ 詳細は、歌代・林[2019]p.93.を参照。

⁶⁵ 詳細は、歌代・林[2019]pp.97-98.を参照。

⁶⁶ Fisher[1933]pp.108-109.

⁶⁷ 詳細は、歌代・林[2019]p.98.を参照。

⁶⁸ 負の利子率のこと。マイナス金利は和製英語であり、しいて外来語として表記するならネガティブ金利であろう。

⁶⁹ 論文、一般書、メディアの記事を問わず、地域通貨の減価が負の金利と等値であるかのような記述は、枚挙に暇がない。例えば、ロゴフは『現金の呪い』のなかで、スタンプ紙幣に言及しているが、減価と負の金利を混同していると考えられる。「大恐慌の間、ジョン・メイナード・ケインズからアーヴィング・フィッシャーまでの一流の経済学者たちは、ゲゼルのアイデアに大いに魅了された。負の金利が、世界経済をデフレーションから脱却するための

象が見られるものがあり、それらに着目してのことであろうが、誤解である。実際の社会的な効果が同質であるという理由で、地域通貨の“減価”を“負の金利”として扱うというのであれば、強く反対する必要もないのかもしれないが、やはり、現象としてのアノマリーだけに沿っての議論は間違いのもとであり、正しい理解のうえでの議論がなされるべきだと考える。地域通貨の減価の意味を改めて考えておきたい。

i) スタンプというデマレッジ

地域通貨の減価はゲゼルのアイデアが出发点であるが、ゲゼルは自由貨幣の減価を負の金利とは位置づけていない。ゲゼルは、農産物に限らず、財は劣化したり磨耗したりするもの⁷⁰であり、唯一、貨幣のみが劣化をしないことが問題の所在であると考えたのであり、貨幣を劣化させるためのツールがスタンプだったのである。

一般には、減価の仕組みは、例えば水曜日ごとにスタンプ紙幣は減価し、その減価分を埋めるためにスタンプを貼ると理解されている。そのように考えると、スタンプの貼り付けは、減価分（減価した価値）の補填を意味することになるが、そこが誤解の出发点かもしれない。スタンプ紙幣は、水曜日ごとに“減価”するのではなく、通用力を一時的に止められるというにすぎないのである。スタンプを貼れば通用力は回復し、貼らなければ通用力は失われたままである⁷¹。

スタンプ紙幣は一定期間ごとに減価し、その減価分を埋めるためにスタンプを貼るのではなく、スタンプ紙幣は一定期間ごとに通用力が停止され、その禁足を解くためにスタンプを貼るのである。厳密には、スタンプ紙幣は“減価”するのではなく、デマレッジ(demurrage、持越費用)⁷²を一定期間ごとに支払う必要があるという意味で、通常の通用力を有する通貨

強力なツールになりうると、彼らは考えた。特に、フィッシャーはすっかり心を奪われ、1933年にスタンプ紙幣についての小部の本を執筆した。大いに苦悩した後、結局、ゲゼルのアイデアは実用的ではないとして、基本的に「人々には」受け入れられず、世界は金本位制の放棄という別な方法を見出した」Rogoff[2016]p.164。現代の地域通貨と負の金利の議論について、「利子の問題に傾倒してしまうと、地域通貨をめぐる議論の本質を見失ってしまうことになりかねない。あくまで、利子をゼロ、あるいはマイナスにすることは、一つの手段であって、それが地域通貨の本質ではないからである」と宮崎は述べている（宮崎[2010a]p.19.）スタンプ紙幣についても同様で、退蔵を防ぐために人々に早く使う動機付けとしてスタンプという仕組みを用いていると考えることができる。

⁷⁰ 金銀等は劣化はしないが、保管料が生じる。

⁷¹ フィッシャーも、スタンプを貼らないまま次の人に渡すという例を引いているが、法律で強制しないのであれば、通用力は受容されることという意味しかないので、もともと受け取る側の受容度次第なのである。

⁷² 物流業界では超過保管料を指す。超過保管料は、コンテナをフリータイムの間に引き取りに来ず、コンテナヤードに留めておくと発生する。リエターは「滞船料」で説明する。ゲゼルがその概念を復活させたのであるが、歴史的には、10～13世紀の欧州と、紀元前3000年ごろ～紀元前332年までの王朝時代のエジプト（初期王朝時代から、古王国、中王国、新王国を経て末期王朝まで）がデマレッジを貨幣制度に導入していたという。どちらの場合も、貿易等に用いられる、通常の通用力を有する、貴金属等で作られた「遠距離通貨」と、いわば「地域通貨」と、2種類の貨幣が存在しており、「地域通貨」はゲルマン地方では薄い板状

に“劣後”しているのである。

ゲゼルは、貨幣が市場という道路に出て行くためには、通行料を支払わねばならないと説明する。スタンプは、遮断機を持ち上げる通行料だというのである⁷³。ゲゼルの説明を敷衍すれば、水曜日の午前 0 時にスタンプ紙幣という車▲ルビ：ビークル▲はいっせいに一時的に駐車場に入れられ、駐車料金を支払わない限り、使えないという仕組みだ。この駐車料金がデマレージで、つまり、スタンプは駐車料金を支払った領収証ということになる。

このシステムは、ゲゼル以降、世界各地での地域通貨のシステムに取り入れられる。フィッシャーが推進しようとしたスタンプ紙幣も同様のシステムであった⁷⁴。

フィッシャーは、スタンプの代金を流通促進税と位置づけている。「スタンプは、消費税というよりも退蔵税により近い。退蔵の税率は重く、消費（または投資や預金）の税率は軽い」⁷⁵という。売上税という単語を用いて説明している箇所もあるが、取引ごとに支払うのでなければ、使用回数で按分される⁷⁶と述べており、売上税ではないとしている。

ii) 負の金利という勘違い

ケインズは、「私の理論では、貨幣利子率（スタンプの費用を考えないもの）が、スタンプの費用は完全雇用と両立する新投資に相当する資本の限界効率を上回って超過する分とほぼ等しくなければならない。ゲゼルの提案は、1 週間あたり 1000 分の 1 であり、年率 5.2% に相当する。これは現状からすれば高率すぎるであろう」⁷⁷と述べている。この一文をして直ちにケインズがスタンプの費用を利子であるとみなしていたとはいえないが、デマレージという性格よりも利子の一種と考えていたように思われる。

フィッシャーはスタンプというシステムを負の金利だと考えていた節はまったくない。

なお、地域通貨の“減価”の現象と“負の金利”の関係を貨幣の機能という面からも確認しておきたい。貨幣の機能は、前述のように三つ挙げられることが多いが、これ以外に

の銀片、エジプトでは穀物の預り証である陶片（オストラカ）だったという。リエター [2001]pp.157-159. 陶片を用いる取引は課金対象であり（リエター[2001]p.234）、デマレージが、貯金ではなく、交換を促す。リエター[2001]p.368.

⁷³ Gesell[1916]pp.141-142.ただし、ゲゼルは“減価”とも記述しており、説明は一貫していない。

⁷⁴ フィッシャーは、取引ごとにスタンプを貼り付けるという制度を認めていない。

Fisher[1933]p.31.

⁷⁵ Fisher[1933]p.15.

⁷⁶ Fisher[1933]p.56. また、「批判：スタンプ税は体のよい売上税だ。皆、売上税を嫌っている。回答：それを好きなような名前と呼ぶとよい。新事業が生まれて、われわれはその事業に与ることができた。スタンプなしで、われわれは事業をやれなかっただろう」

(Fisher[1933]pp.57-58)とも述べているが、基本的には、売上税という概念ではないと述べている。フィッシャーが現実主義者であったことを垣間見る記述だと思う。

⁷⁷ Keynes[1936]p.358. ゲゼルは、ケインズも引いているように、デマレージは毎週額面の 0.1% (Gesell[1916]p.183) であり、利子率だとすると年率換算 5.2%になる。米国のスタンプ紙幣は、年率換算 50~100%に相当し、尋常ではない高利ということになり、このことから、少なくとも米国では利子率に換算して考えていた可能性は低いと思われる。取引のたびにスタンプを貼り付ける方式であれば、スタンプは時間軸とは無関係ということであり、負の金利とはまったく別物ということになる。

も貨幣が有する付随的な機能として利子が生じるという「価値増殖」をあげる場合もあるようだ。経済学では、この価値増殖には貸借関係の存在が必要であるから、貨幣のもつ第一義的な役割とはみなさないのが一般的である。正の金利の場合、金銭あるいは交換財の貸借関係がないのであれば、貨幣が価値を増殖させることはないのは明らかである。増殖には貸借関係が必要である。金利は貨幣から副次的に発生するものであり、貨幣に直接に生じるものではない。負の金利の場合、馴染みがないから混乱するかもしれないが、同様である。

地域通貨自体の価値は低減するのではなく、デマレッジという仕組みを利用して、法定通貨に対して“劣後”させたものであり、“負の金利”そのものであると考えるのはミスリードの原因となるかもしれないことに留意が必要である。

第2章 1930年代欧州のスタンプ紙幣

1930年代、大恐慌による不況を克服するため、スタンプ紙幣が欧米各地で用いられた。これらは地域の失業者の救済、停滞した経済活動の復興を目的に、自治体や市民団体が発行したものであった。

欧州の最初のスタンプ紙幣は、1929年にドイツで開始したヴェーラである。ヴェーラは1929年にスイスでも組織され、1932年に禁止されるまで3年間流通した。フランスではヴェーラの試みに触発されるかたちで、1933年、Mutuelle nationale d'échangeという組織がValorというスタンプ紙幣を発行したが、1935年に禁止されている。またスペインでもヴェーラをモデルにしたスタンプ紙幣の計画があったようだ⁷⁸。

オーストリアの労働証明書は1932年に開始したが、1933年に禁止され終了している。スイスのWIRは1934年に通帳方式で開始しているが、主として小口の決済に使用する用途で1938年から1948年の11年間、スタンプ紙幣を発行していた。また、デンマークのJAKはスタンプの方式を用いない補完通貨を発行して1931年に開始し、1933年に禁止されている。

第1節 ヴェーラ (Wära) ——シュヴァーネンキルヒェン (ドイツ) での流通

1929年10月、ローディガー (Helmut Rödiger) とティム (Hans Timm) はテューリンゲン州エアフルト市でヴェーラ交換組合 (Wära-Tauschgesellschaft) ⁷⁹を設立し、ヴェーラの名称でスタンプ紙幣を発行した⁸⁰。ヴェーラは、ティムの友人であるゲゼルが考えた減価する紙幣の原理を実現したものだ。単位はヴェーラ (Wära)、額面1/2、1、2、5の4種類の紙幣を発行し、1ヴェーラは法定通貨1ライヒスマルクで購入できた。ヴェーラ紙幣は片面に額面と発行地が印刷されたシンプルなデザインで、もう片面に通し番号が刻印され、Wertmarke (印紙) と呼ばれる切手のような形をしたスタンプを貼り付ける欄が印刷されていた。それぞれの欄には日付が印刷されている。スタンプの期日は1カ月ごとで、12の欄がある。該当の日付に紙幣を保有している者が額面に対して1%相当のスタンプを購入して貼り付けなければならない仕組みだった⁸¹。1ヴェーラを1年間保有した場合には12セント分のスタンプが必要になり、年に12%の費用が生じるので貯蓄には向かない。定められた日に保有していなければスタンプの費用を支払わなくてもよいため、保有者に早く使うことを促す仕組みであった。

⁷⁸ Onken[1986]pp.16-21

⁷⁹ 原文は入手できていないが、ヴェーラ交換組合の機関誌と考えられる Wära-Handelsblatt には「市場の停滞、失業と戦うための組合。ヴェーラの発行を通じ、メンバー間で財・サービスの交換を円滑にすることを目的とする」と記されているようである。なお、ヴェーラはエアフルトだけでなく、ベルリン、デュッセルドルフ、ハンブルグ、ニュルンベルグ等の14都市に交換組合の事務所が設置され、そこでライヒスマルク、または外貨でヴェーラを購入することができた。Onken[1986]pp.3-4.

⁸⁰ 1926年に elbsthilfe der Arbeit という組織による実験的な試みもあった。Godschalk[2011]p.18.

⁸¹ 例えば、1931年に発行されたヴェーラは、毎月16日がスタンプを貼り付ける日である。

ヴェーラはゲゼルの自由貨幣案をほぼそのまま採用したが、紙幣の額面、スタンプの負担率を変更している。ゲゼルの自由貨幣案は1、5、10、50、100、1000マルクの6種類あったが、ヴェーラは4種類の小額紙幣のみだった。また、ゲゼルの案は額面に対して0.1%の額のスタンプを貼り付ける仕組みだったが、ヴェーラの場合、額面に対するスタンプの額は1%である。

最大の違いは、ヴェーラは補完通貨だったということである。ゲゼルは法定通貨自体を改革し、自由貨幣を代替通貨として発行することを考えていた。しかし、民間組織では当然ながら法定通貨を発行できないことから、ヴェーラ交換組合を新たに設立し、法定通貨ではない補完通貨を発行するという方法が採られた⁸²。

図表 2-1 : ヴェーラ紙幣の表面(左図)と裏面(右図)



(出所 : Sunflower Foundation MoneyMuseumホームページ

<http://www.sunflower.ch/en/moneymuseum/museum>)

1931年にドイツ南東部バイエルン州ディッケンドルフ郡ヘンガースベルクのシュヴァーネンキルヒェン地区⁸³でヴェーラを使った地域経済の活性化が試みられた。ヴェーラが多くの人に知られるようになったのは、これが報道されたことによる⁸⁴。

シュヴァーネンキルヒェンでは、鉱山所有者⁸⁵だったヘベッカー (Max Gustav Hebecker) が鉱山労働者の賃金をヴェーラで支払ったことが発端になった。不況により鉱山は2年間、閉鎖されていたが、ヘベッカーは操業を再開するため、従業員の賃金をヴェーラで支払おうとした。

「ヴェーラは流通し続け、その大部分は鉱山へ戻り、雇用や、利益、よりよい環境を地

⁸² ゲゼルの支持者たちは、自由貨幣を実現するために、政治的な運動を通じて立法化するという方法ではなく、実践を通じて人々の支持を獲得するという方法を選択した

(Onken[1986]p.3.)。宮崎は「彼らは理論的な根拠が一般的に承認されるか否かという問題よりも、むしろ実践的な活動による成功や失敗を積み重ねることによって、その有効性を導き出そうとしていた」と述べている。宮崎[2010a]p.5。

⁸³ 当時の人口は500人程度。

⁸⁴ Fisher[1933]p.18。

⁸⁵ ディッケンドルフの町が所有していた鉱山であったが、1927年に破産。ヘベッカーは1929年の競売で8000ライヒスマルクを支払って購入した。

域全体にもたらした。」⁸⁶

こうした状況が報道されたことにより、他の地域もヴェーラの使用を検討・実施するようになっていった⁸⁷。

ヴェーラの終焉はドイツ政府によって禁止されたことによる。ドイツ政府は、ヴェーラ流通が広まることで法定通貨の信用が損なわれる可能性があることを理由に流通を禁止しようとした。最初に「不正な紙幣の配布および詐欺」の疑いでヘベッカーを告訴した。しかし、1931年8月5日、ディッケンドルフの法廷はヴェーラについて、法律によって定められた紙幣や通貨に該当しないとしてこれを棄却した⁸⁸。政府は、10月6日、ブリューニング⁸⁹第3次緊急令⁹⁰のなかでヴェーラを含む法定通貨の代替手段の発行・流通の禁止と、流通している代替手段を停止する権限を財務大臣に与えた後、10月30日にディートリッヒ財務大臣が命令⁹¹を公布、同日付で発効した。同命令は、第1条で緊急通貨に相当する紙幣、硬貨、証書、その他の書類をドイツ帝国銀行（Reichsbank）が発行する法定通貨の代替手段に使用すること、前述以外のものでも法定通貨を代替する意図で用いることを禁止し、第2条で緊急通貨（Notgeld）に相当するものの作成、発行、流通、受け取りの行為を禁止している。第3条で1931年10月31日以前に発行された緊急通貨等は1カ月以内に回収しなければならないこと、以後発行されたものは無効とすることを定め、第4条でこの命令に反した場合の罰則が記されていた。

これによりヴェーラの流通は禁止され、終了した。

第2節 労働証明書（Arbeitswertscheinen）—— ヴェルグル（オーストリア）での流通

ヴェルグルはオーストリア西部のチロル州クーフシュタイン郡にある町⁹²である。同町は1932年に労働証明書という名前のスタンプ紙幣を発行し流通させた。当時の人口は4300人

⁸⁶ Fisher[1933]p.20.

⁸⁷ 例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州ウルムでは、1931年6月25日に Ulmer Tauschgesellschaft（ウルム交換組合）が設立された。同交換組合は、エアフルトとは別にヴェーラを発行したようで、ウルムで発行されたヴェーラは「Ulmer Wära」と記されている。7月に 1/2 ヴェーラを 4932 枚、1 ヴェーラを 2.1 万枚発行し、9月には 1500 ヴェーラが流通していたが、シュヴァーネンキルヒェンと同様に同年 10 月に禁止された。

⁸⁸ Onken[1986]p.10.

⁸⁹ Heinrich Aloysius Maria Elisabeth Brüning. 首相（在任 1930 年 3 月-1932 年 5 月）。経済の混乱と国家社会主義ドイツ労働者党とドイツ共産党という左翼と右翼の躍進による議会運営の困難から、ヒンデンブルク大統領の下、憲法 48 条の大統領特権に基づいて出される特別の法令である大統領緊急令という方法で法案を多数成立させた。ブリューニングは大統領権限の行使を条件に組閣を引き受けたという。

⁹⁰ Dritte Verordnung des Reichspräsidenten zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen und zur Bekämpfung politischer Ausschreitungen 「経済財政安定化と政治的混乱を克服するための第 3 次ライヒ大統領緊急令」第 5 部第 9 章[1931 年 10 月 6 日]。

⁹¹ Verordnung über Notgeld 「緊急通貨に関する命令」[1931 年 10 月 31 日]。

⁹² 北に 10 キロメートル程度でドイツとの国境がある。シュヴァーネンキルヒェンとは直線距離で 250 キロメートル程度しか離れていない。

程度であり、そのうち1500人程度が失業状態であった⁹³。

1931年にヴェルグルの町長に就いたミヒャエル・ウンターグッゲンベルガー (Michael Unterguggenberger) は、1932年に地域の経済的な苦境と危機的な財政⁹⁴に対処するため、スタンプ紙幣を利用することを考えた。同年7月5日にヴェルグル社会福祉委員会は労働証明書の発行を決め⁹⁵、8月1日に流通を開始した。単位はシリング (Schilling)、額面1、5、10の3種類で、総額32000シリング分を発行した。労働証明書は額面価額で販売し、毎月定められた日付に保有している者が額面の1%に相当するスタンプを購入して貼り付けなければならない。紙幣の表面には、町の紋章、額面、発行者が記されるとともに1カ月ごとにスタンプを貼り付ける12の欄が印刷されており、1g、5g、10g (1シリング=100グロッシェン)と記されているスタンプをここに貼り付ける。

紙幣の裏面には労働証明書の発行と流通の意義が書かれ、通し番号が刻印されている。また、表面の左上と裏面の末尾に「仕事とパンを与え、苦しみを軽減することができる」というキャッチフレーズも記されていた (図2-2の破線部)。

労働証明書は町の職員 (町長を含む) の給与の半分と、失業救済策で新たに雇用した労働者への賃金の支払いすべてに使われた。受け取った人々は法定通貨と同じように買い物の支払いに使用することができ、法定通貨シリングに換金することもできる仕組みであった。

「1932年7月、1600シリング分を初回発行し、労働者に配布した。彼らは買い物をするために本当にそれを必要としていたし、事業者は町への納税を労働証明書で支払った。こうして循環は短期間のうちに完了した。労働証明書は再び流通に回される。13カ月の実験期間中、労働証明書は週に2回転していた。1シリング分の労働証明書は、平均して年に104シリング分の税を支払っていた」⁹⁶

⁹³ Fisher[1933]p.22.なお、シュヴァルトツ[2000]は「1932年の春にはヴェルグルの町内だけで約350人、近郊では1500人」の失業者がいたと述べている。

⁹⁴ 7月5日の委員会で町長は、インスブルック市の貯蓄銀行に対する130万シリングの負債と未払い利息5万シリング、これの支払いに当てる見込みの税金は5万シリング分の未収納が発生していること、州政府、連邦への支払いも遅れており、税収がなければ州政府、連邦政府からの地方税の支給が停止されること、1932年前半の納入はわずか3000シリングであったことを述べている。労働証明書発行の経緯には、町の財政逼迫への対策が主要動機の一つであり、この点で1980年代以降の地域通貨と事情が異なる。シュヴァルトツ[1998]pp.23-24.

⁹⁵ 労働証明書は社会福祉委員会によって発行される。額面の2%を負担することで、いつでも法定通貨に換金できる。毎月、額面の1%の「非常時税」に相当するスタンプを証明書に貼り付ける。スタンプが貼られていない場合、そのスタンプ分を差し引いた価格で使用することができる。シュヴァルトツ[1998]pp. 27-28.

⁹⁶ Wörgler Heimatmuseum[1996]p.6.

図表 2 - 2 : 労働証明書の表面 (左図) と裏面 (右図)



(出所 : Unterguggenberger Institutホームページ <http://www.unterguggenberger.org/>)

労働証明書は最終的な償却を意図されていなかったが⁹⁷、換金に応じるための資金を準備していた。ライフアイゼン銀行にその基金を設けることになっており、いわゆる通貨発行益は生じない仕組みであった。しかし、中央銀行のオーストリア国立銀行は、労働証明書が流通を開始する前から通貨を独占的に発行する権利に抵触すると主張していた。

労働証明書は月に1%の負担を強いる、決して受け入れられない消耗貨幣という批判を受けながらも、ヴェルグルの町に流通していった。労働証明書は単なる証書ではなく、町長が意図した通り、持ち主を変えて流通する交換手段になっていった (図表 2 - 3 : 流通残高)。労働証明書は1932年8月に発行してから3カ月ほどは流通量が安定しなかったが、11月以降は安定していた。

図表 2 - 3 : 労働証明書の流通量

		最大	最小	月末
1932年	8月初	—	—	1537
	8月	5849	1518	5849
	9月	7272	106	310
	10月	6879	56	6879
	11月	7443	5208	5943
	12月	6003	5024	6003
1933年	1月	6112	3599	6112
	2月	6112	5342	5900
	3月	5950	4848	5862
	4月	5979	5425	5725
	5月	5977	4946	5968
	6月	6151	5272	6016
	7月	6077	4978	6068
	8月	6141	5008	6141
	9月	6141	5340	5844

(出所 : シュヴァルツ[1999]p.47.)

⁹⁷ Fisher[1933]p.24. 労働証明書は、町と銀行により再度流通させる仕組みになっていた。

労働証明書の顛末はシュヴァルツ、Onkenに詳しい。フィッシャーは「オーストリア政府の態度は敵対的ではなかった」⁹⁸と述べている。1932年8月の流通開始時、ウンターグッゲンベルガー町長らの代表団を迎えたリンテレン連邦教育大臣はヴェルグルの実験の根底にある考え方に理解を示していたといわれている⁹⁹。ところが、労働証明書が中央銀行の通貨を独占的に発行する権利を侵犯していることを理由に禁止令が出された。以下はヴェルグルを調査した行政官が述べた内容である¹⁰⁰。

「たとえこの非常時貨幣が、オーストリア国立銀行券の完全な補填によって、外部に対して信用のおけるものであったと思われたとしても、監督官庁——まず、クーフシュタイン郡、さらにその上級機関としてインスブルックにあるチロル州政府——がそれに満足してはならない。すなわち、ヴェルグルの町は自らの持つ権限を逸脱したのだから。というのは、オーストリアにおける貨幣発行権〔通貨発行権〕は国立銀行だけに与えられるべきものであり、オーストリア国立銀行法第122条に定められるこの特権が、ヴェルグルの活動によって犯されたからなのだ」

「クーフシュタイン郡は、チロル州の町に関する法規第207条を引き合いに出し、この『専門家の意見』に基づいて、非常時貨幣の禁止令を公布した。その207条によれば、郡は、現行の法令に抵触する町の議決を撤回する権限と義務を負うのである。違法性は、ヴェルグルの町が銀行券発行銀行の有する特権を侵犯して紙幣を発行し、その紙幣に所有者に対する指示を文面で示し、それを実際に貨幣として流通させ使用したことに認められるのだ」

オーストリア連邦政府はチロル州政府に対して、ヴェルグルの労働証明書を禁止するようクーフシュタイン郡に命じることを通達した¹⁰¹。町長は、チロル州政府の決定に対して異議申立てをしたが、1933年2月に訴えは退けられた。その後、ウィーンの行政裁判所へ異議申立てを続けていたが、禁止令施行は延期されなかった。労働証明書はオーストリア国立銀行法第122条で規定する通貨高権¹⁰²を侵犯しているとして、1933年9月15日に労働証明書の禁止が確定した。

⁹⁸ 1930年代の欧米での事例はFisher[1933]が有名であるが、同書におけるヴェルグルの記述は進行形で書かれており、禁止の顛末は書かれていない。

⁹⁹ シュヴァルツ[1999]p.53.

¹⁰⁰ シュヴァルツ[2000]pp.54-55.なお、引用文中の固有名詞の一部は表記を改めている。

¹⁰¹ Onken[1986]p.13.

¹⁰² 『高権 Hoheit』とは、欧州における中世の領主の特権を起源とする、国家が独占的に行使し得る諸権能であり、さまざまな高権が絶対君主制の下で束ねられ主権に統合された。しかし、主権を構成する高権の束の中に何が入っているかは、国によって異なり得るし、時代によっても変化し得る」中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会[2004]p.36.

一般的に通貨高権には、① 統一的な通貨単位の決定、② 強制通用力の付与、③ 通貨発行の独占、④ 通貨発行益（シニョレッジ）の独占、⑤ 通貨発行量、通貨価値のコントロールという5つの要素が含まれている。中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会[2004]pp.38-39.

労働証明書が町の人々からの信頼を短期間で獲得しえた理由は2つ考えられる。

ひとつは、町自体が発行者となっていたことである。もちろん、町の財政は逼迫していたが、労働証明書をいつでも法定通貨に換金できる基金を設置していたことが信頼を高めるために寄与したと考えられる。

もうひとつは、労働証明書を必ず使用したり、換金したりする方法が提示されていたということがある。第3章の米国のスタンプ紙幣は多くの場合、特定の小売店・企業に集中してしまい、流通サイクルを形成できないことが多かったようである。労働証明書の場合、使い道がなければ、町に納税するために使うか、あるいは法定通貨に換金するという方法で流通の停滞を避けることができた¹⁰³。

使おうと思えば必ず使い道があるという用途が確保されていることと、基金を設置していつでも法定通貨への換金に応じることが、ヴェルグルの事例から得られる教訓と考えることができる。

発足当初、欧米のスタンプ紙幣は、いずれの場合でも、人々から懐疑的に考えられていた。そうした人々の不安は、スタンプ紙幣を受け取った後に使い道がなければ意味がないということに集約される。流通し続けるためには、失業者を雇用する事業で賃金として受け取ることの承諾を取り付けるだけでなく、地域の商店や製造業者等の事業者の承諾も不可欠であった。ただし、すべての人々から同意を取り付ける必要はない。フィッシャーは、スタンプ紙幣の開始前に、地域経済の主要人物を中心として、合意形成を進めていければよいと述べている。「合意とは、額面でスタンプ紙幣を受け入れるということだ。全員の

¹⁰³ シュヴァルツ[2000]が引用しているアルフレート・ホルヌンク[1934]（「ヴェルグルの消費貨幣実験の成果」『チロル研究』2号）については原文を確認できていないが、ホルヌンクはもし、町民に多額の税の未納がなければ、労働証明書はあまり機能しなかったと述べているようである。シュヴァルツはこの指摘に対して否定的だが、ホルヌンクの指摘は一面で適切であるように考えられる。1930年代のスタンプ紙幣は、非常時の緊急措置であり、まず人々は必要不可欠な支払いに使う。欧米のどのスタンプ紙幣でも、失業者の救済事業で賃金として支払われた通貨は、まず生活必需品の購入に充てられたという。納税も優先順位の高い支出用途と考えることができるだろう。このように1930年代のスタンプ紙幣が一時的であっても、流通していった背景には、必ず支出しなければならぬお金にも事欠く状態の人々が多数いたという事情がある。差し迫った貨幣需要に対してスタンプ紙幣は効果がある。シュヴァルツは、労働証明書をを用いてことで町の公共改善が進んだと反駁しているが、これは失業者に購買力を付与するという主目的によって生じた派生的なメリットである。例えばヴェルグルの町が行った公共事業は、道路建設、下水道設置、植林、スキージャンプ台の整備、消防用の水源の整備等があったとフィッシャーは述べている（Fisher[1933]p.28.）。しかし、こうした町の公共改善というのは、今すぐ実施しなければ町民に生活上多大な厚生損失をもたらすという性質のものは少なく、どちらかといえば、実施できれば望ましいという程度のものであろう。労働証明書の裏面に「人は、他の誰かと何かを交換することで生活している。緩慢に流通するお金により、この交換が大幅に不自由になっており、労働意欲のある何百万もの人々がわれわれの経済システムのうちに生存する権利を失っている。われわれは交換を通して立ち直り、失業している人々の生きる権利を取り戻すことができる。この目的に“ヴェルグル労働証明書”は使われる」と記されていることから、主目的は失業者の救済だったことがわかる。労働証明書が流通した第一の理由は、仕事のない人々に生活上必要不可欠な必需品を購入する購買力を提供し続けることができたためであった。

合意を得る必要はない。もしいくつかの商店がスタンプ紙幣を受け入れるなら、競争上他の商店も同じように受け入れを強いられることになる。そして、多くの人々がスタンプ紙幣を受け入れ始めれば、他の者も皆がそれを受け入れているという理由で受け入れるだろう」¹⁰⁴

第3節 ヴィア (WIR) ——スイスでの流通

1934年にチューリッヒで設立されたWIR経済同業者組合連合 (Wirtschaftsring-Genossenschaft。1998年にWIR Bankに名称変更) により、ヴィア (WIR) という単位の通貨の流通が始まった。1930年代から今日まで長期にわたって流通が継続している稀な事例である。

WIR経済同業者組合連合は、ツィンマーマン (Werner Zimmermann)、エンツ (Paul Enz) から合計16人によって設立され、出資金の総額は4.2万スイスフランだった。WIRは、ヴェーラや労働証明書のような紙幣方式のスタンプ紙幣ではなく、加入者別の帳簿に各自の残高を記入していく独自の方式を採用した¹⁰⁵。単位はWIR、これを法定通貨スイスフランで購入できるが、WIRをスイスフランに換金することはできない仕組みである¹⁰⁶。

WIRは1934年開始から今日に至るまで帳簿方式で取引がなされている。利用者はWIR経済同業者組合連合に利用申請を行ってWIR建ての口座を開設する。WIRの取引はこの口座を使ってやり取りし、すべてのWIR口座は同組合連合が管理する。

1934年のチューリッヒでの創設と同時に、バーゼル、ベルン、ルツェルン、ザンクトガレン、ローザンヌに店舗が設立された。現在のWIR Bankは本店をバーゼルに置き、この6つにルガーノを加えた7店舗とグラウビュンデン州のクールに代理店がある。フランス語圏のローザンヌ、イタリア語圏のルガーノ以外の5店舗と代理店はドイツ語圏であり、取引量でもドイツ語圏の地域が圧倒的に多い¹⁰⁷。1935年末には利用者2950名の間で年間100万スイスフラン程度の取引が行われていた¹⁰⁸。また口座保有者にWIR建ての融資も行っており、1936年にスイスの銀行法による認可を取得している。

¹⁰⁴ Fisher[1933]p.11.

¹⁰⁵ いわゆる LETS のような各自が帳簿を管理する方式とは異なり、WIR は運営者が一括管理している。

¹⁰⁶ 現在も WIR をスイスフランに換金できない仕組みを継続している。

¹⁰⁷ WIR Bank Geschäftsbericht, 2001-2004.

¹⁰⁸ なお、1940年には年間で1097名の利用があり、取引量は年間200万WIR程度、WIRの発行残高は20万WIR程度であった。WIRの利用状況については1935年から1945年までの概略はマイヤーフォッファー[1984]、1948年から2000年まではStodder[2009]、2001年以降はWIR Bank Geschäftsbericht 各号をそれぞれ参照。

図表 2-4 : WIR の地域区分と各店舗

区画区分	店舗のある都市
① Basel	バーゼル
② Luzern	ルツェルン
③ Zürich	チューリッヒ
④ Bern	ベルン
⑤ Suisse romande	ローザンヌ
⑥ Svizzera italiana	ルガーノ
⑦ Ostschweiz	ザンクトガレン

(出所 : WIR Bankホームページ <https://www.wir.ch>より作成)

WIR経済同業者組合連合は前述の帳簿方式に加えて、1938年から1948年の11年間、スタンプ紙幣 (Wir Verrechnungs Schein : 源泉徴収証明書) も発行していた。同組合連合は、帳簿方式の取引を補うため、主として小口の決済に使用する用途でスタンプ紙幣を発行していた¹⁰⁹。額面は5ラッペン、10ラッペンの2種類、1か月ごとにスタンプを購入して紙幣の裏面に貼り付ける仕組みで、紙幣の額面に対して月ごとに2%、1年で24%のスタンプが必要だった。WIRのスタンプ紙幣は1948年に発行を終了する。

図表 2-5 : WIR紙幣 (5WIR : 左側) とスタンプ (10ラッペン : 右側)



(出所 : Unterguggenberger Institut ホームページ <http://www.unterguggenberger.org/>)

その後、1952年にWIR経済同業者組合連合はスタンプ紙幣の仕組みを放棄することを決定し¹¹⁰、現在の制度である無配当、帳簿方式への一本化という制度改革を行った。また同年に

¹⁰⁹ Studer[2006]p.11.

¹¹⁰ WIR経済同業者組合連合は、自由貨幣というゲゼルの考え方を正式に放棄することで、不必要なイデオロギーの重しから解放されたと Studer は述べている (Studer[2006]p.11)。WIR経済同業者組合連の創設した中心人物のツィンマーマンとエンツは、自由貨幣運動に関与している。ツィンマーマンは、1915年に創設された自由貨幣連盟 (SFB:Schweizer Freiland- Freigeld-Bund) に参加、1932年には、Rudolf Müller による Siedlungs- und Gartenbau-Genossenschaft (チ

取引高は 1930 年代を大きく上回る 10 万スイスフランを記録している。第二次世界大戦期には利用者数・取引量ともに激減し、WIR は一時、存続の危機に陥っていたが、復興が進み、加入者の経済活動が活発になるにつれ、WIR による取引も増えていった。1952 年の制度改革は、現在までの基礎となっていく。制度変革は、1971 年に不正換金に対する罰則の厳格化、1998 年に WIR 経済同業者組合連合から WIR Bank に改組と続く。この改組により、WIR の運営者であった WIR 経済同業者組合連合は、WIR を維持・管理する組織から、組織の存続と発展のための一事業として WIR を運営するという立場に変わっていく。WIR Bank は 2001 年には個人向けのスイスフラン建て預金の受け入れを開始し、2005 年には個人向けのスイスフラン建て住宅ローンの融資事業を開始している。現在の WIR Bank の主要な利益源泉はスイスフラン建て融資からの利息収入、WIR 取引のクリアリング手数料、WIR 建て融資からの利息収入の順になっているものと推察される¹¹¹。

1930年代のスタンプ紙幣は、常に外部からの干渉や批判にさらされていたが、WIRは禁止されなかった¹¹²。StutzによるとWIRに関する諸問題は、① 新聞や経済団体の一部からの批判、② 理解不足による内部の軋轢、③ 信用供与に関する損失の拡大、の三点が指摘されている。WIR経済同業者組合連合の場合、最も深刻な問題は、外部からの批判や干渉ではなく、融資部門の損失であったという¹¹³。

これ以外にもWIRの不正換金という問題もあるようだ。WIRはスイスフランへの換金を禁止してはいるものの、実際にはスイスフランへの換金は当初から横行していたようである。換金を行う闇取引が後を絶たなかったため1971年の罰則を厳格化に続き、1973年の臨時総会で、不正に換金した場合には制裁を課すことを明記した新たな約款が承認された¹¹⁴。

他の欧州諸国と異なり、スイス政府がスタンプ紙幣に対して寛容であったということではない。スイスでも1929年にヴェーラが流通しはじめ、230の企業が参加したが、1932年に禁止されている¹¹⁵。スイスでヴェーラが禁止された理由は、国立銀行法で定められている通

ューリッヒ Bassersdorf) に、エンツとともに支援していた。その後、協同組合の商品を WIR 経済同業者組合連を通じて販売した。初期の活動はそうした思想的な背景をもっていたようであるが、第二次世界大戦を経て、構成員も大幅に入れ替わったことで、WIR 経済同業者組合連の役割も変化していったと考えられる。

¹¹¹ WIR Bank のアニュアルレポート (2001-2011)

¹¹² スイス国内における WIR の適法性については、例えば、2000 年 7 月に連邦裁判所判決 [126III322 57. Auszug aus dem Urteil der I. Zivilabteilung vom 20. Juli 2000 i.S. WIR Bank gegen Grill u. Mitb. (Berufung)] によって、WIR Bank の WIR に対する独占的地位、および商標についての妥当性を認める判決が出ている。Schweizerisches Bundesgericht[2000].

¹¹³ Stutz [1984]

¹¹⁴ 禁止条項、および罰則に関する規定は、2011 年 4 月版の取引約款でも確認することができる。第 2 条第 7 項の禁止事項、第 8 項の制裁措置が記されている。制裁は、違約金の支払い、口座利用の停止、口座閉鎖などである。WIR Bank[2011]

¹¹⁵ Onken[1986]p.16.

貨発行に関する独占的権利の侵犯であった¹¹⁶。

スイスでWIRが禁止されなかった理由としては、以下が考えられる。

① 組合員に限定された取引

WIRはスイスの広い地域で利用可能であるが、利用者は必ずWIR経済同業者組合連合に口座を持たなければならない。WIRの流通は、WIR経済同業者組合連合が一括して管理する帳簿方式のやり取りを通じてなされた。WIRの紙幣の利用も、組合員同士が主に各地域の物々交換所で代金を支払う際に用いることを想定していたようだ¹¹⁷。紙幣は通帳の補助的手段と認識し、これを使う人も組合員に限られていると考えられたのかもしれない。

② 法定通貨に換金できない仕組み

WIRは、帳簿・紙幣ともにスイスフランに換金できない仕組みだった。他のスタンプ紙幣はいずれも各国の法定通貨に換金できる仕組みだったが、WIRは発足以来、現在に至るまで法定通貨のスイスフランへの換金を禁止している。このことからWIRは金銭による売買行為ではなく、物々交換の一種とみなされていたのかもしれない。

③ 発行時期

WIR経済同業者組合連合がスタンプ紙幣を発行したのは1938年からだった。スイスでヴェーラが禁止されたのは1932年である。スタンプ紙幣や地域通貨のような補完通貨は、法定通貨のシステムが機能不全に陥っているときに必要となるのだが、一般的に、機能不全の度合いが深刻であるほど政府・中央銀行は補完通貨を脅威とみなし、禁止する傾向がある。この6年の間で、大恐慌の余波による不況は、スイスでは1936年から回復し始めていた。不況の最悪期を超えた1938年の時期というのは、政府・中央銀行がWIRをそれほど法定通貨のシステムに対する脅威とは考えなかったのかもしれない。

第4節 JAK——デンマークでの流通

デンマークのJAKは、JAK紙幣の頓挫を経験した後、地域金融を目的に幾度も組織を変えながら現在に至っている。

1931年2月、クリステンセン（Kristian Engelbrecht Kristiansen）らは土地・労働・資本協同組合（Andelsselskabet Jord, Arbejde og Kapital。以下、JAK共同組合と言う）を設立した¹¹⁸。初期の活動はセナーユラン県で協同組合の名称を記した紙幣（JAK紙幣）を発行し流通させ

¹¹⁶ 現在でも同様。同法第4条「国立銀行はスイスの銀行券を発行する独占的権利をもつ」 Bundesgesetz über die Schweizerische Nationalbank (Nationalbankgesetz, NBG) vom 3. Oktober 2003.

¹¹⁷ 実際には、WIR紙幣の流通を組合員内に留めるということは完全には守られなかったようだ。Studerは、WIR紙幣を廃止した理由として、組合員でない者との取引が横行したことと、規約に反してスイスフランと交換する者がいたことをあげている。Studer[1998]p.11.

¹¹⁸ JAKは、Jord（土地）、Arbejde（労働）、Kapital（資本）の頭文字をとった略称である。

ることだった。デンマークも他の欧州諸国同様、米国発の大恐慌の余波によって経済的な停滞に苦しんでいるなかでの試みだった。法定通貨クローネの流通速度は低下しており、JAKはデンマーク全体の取引量の1.5%に相当する取引量があったという。1933年1月の発行残高は額面5クローネのJAK紙幣が2万枚、額面10クローネのJAK紙幣が3万枚であった¹¹⁹。なお、JAK紙幣は一般的なスタンプ紙幣の仕組みを使わず、保有コストや使用コストを生じさせないものだった。

この試みは、1933年に高等裁判所の判決により禁止された。JAK紙幣の発行と流通は違法行為¹²⁰であるという理由から、罰金1000クローネが課された¹²¹。以後、JAKは補完通貨を発行する方式ではなく、法定通貨クローネを用いた無利子預金・無利子融資の活動にシフトし、現在では、地域金融・マイクロファイナンスの分野で継続している。

図表2-6：JAK紙幣



※1931年に発行されたJAK紙幣。額面5、10クローネの2種類が発行された。なお、発行初期の1000番台のJAK紙幣は、裏面に通し番号が刻印され、額面の欄にはKvittering for 10 Kroner：10クローネの領収書と書かれているが、改訂版のJAK紙幣にはこの記述がない。

(出所：Jak Danmark ホームページ <http://www.jak.dk/lokal-valuta-vinder-frem/>)

1934年に無利子預金・無利子融資を行う貯蓄貸付協同組合（andelskassen）と、メンバー間相互の取引を通帳に記入していく仕組みで活動を再開したが、どちらの試みも1938年に停止した¹²²。

同年、新たな組織を立ち上げて活動を行っていたが、本格的な活動の再開は第二次世界大戦後になる。1958年に創設されたJAK Bank（J.A.K.Banken）は、預金額の3.2倍の融資を行

¹¹⁹ Anielski, M. [2004] p. 11.

¹²⁰ 現行〔1933年施行〕の刑法第18章（決済手段に関する犯罪）第170条では、法定通貨以外の紙幣（外国法貨は除外）や証券類を特定のグループや集団内で用いるための発行、使用、流通を禁じている。

¹²¹ JAK Danmark ホームページ <http://www.jak.dk/jak-historie/>

¹²² 協同組合銀行は1934年に改正された特定貯蓄貸付会社法に反するとして活動を停止し、通帳方式の取引は、理由は不明であるが1935年に停止している。

うというユニークな仕組みを採用した。例えば、利用者が毎月1000クローネの貯蓄を2年間続ければ24000クローネになる。この時に融資を申し込むと、預金残高の3.2倍の76800クローネの融資を受けることができ、預金残高の24000クローネも引き出すことができる¹²³。

JAK Bankはミッドルファート市に本店を置き、21支店、30事務所を有していた。他の金融機関からの個人向け住宅ローンの借換え需要が多かったが、経営に行き詰まり、1973年に貯蓄銀行のBikubenに救済合併された¹²⁴。これとは別に、1974年から1983年までに55のJAK基金が設立され、貯蓄貸付協同組合として活動を再開した。1985年に14機関に統合・集約され、2015年8月現在、JAK Danmarkのホームページには4機関が掲載されている¹²⁵。

図表 2-7：スタンプ紙幣の概要（欧州）

	ヴェーラ	労働証明書	WIR（紙幣）	JAK 紙幣
開始年	1929 年	1932 年	1938 年	1931 年
主な流通時期	1931 年	1932 年～1933 年	1938 年～ 数年間？	1931 年～ 1933 年？
スタンプの方式	時間（月ごと）	時間（月ごと）	時間（月ごと）	なし
スタンプの費用	年 12%	年 12%	年 24%	なし
換金資金	発行時に積立	発行時に積立	換金制度なし	不明
換金時期	いつでも可能	いつでも可能	換金制度なし	不明
終了年	1931 年 10 月（禁止）	1933 年 9 月（禁止）	1948 年	1933 年（禁止）

筆者作成

¹²³ この融資の仕組みは、現在、デンマークの JAK では実施されていないようであるが、スウェーデンの JAK Medlemsbank では改良した仕組みを採用している。JAK Medlemsbank ホームページ <https://www.jak.se/jakexplained>

¹²⁴ Anielski は、救済合併に至った理由をローン原資が致命的に減少するまで有効な対策をしなかったためと述べている。Anielski[2004]p.11.

¹²⁵ JAK Andelskassen Østerrå、Folkesparekassen、Andelskassen J.A.K. Slagelse の 3 行と、マイクロファイナンス機関の Andelskassen OIKOS。また、スウェーデン、フィンランド、イタリア、スペインの 4 カ国に、JAK の名をもつ組織がある。（JAK Danmark ホームページ <http://www.jak.dk/jak-international/>）このうち、スウェーデンの JAK Medlemsbank は 1965 年に設立され、2018 年初めの時点で 36340 人の会員を有する。（JAK Medlemsbank ホームページ <https://jak.se/om/medlemsstatistik>）

第3章 1930年代米国のスタンプ紙幣

1930年代、米国では連邦政府や州政府が原則的にスタンプ紙幣は合法的であるという立場をとっており、いくつかの州政府はスタンプ紙幣の活動を支援していた¹²⁶。

米国での最初のスタンプ紙幣は1932年1月、カリフォルニア州アナハイム市でエリオット (Joe Elliott) が始めたといわれている。エリオットの計画は、スタンプ紙幣を用いて失業者に仕事を与えるというものだった。このスタンプ紙幣は、一定期間ごとにスタンプを貼り付ける仕組みではなく、紙幣で取引するごとに1枚4セントのスタンプを裏面に貼り付ける仕組みとした。25の欄すべてが埋まると1ドルと換金できる仕組みだったが、計画通りにスタンプが売れず、3カ月で頓挫したという¹²⁷。

第1節 アイオワ州のスタンプ紙幣

米国でスタンプ紙幣の広まる契機になったアイオワ州スーシティハーワードンでは、1932年に開始している。オランダからの移民であったジルストラ (Charles Zylstra) ¹²⁸が町の失業者救済事業のために考案したもので、ヴェーラや労働証明書とほぼ同じ仕組みを採用していた。ただし、スタンプは一定の期間ごとではなく、アナハイムのスタンプ紙幣のように取引で使うたびにスタンプを貼り付ける仕組みとした。紙幣の裏面にある36の欄に1枚3セントのスタンプを順番に貼り付けて、日付とイニシャルをサインさせた¹²⁹。3セントのスタンプを貼り付ける36個の欄がすべて埋まればスタンプの売上げは総額1.08ドルになる。紙幣の表面には、町長と町役場担当者のサインと通し番号が付され、36枚のスタンプを貼り付けた時に1ドルに換金するという説明が記されていた。ジルストラの計画は、紙幣が流通する間にスタンプの販売代金で法定通貨に換金する費用を捻出するというもので、失業救済を行うための資金がなくても実施することができた。スタンプの販売代金を換金する費用に充てるという仕組みは、結局のところ、使用する者がその費用を負担するので、地域の市民らが未来の自分たちから購買力を前借りし、それをスタンプの販売代金で少しずつ返

¹²⁶ 1930年代の米国では、スタンプ紙幣のみならず、多くの種類の紙幣が使われていた。宮崎によると、①主に税金の未納により財政難に苦しむ地方自治体等が給与の支払いに現金の代わりとして用いた税金の証明書 (warrant)や紙幣(note)、②救済目的に人々に配布された交換手段である商品指図書 (commodity order)、③物々交換を促進するために貨幣の代わりに使用する交換手段があり、使い道についてもそれぞれ異なっていたことを指摘している。(宮崎[2010b]pp.109-110.)

¹²⁷ Warner[2010] pp.31-32.

¹²⁸ 1891年オランダ (フリースラント州レーワルデン市ウィドウム) 生まれ。1909年に渡米した後、1916年にハーワードンに移住している。

¹²⁹ 裏面には「この紙幣を使用して取引をすることにより、雇用と繁栄への早期復帰を促進する。3セントのスタンプがこれを可能にする」というメッセージが印刷されていた。

なお、Warnerは、スタンプ紙幣が流通した背景には、単に経済的な手段としてだけでなく、現代のコミュニティ通貨同様、人々の結束や社会的利益を共有する信念が存在したと考えている。Warner[2010]pp.36-37.

済していくものということもできる。

ハワードンでは10月8日から20日の間に300ドル分のスタンプ紙幣を発行し、町の失業者救済事業の賃金に、例えば、1.6ドル分の賃金を、1ドル分のスタンプ紙幣と60セント分の法定通貨という比率で支払うのに使った。

これをハワードンの地元の新聞が報道したことをきっかけに、ニュースは近隣の地域に広まっていった。翌月初めにはマディソン（サウスダコタ州）、エルクポイント（サウスダコタ州）、ペラ（アイオワ州）等の地域でハワードンの仕組みを模倣したスタンプ紙幣が導入された¹³⁰。11月下旬には、ロックラピス（アイオワ州）でスタンプ欄の数を増やしたものが登場した。

アイオワ州の多くの地域でそれぞれ独自のスタンプ紙幣が実施されたのは、ハワードンでスタンプ紙幣を推進したジルストラがアイオワ州議会下院議員になり、州議会でスタンプ紙幣発行に関する立法に尽力したことが関係していると思われる。ジルストラは1932年11月に州議会下院議員になった後、州議会上院議員のローロフス（G.E. Roelofs）と協力し、1933年2月に法案を成立させた。同法ではスタンプ紙幣の期間を2年と定め、郡に多くの裁量が認められていた¹³¹。なお、スタンプ紙幣は、アイオワ州のほかにミネソタ州で法制化され、他に8つの州で検討された¹³²。

アイオワ州では1932年から1933年の間に28の地域¹³³で、取引ごとにスタンプを貼り付けるというハワードンのような仕組みでスタンプ紙幣を発行した。しかし、たいていの場合、スタンプ紙幣は期待通りに流通せず、非常に緩慢にしか流通しなかったため¹³⁴、地域経済を活性化するには到らなかった。

例えば、ペラでは、1932年12月に取引ごとにスタンプを貼り付ける仕組みでスタンプ紙幣を発行した。発行当初は流通していたものの1933年の秋には流通速度の低下が問題になった¹³⁵。地元の商工会議所はクリアリングハウスを作り、96セントで買い入れ、97セントで販売することにした。しかし、96セントで売却する商人は多数いたものの、97セントで購入する者は少なかったため、スタンプ紙幣はクリアリングハウスに滞留した。打開策と

¹³⁰ Warner[2005]p.169.

¹³¹ Nieuwenhuis[1983] p.212.例えば、郡の有権者数のうち2%にあたる申請数があった場合にはスタンプ紙幣を発行することができるようになった。Elvins[2005] p.238.

¹³² Fisher[1933]p.43.

¹³³ Warner[2012] p.7. 原資料は Mitchell, Ralph A & Shafer, Neil.[1984]Standard Catalog of Depression Scrip of the United States s: The 1930s Including Canada and Mexico. Krause Publications. plus newspaper reports.

¹³⁴ Warner[2012]p.14.

¹³⁵ 多くの場合、賃金としてスタンプ紙幣を受け取った労働者は、生活必需品を購入するために商店に持ち込んだが、商店からの二次的な流通が十分ではないために「停滞」したことが問題であった。これはスタンプ紙幣（または地域通貨）の流通がサイクルとして形成されない場合に発生するが、現代の地域通貨の流通でも同様の事態が起こっている。例えば、歌代・木下・林[2015]を参照。

して、流通を促すために、クリアリングハウスの買入れ価格を 96 セントから 94 セントに引き下げたり、初回の取引時にスタンプを貼り付ける必要のないスタンプ紙幣を 99 セントで販売することも試みられた。しかし、流通は促進せず、結局、スタンプ紙幣は打ち切りになった。1936 年の年初を有効期限にしていたものの、回収はなかなか進まず、1936 年 7 月になっても 625 枚が未回収だった¹³⁶。

また、一定の期間ごとにスタンプを貼り付ける仕組みのスタンプ紙幣も試された。アイオワ州のロックラピス、アデル、レッドオーク、メイソンシティ¹³⁷の 4 地域、それに 1933 年 4 月にはハーワードンでも発行された¹³⁸。なお、スタンプを貼り付ける期日はハーワードンでは 1 カ月ごと、他の 4 地域では 1 週間ごとであった。

1 万ドル分を発行したメイソンシティは、道路工事プロジェクトの労働賃金にこれを使用した。地域の 400 人の商人からスタンプ紙幣を受け入れる合意を取り付け、1 万ドル分のスタンプ紙幣は平均で週に 2 回使用されると見込まれていた。しかし、スタンプ紙幣の流通は緩慢であったため、地域内の銀行 1 つをクリアリングハウスに指定したものの流通は進まなかった。結局、1 年間実施した後、1934 年 7 月に終了した。アイオワ州のスタンプ紙幣は、概ね 1932 年後半から 1933 年前半に発行された後、1933 年後半から 1934 年半ばには、ほとんどが終了している。最後に終了したのはペラで、1937 年 6 月だった。また、アイオワ州議会でも 1934 年 1 月にジルストラが推進したスタンプ紙幣法を廃止した。最大の原因は、特定の商店やクリアリングハウスでスタンプ紙幣が滞留してしまい、スタンプ紙幣の流通が期待通りに進まなかったことに加えて、州全域でスタンプ紙幣への熱が冷めたためだった¹³⁹。

連邦政府は、スタンプ紙幣を原則として合法と考えていた。スタンプ紙幣は、税金見込証書¹⁴⁰についての判例から、商品の対価として譲渡することは合法とされたが、スタンプ紙幣建ての与信行為は禁止されていた。ただし、州法レベルでは税金見込証書を商品の対価として譲渡することを禁ずる場合もあり、州によりスタンプ紙幣の扱いは異なっていた

¹³⁶ ペラは、総額 1500 ドル分（1932 年 12 月に 500 ドル、1933 年 2 月に 1000 ドル）を発行した。Warner[2012]

¹³⁷ 例えば、1 万ドル分を発行したメイソンシティでは、道路工事プロジェクトの労働賃金の支払いに用いた。地域の商人 400 人からスタンプ紙幣を受け入れる合意を取り付け、1 万ドル分のスタンプ紙幣が平均で週に 2 回の使用が見込まれていた。しかし、スタンプ紙幣の流通は緩慢であったため、地域の銀行 1 行をクリアリングハウスに指定したものの流通は進まなかった。結局、メイソンシティでは 1 年間実施され、1934 年 7 月に終了した。

¹³⁸ ロックラピスでは 1932 年 11 月に額面 50 セントで 250 ドル分、アデルでは 1933 年 1 月に額面 1 ドルで 300 ドル分、レッドオークでは 1933 年 3 月に額面 1 ドルで 1000 ドル分、メイソンシティでは 1933 年 5 月に額面 1 ドルで 1 万ドル分、ハーワードンでは 1933 年 4 月に額面 1 ドルで 300 ドル分が発行された。Warner[2012]p.7.

¹³⁹ Warner [2005]p.175. Warner [2010]pp.36-41.

¹⁴⁰ 州や自治体が資金調達のために税の収納前に発行する証書のこと。なお、当時の米国では、オールドリッチ＝ヴリーランド法（1908 年制定）に基づく緊急通貨、手形交換所が発行していた「手形交換所証書」や「手形交換所貸付証書」等、多くの類似の証書が流通していた。宮崎[2009]pp.16-18.

第2節 全米の補完通貨の発行状況

1930年代の米国で州・自治体・商工会議所等が発行した不況対策の補完通貨のうち、スタンプの仕組みを採用したものはごく一部のようだ。depressionscrip.com¹⁴²によると、2016年1月時点で存在が確認できる各種紙幣の数は、当時の全米49州のうち46州の320自治体で406種類（額面の違う紙幣も同種としてカウント）である。このうち、スタンプ紙幣と判断できるものは50種類、（スタンプ紙幣かどうか判断できないものを含め）スタンプ紙幣ではないものは356種類だった。発行自治体の総数320のうち、スタンプ紙幣を発行した自治体数は49だった。スタンプ紙幣の発行実績はアイオワ州（14種類中9種類）、カリフォルニア州（18種類中8種類）と多く、他の州ではスタンプ紙幣は少ない。この時期、物々交換所や商工会議所が補完通貨を発行する際、スタンプ紙幣の仕組みを採用したのは少数だったようだ。

この時期に発行された補完通貨は、五大湖一帯と太平洋に面した西海岸の諸州が多い。また、スタンプ紙幣に限定すれば、アイオワ州と近隣の各州、カリフォルニア州が多い。

¹⁴¹ Gatch[2012] p.28-29.

¹⁴² <http://www.depressionscrip.com/index.html> 大恐慌期に発行された紙幣を収集し、画像を掲載している。同ホームページは、必ずしもすべての事例を網羅しているわけではない。例えば、アイオワ州のスタンプ紙幣について、Warner[2012]は28地域としているが、同ホームページで確認できるものは9地域である。

図表 3-1 : 1930 年代に発行された補完通貨の州別発行総数

州名	発行事例数 (うちスタンプ紙幣)	発行自治体数 (うちスタンプ紙幣発行自治体)	州名	発行事例数 (うちスタンプ紙幣)	発行自治体数 (うちスタンプ紙幣発行自治体)
アーカンソー	3 (1)	3 (1)	ニューハンプシャー	1 (0)	1 (0)
アイオワ	14 (9)	14 (9)	ニューメキシコ	1 (0)	1 (0)
アイダホ	2 (0)	2 (0)	ニューヨーク	24 (1)	20 (1)
アラスカ	1 (0)	1 (0)	ネバダ	0 (0)	0 (0)
アラバマ	7 (3)	6 (3)	ネブラスカ	4 (0)	4 (1)
アリゾナ	6 (0)	5 (0)	ノースカロライナ	4 (1)	4 (1)
イリノイ	21 (4)	14 (4)	ノースダコタ	1 (1)	1 (1)
インディアナ	8 (1)	7 (1)	バージニア	2 (0)	2 (0)
ウィスコンシン	16 (0)	10 (0)	バーモント	0 (0)	0 (0)
ウェストバージニア	2 (0)	2 (0)	フロリダ	2 (0)	2 (0)
オクラホマ	9 (0)	6 (0)	ペンシルバニア	13 (3)	12 (3)
オハイオ	39 (1)	29 (1)	マサチューセッツ	29 (0)	9 (0)
オレゴン	15 (1)	14 (1)	ミシガン	45 (3)	32 (3)
カリフォルニア	18 (8)	16 (8)	ミシシッピー	1 (0)	1 (0)
カンザス	8 (2)	7 (2)	ミズーリ	6 (3)	5 (3)
ケンタッキー	4 (1)	4 (1)	ミネソタ	8 (2)	5 (2)
コネチカット	1 (0)	1 (0)	メイン	6 (0)	6 (0)
コロラド	4 (0)	3 (0)	メリーランド	0 (0)	0 (0)
サウスカロライナ	2 (0)	2 (0)	モンタナ	1 (0)	1 (0)
サウスダコタ	2 (0)	2 (0)	ユタ	6 (4)	2 (2)
ジョージア	5 (0)	4 (0)	ルイジアナ	1 (0)	1 (0)
テキサス	6 (0)	6 (0)	ロードアイランド	2 (0)	2 (0)
テネシー	4 (0)	4 (0)	ワイオミング	2 (1)	2 (1)
デラウェア	1 (0)	1 (0)	ワシントン	19 (0)	16 (0)
ニュージャージー	30 (0)	28 (0)			
			合計	406 (50)	320 (49)

(出所 : <http://www.depressionscrip.com/uspics.html> の掲載情報をもとに作成)

第3節 バンクヘッド上院議員とペッテンギル下院議員によるスタンプ紙幣計画

米国のスタンプ紙幣は、自治体の大小はあるものの市や郡レベルで発行されていた。1933年2月にバンクヘッド（John H. Bankhead：アラバマ州選出）上院議員は、連邦政府がスタンプ紙幣を発行する法案を議会に提出した¹⁴³。この法案はコスティガン=ラフォレット失業救済法案をバンクヘッド上院議員が修正したもので、第72議会第2期に提出された。同様の法案をペッテンギル（Samuel B. Pettengill：インディアナ州選出）下院議員も提出している¹⁴⁴。その後、若干の修正がなされたものを第73議会にバンクヘッド上院議員が再提出したが、いずれも審議のみで採決には到らなかった。この法案に記されたスタンプ紙幣計画の概略は以下の通りである。

◆発行について

- ・スタンプ紙幣の発行は財務長官の承認の下で行われる
- ・この法案によって発行されたスタンプ紙幣は1ドルの法定通貨とする
- ・額面1ドル、発行総額は10億ドルを限度とする。そのうち半分の5億ドルは人口に基づいて各州に配分される。州知事は、州内の自治体に再配分し、建設事業や緊急援助に使用する
- ・労働統計局による卸売物価指数に組み入れられているすべての商品の卸売価格水準が、1926年の平均指数の80%に等しくなったときには、財務長官はスタンプ紙幣の発行の中止と、流通しているスタンプ紙幣の回収を指示する

◆スタンプ紙幣の仕組みについて

- ・スタンプ紙幣は毎週（水曜日）、2セントのスタンプを貼り付けなければならない
- ・52枚のスタンプが貼り付けられたスタンプ紙幣は1ドルと換金する
- ・スタンプ紙幣を換金するための基金を設置する
- ・1ドル未満の取引で使用する場合には、使用者が翌週分のスタンプを負担する
- ・銀行が預金として受け入れる場合、額面に対して2%の手数料を徴収できる

法案では、スタンプ紙幣は、額面1ドルで、定められた期日分のスタンプが貼り付けられている場合、法定通貨と同様の効力を有するものになると定められている¹⁴⁵。法定通貨ドルと並行して流通させる意図について、ペッテンギル下院議員は、「この法案は、市場に買い手をもたらし、負債の支払いを奨励し、利用可能な購買力を使用しない買い手にペナルティを課すものである。法案は基本的に退蔵（hoarding）に対する課税である。証明書を手

¹⁴³ Fisher[1933]p.26. なお、本節の記述は同書に掲載されている APPENDIX I. THE BANKHEAD-PETTENGILL BILL, APPENDIX V. CONGRESSMAN PETTENGILL'S SPEECH に依拠している。

¹⁴⁴ Bills : Stamped Money Certificates (HR. 14757,1933)

¹⁴⁵ Fisher[1933]p.79.

にした誰もが、可能な限り速やかに次の水曜日が来る前に他者へ渡そうとし、さもなければ2%の税が課される」¹⁴⁶、「この巨額で強制的な購買力を停滞している市場に投入することで、物価のさらなる下落を止めて上昇に転じさせることができるかもしれないという選択肢は、大いに検討に値する。“呼び水を入れる”ことがすべてだろう。買い手が市場に入れば、信頼はすぐに回復するであろうし、物価は直ちに上昇し始めるであろう」¹⁴⁷と述べている。貨幣の流通速度が低下している状況を改善する施策という位置づけである。

本法案でスタンプ紙幣は恒久的なものではなく、法定通貨ドルの流通を促進するための一時的な手段とされている。物価の下落を止め、回復基調に転じた際、スタンプ紙幣の供給を停止することが明示されていた。法案には、1926年の卸売物価指数の80%まで物価が回復したときに発行を停止し、流通している紙幣は回収されることが定められている。

本法案のスタンプ紙幣は、取引ごとにスタンプを貼り付ける方式ではなく、1週間ごとに貼り付ける方式で計画されている。フィッシャーは、ハーワードンの仕組みを、①取引するたびに費用が発生するために流通速度が低下する、②意図的にスタンプを「貼り忘れる」行為を受け取る者がチェックする動機が生じない、という理由から無分別であると述べている。またフィッシャーは、法定通貨よりも流通速度を上げることができるという点でスタンプ紙幣は優れており、さらにヴェーラや労働証明書のように一定の期間ごとにスタンプを貼り付ける仕組みのほうが、不況の克服を目的とした場合には望ましいと考えていた¹⁴⁸。

図表3-4：スタンプ紙幣の概要（米国）

	アイオワ州 スタンプ紙幣	スタンプ紙幣法案
開始年	1932年	法案は1933年
主な流通時期	1932年から1933年	未発行
終了年	主に1933年から1937年	未発行
スタンプの方式	取引ごと 時間（毎週・毎月）	時間（毎週）
スタンプの費用	額面2%から3% ※スタンプ欄がすべて埋まると額面 相当になる	年104%
換金資金	スタンプの売上げ	スタンプの売上げ
換金時期	スタンプ欄がすべて埋まった時	スタンプ欄がすべて埋まった時
法制度との関係	合法	合法 法定通貨とみなす

筆者作成

第4節 終了の理由と原因

1930年代に欧米で試みられたスタンプ紙幣は、世界恐慌による地域経済な苦境を克服す

¹⁴⁶ Fisher[1933]p.105.

¹⁴⁷ Fisher[1933]p.105.

¹⁴⁸ Fisher[1933]p.31

るため、自治体や市民団体が発行し、失業救済事業に用いた。

ドイツのヴェーラ、オーストリアの労働証明書、デンマークのJAK紙幣は、政府・中央銀行のもつ通貨を独占的に発行する権利に反すると判断され、停止を命じられた。米国ではスタンプ紙幣の発行と流通に関して欧州よりも寛容だった。スタンプ紙幣の後発組は、多くの場合、導入後の半年程度で流通が特定の商店やクリアリングハウスに滞留することで流通サイクルが形成されなかった。さらに、人々の熱意が時間の経過とともに冷めていったこともあり、スタンプ紙幣は1932年のハーワードンの開始から2年程度でほぼ姿を消していった。ルーズベルトの大統領就任と前後して、スタンプ紙幣を全国レベルで実施する案を真剣に検討せざるを得ない状況だったが、失業者、経済的困窮への対策としてはスタンプ紙幣ではなく、ニューディールが選択された¹⁴⁹。

スタンプの仕組みについて述べると、法定通貨への換金を禁止しているスイスのWIRを除く事例は、いずれも事前に定められた期間、または使用回数に達した後に回収する仕組みだった。ただし、欧州では活動の終了時期を定めず、回収した後に再発行するという仕組みで継続的な流通を前提としていたが、米国では一時的な措置という位置づけが強く、州法等では流通の期限が定められていたものもあった。

定められた数のスタンプを貼り付けてある紙幣は、新たに発行した紙幣と交換するか、法定通貨に換金するということになる。法定通貨に換金する換金原資の調達は、欧州の仕組みでは発行時の販売代金を積み立てる方法が主流だったが、米国の仕組みはスタンプの販売代金を積み立てて換金原資とする方法が採用された。米国方式は、計画段階で十分な原資がなくても実行可能というメリットがあるが、流通が進まずにスタンプが購入されない場合には原資が不足する可能性がある。また、取引ごとにスタンプを貼り付ける方式は売り手と買い手の共謀によりスタンプを貼らずに受け取る行為が横行し、問題となった事例もあったようだ。

終了時期については、欧州のスタンプ紙幣は強制的に終了させられたため不明であるが、米国のスタンプ紙幣は終了時期を事前に定めたものが多かった。バンクヘッド、ペッテンギル両議員によるスタンプ紙幣計画でも、定められた物価水準を回復した場合に発行と流通を停止することが条件になっていた。このように米国のスタンプ紙幣は期限が定められた補完通貨であった。

フィッシャーが“Stamp Scrip”を出版した1933年は、スタンプ紙幣を含む補完通貨発行

¹⁴⁹ いくつかの文献では、ルーズベルトが大統領に就任後にスタンプ紙幣について禁止令を出したという記述があるが、そうした事実はない。本章でも示したように、アイオワ州では1938年までスタンプ紙幣は流通していた。1933年3月のルーズベルトの大統領就任以降の事情については、Elvins[2005]、Gatch[2012]、宮崎[2009]を参照。

このような混乱は、Lietaer[1999]による記述が未検証のまま孫引きされ続けた結果として広まったと考えられる。おそらくリエターは銀行にスタンプ紙幣を取り扱うことを禁止したという事実と混同していると考えられる。ルーズベルトがスタンプ紙幣法案を採用せず、ニューディールを選択したことが、結果としてスタンプ紙幣の衰退を助長したと考えるほうが妥当であろう。

のブームに陰りが出始めた頃だった。米国でスタンプ紙幣が広まる契機になったアイオワ州でも 1932 年 10 月から 1933 年前半の間に 28 の地域でスタンプ紙幣が発行されていたが、1933 年後半以降に新たに開始した事例は確認できない¹⁵⁰。

1930 年代のアイオワ州のスタンプ紙幣を研究した Warner は次のように述べている。スタンプ紙幣は、多くの町で失業者を新たに雇用する賃金として使われたが、地域の商店で使用されるまでは流通するものの、商店からの流通経路が極めて乏しく、特定の商店でスタンプ紙幣が滞留することが問題だった¹⁵¹。

「スタンプ紙幣のアイデアはひっそりと消えていった。スタンプ紙幣の多くは成功しないことが判明し、未回収の紙幣は流通途中でも償還され、しばしば債券発行が必要になった」

152

人々はつり銭でスタンプ紙幣の受け取りを拒否したし、鉄道事業者等の地域外の事業者はスタンプ紙幣の受け入れを拒否するが多かった。さらに取引ごとにスタンプを貼り付けるルールを守らずに使用することもあったようだ。

信用が形成されなければ、クリアリングハウスも機能しない。スタンプ紙幣で支払いを希望する者ばかりが多く、受け取る者が皆無という流動性の枯渇に陥ったのである。また、財務長官が銀行に対してスタンプ紙幣の取扱いを禁じた¹⁵³ことも、スタンプ紙幣の計画を困難にした一因と考えられる。フィッシャーの案は、使用することができないスタンプ紙幣の回収を銀行に割り当てており、すぐに使う見込みのない紙幣は銀行を通じて企業や商店から集めた後、すみやかに流過程に再注入させる計画であった。

¹⁵⁰ Warner[2012]p.7.原資料は Mitchell&Shafer[1984].

¹⁵¹ Warner[2010]p.39.

¹⁵² Warner[2005]p.176.

¹⁵³ Fisher[1933]p.93.

第4章 1980年代以降の地域通貨の事例

本章では1980年代以降の市場経済型の地域通貨を中心として、代表的な事例について述べる。LETSとタイムダラー型の地域通貨は、本論文でいう市場経済型の地域通貨の範疇には入らないが、世界的にも実施事例数が多く、現在でも地域通貨の潮流のひとつを形成しているという事情もあるため、第1節と第2節で小括する。第3節以降は市場経済型の地域通貨の事例である。

第1節 コミュニティ通貨① LETS——地域通貨の始まり

(1) LETS (オリジナル) の仕組み

カナダ西部のブリティッシュコロンビア州バンクーバー島コモックスバレー（人口約6.5万人）でLETS (local exchange trading system) という地域通貨が1983年に開始した。

LETSの創始者リントン (Michael Linton) は、1976年、コミュニティ・エクスチェンジ (community exchange) という物々交換システムを、ウェストン (David Weston)¹⁵⁴と開発し、運営に携わっていた。コミュニティ・エクスチェンジは時間を通貨単位に採用し、財の交換を媒介する仕組みだった。物々交換のコミュニティ・エクスチェンジと違い、LETSはカナダドルと等価の通貨単位を導入した。当時、コモックスバレーでは不況によって失業者が増加しており、通貨単位を法定通貨と等価にするほうが失業者支援に役立つ考えたからだった¹⁵⁵。

リントンはLETSを既存の通貨制度にとって代わる代替手段 (alternative) ではなく、既存の通貨制度の下で流通する補完的なシステム (complementary system) と位置づけた¹⁵⁶。単位はグリーンドル (green dollar)、1グリーンドルは1カナダドルと等価である。取引ごとに記入していく通帳方式を採用し、紙幣は発行しない。1980年代半ばに約600人が加入し、年間の取引高は30万グリーンドルといわれている¹⁵⁷。

LETSは、コミュニティ、個人、実用性の3つを基礎概念に定め、以下の5つの条件を示している¹⁵⁸。

- ・ サービス料——安価かつ持続可能なシステム。営利を目的にしない
- ・ 承諾——LETS内の活動すべては承諾に基づく。すべての口座は「ゼロ」から開始する
- ・ ディスクローズ——取引内容と残高の情報を開示する
- ・ 法定通貨と等価——法定通貨の価値尺度に準ずる

¹⁵⁴ 2003年のprosperity社のインタビューでウェストンは、フィッシャーのスタンプ紙幣のモデルを参考にしたと述べている。Prosperity ホームページ

<http://prosperityuk.com/2003/09/david-j-weston-money-reform-activist-in-britain-and-canada/>

¹⁵⁵ ベルギー国立銀行貨幣博物館ホームページ

<http://www.nbbmuseum.be/en/2012/04/all-about-lets.htm>

¹⁵⁶ Linton & Soutar[1994] <http://www.gmlets.u-net.com/design/home.html>

¹⁵⁷ 西部[2001]p.50.

¹⁵⁸ Linton & Soutar[1994] <http://www.gmlets.u-net.com/design/home.html>

・無利子——口座の残高が正でも負でも利子は生じない

オリジナルの LETS の特徴は、① 法定通貨との交換（法定通貨から地域通貨の購入、および地域通貨から法定通貨へ換金）ができない仕組みであったこと、② すべての参加者が残高ゼロから始めること、③ 地域通貨の流通にはコミュニティの存在が欠かせないと明示したことだった。

グリーンドルは法定通貨と交換できず、各自の残高は参加者相互の取引で変動する。取引時、財を提供した人は自己の通帳に正の額面を記帳し、提供を受けた人は自己の通帳に同額の負の額面を記帳する。このような取引を参加者間で続け、正の残高の者はコミュニティ内でより多く貢献していることを示し、逆に負の残高の者はより多くの支援を受けたことを示している。参加者全員の残高の総合計は常にゼロになる。

今日、現代の地域通貨の発端が LETS だといわれるのは、地域通貨というアイデアと取引システムそのものを公開し、インターネットを介して世界的に波及していったという経緯がある。またオリジナルの仕組みの一部をカスタマイズして利用することもでき、現在では多様な仕組みが試みられ、数千の事例がある¹⁵⁹。

（2）LETS 型地域通貨の特徴

LETS 型の地域通貨は、取引内容や残高を運営者が管理するのではなく、会員各自が取引内容と残高について責任を持って記入していく方法を採用している。LETS の仕組みそのもののセキュリティは脆弱であるが、参加者相互の信頼関係が取引内容と残高を妥当性を担保している¹⁶⁰。通貨単位は、グリーンドルのように法定通貨と等価にする方法以外にも、時間ベース（例えば、1 時間の労働に対する対価）を採用する方法もある。

通常、LETS 型の地域通貨の規模は数十人程度、多くても数百人程度といわれる。LETS の取引はコミュニティを基盤としているため、なんらかの意識や価値観を共有する人々に限られることや、もっぱら営利活動を目的とした参加者をあまり歓迎しない傾向になりやすい。公正で妥当な取引という規範が機能するためには、個々の参加者と LETS に参加する人々全体との相互の信頼関係のネットワークが必要になる。このような制約により、信頼関係の形成が希薄な人々を随時加えていくことの難しさ、相互扶助の観点からの参加者と営利目的の参加者との考え方の違いによる軋轢という点から、LETS 型の地域通貨では規模を拡大した市場取引を実施するには限界があると考えられる¹⁶¹。

LETS 型の地域通貨の交換機能は、市場経済型の地域通貨よりも低く限定的である。LETS 型の地域通貨は、ボランティア活動や相互扶助等の謝礼・対価を法定通貨に換金すべきでないという考え方が強いため、換金するという方法自体が馴染まない。各自の通帳に記された残高は、ある集団内での自己の他者との貸借関係を示すものという意味合いが強い。

¹⁵⁹ 西部編[2013]p.253.

¹⁶⁰ Blanc & Fare [2011]pp.24-29.

¹⁶¹ LETS 型の地域通貨と市場取引については、本論文第 6 章を参照。

このようなギブアンドテイクの貸借関係では、短期的には当事者同士で一方的な貸方（援助する側）と借方（援助を受けた側）という関係であっても、長期的には人間関係上の借りすぎ、貸しすぎという不均衡状態を是正しようという行動原理が働く¹⁶²。LETSの残高は、こうした互恵関係上のやり取りを数量で示したものと見える。

しかし、市場経済システムの行動原理は、均衡化を図る（長期的には自身の蓄財がゼロになるようにする）のではなく、利益や富の蓄積の最大化を目標としており、経済的な価値観と人間同士の互恵関係での価値観は異質である。したがって LETS 型の地域通貨を用いる場合には、結局、法定通貨と地域通貨の使い分けがなされることになる。経済的な取引は従来通り法定通貨を用いながら、ある集団内の特定のやり取りで LETS を使うという考え方である。

なお、リントンの地域通貨観は 1 コミュニティに 1 通貨という考え方のようで、「どの単一の地域通貨も十分ではないのである。複数通貨は容易であり、通貨の数は多いほどよい。地域通貨を少数しか提供しないことはユーザーから機会を奪うことに他ならない。（中略）私たちはすでに、教会、文化、芸術、スポーツ、性、年齢、職業、食品、健康、趣味といった複数のコミュニティに参加しており、これらのコミュニティは地域通貨によってその目的を果たすためにネットワーク化されるであろう。選択は利用されるのであり、ユーザーが選択するのである」¹⁶³と述べている。こうした個々のインフォーマルなコミュニティは動的であり、活発に交流が行われることもあれば、疎遠になり衰退することもある。参加者間で財のやり取りが活発でなくなった LETS は自然消滅することになる。リントンは LETS の存続と進化について、1 つのコミュニティ内での LETS という個の次元ではなく、多くのコミュニティ内で誕生と消滅を繰り返す過程を通じて進展していくものと考えている。

現実には LETS 型の地域通貨の存続期間は数年程度のものであり、概して人間関係上の貸借関係を均衡するために必要な長期の持続性があるとは言い難い。リントンの考え方では、個々人は、1 つの LETS コミュニティのなかでの貸しすぎ（正の残高超過）・借りすぎ（負の残高超過）の不均衡を気にするのではなく、複数のコミュニティに参加するなかで、全体として貸借の残高の均衡化を目指すべきということになるのだろう。

第2節 コミュニティ通貨② タイムダラー——時間単位の地域通貨

コミュニティ通貨に区分されるものには LETS 型とタイムダラー（時間単位型）型の 2 つがある。タイムダラー型の特徴について簡単に述べておく。

タイムダラーは、1980 年にエドガー・カーン（Edgar S. Cahn）の提唱した時間単位型の地域通貨である。現在では先進国を中心として数千のコミュニティで実施されており、タイムダラーの普及・啓発活動を行う Time Banks USA¹⁶⁴、Timebanking UK¹⁶⁵等の組織もある。タ

¹⁶² 藤森[1983]pp.130-132.

¹⁶³ リントン[2013]p.134.

¹⁶⁴ 1980年創設、エドガー・カーンが CEO を勤め、2016年現在では国内に 200 団体の Time Banking

タイムダラーで取引される財は、市場経済型の財のやり取りを行う場合もあるようだが、主としてボランティア活動に対して使用されることが多い。流通方式も多様であり、紙幣方式、通帳方式がある。タイムダラーは、法定通貨の単位を用いるのではなく、タイムバンクという名称の通り、利用者は労働時間、またはボランティア活動に費やした時間数を通貨単位に採用している。この時間数を貯め、必要な時にサービスを受けることができるという仕組みである。タイムダラー型の通貨を実施する目的はコミュニティ再生で、地域社会の人的なネットワークの再構築を目指している。

現代では、1973年ボランティア労力銀行¹⁶⁶があったが、時間単位型の地域通貨が各地に広まるきっかけとなったのはタイムダラーであった。タイムダラー型地域通貨は、地域通貨の実施総数の約50%を占めており、特に欧州・アジア・北米地域が多い。

タイムダラーの特徴は、非市場経済型の財の取引が中心であり、流通範囲は狭い。法定通貨の機能を補完するというよりも、時間単位の通貨を用いてボランティアや互恵関係上の取引で通貨をやり取りする。タイムダラーは、時間を貯蓄する仕組みの地域通貨である。実際の普及活動では、活動に参加して時間を貯蓄することとともに、貯蓄した時間を貯めすぎるのではなく使うことを推奨しているが、タイムダラーの本質は、ボランティアサービスを異時点間で交換することであり、貨幣の機能でいえば貯蓄に相当する。そのため、市場経済型地域通貨はもちろん、LETS型と比べても、流通速度を上げるという意識は低くなる。タイムダラー型地域通貨は、貯蓄できるというメリットがあるが、地域経済を活性化するという目的ではなく、参加者が相互に財を融通しあうことで長期的に互いの過不足を是正すること、およびその過程を通じてコミュニティ内部の人と人との繋がりを深めていくことにある。したがって市場経済型地域通貨の目的、メカニズムと大きく異なる。

法定通貨の単位を用いないことから、タイムダラーは物々交換の一種とみなすこともできる。1930年代にもスタンプ紙幣が用いられる以前に、こうした交換の媒介を導入した物々交換が無数に存在していた。フィッシャーは、米国でスタンプ紙幣が波及していく素地として、物々交換が広く行われていたことに言及している¹⁶⁷。

また、こうした物々交換をさらに円滑にするために、交換に出した財を証明する証書が発行された。これらはドル建てで記されているものもあり、そうした証書は「1ドル相当の

コミュニティがある。TimeBanks USA ホームページ <http://timebanks.org/>

¹⁶⁵ 1999年創設、2016年現在、289のTime Banking、5255のコミュニティに39017名の加入者があり、総時間287万6285時間。Timebanking UK ホームページ <http://www.timebanking.org/>

¹⁶⁶ 現NPO法人ボランティア労力ネットワーク。水島照子が創設し、「1時間の労力を1点として人のために働いて点数を貯蓄し、必要な時に引き出して使うというシステム」である。地域通貨のように短期的な不況克服型の消費喚起を意図するのではなく、若い時期に労力ポイントを貯めておき、老後の介助が必要になった際に利用できるという仕組みで、超長期の貯蓄と消費を念頭としたシステムである。(NPO法人ボランティア労力ネットワークホームページ <http://v-rounet.sakura.ne.jp/index.html>)

¹⁶⁷ Fisher[1933]pp.5-6.

証書を持っていけば、1ドルでできることは何でもできる」¹⁶⁸というものだった。これらの証書もスタンプ紙幣と並んで、事実上、補完通貨の役割を果たしていたと考えられる。

物々交換を円滑に行うために時間単位を用いることもあった。労働時間を通貨単位に採用する試みは、1832年英国の労働証券¹⁶⁹、1930年代にスタンプ紙幣と並行して試みられた物々交換、および農産物等の現物商品を担保とした債券流通時にすでに実施されていた¹⁷⁰。

第3節 市場経済型の地域通貨① イサカアワー——市場経済型の地域通貨への流れ

地域通貨システムの変遷を考える際、イサカアワーの存在は大きい。LETS型やタイムダラー型のコミュニティ通貨は、法定通貨で取引し難い分野で用いられた。

しかし、経済的な不況下で失業し、困窮した人々を救済するためには、そうした迂遠な方法では直接的な方法にはならないし効果が生じるまで時間がかかりすぎる。より直接的かつ速やかに地域の人々に購買力を付与し、経済活動を活発にしなければならない。そのためには、法定通貨で購入できるものを地域通貨でも購入できるようにする市場経済型の地域通貨のほうが、多くの人にとってわかりやすく、かつ有用でもある。そうした背景から、イサカアワーは、LETS型の地域通貨の弱点である通貨の流通を改善しようとする模索から誕生していく。

(1) イサカアワーの仕組みと意義

イサカアワー (Ithaca HOURS) は、1991年に米国ニューヨーク州中部のトンブキンス郡イサカ市¹⁷¹で流通を開始した地域通貨である。

イサカアワーが開始する3年前の1988年に、同市でLETS型の地域通貨が試みられた。イサカアワーの創始者であるグローバー (Paul Glover) もこの取組みに関与していた。LETS型の地域通貨では10カ月間で参加者は60名程度であったようで、グローバーはこの経験からLETSの仕組みでは取引機会が会員に限定され、また取引ごとに通帳に記入する会計処理が必要になることが問題だと気がついたという¹⁷²。通貨の流動性を高めるため、1991年にマサチューセッツ州ニューバーリントンのデリドル (Deli Dollar) ¹⁷³という地域通貨からヒントを得て、グローバーはLETSのような通帳方式ではなく紙幣を使う仕組みを考えた。

¹⁶⁸ Fisher[1933]pp.6-7.

¹⁶⁹ ロバート・オウエン (Robert Owen) が創設。労働証券 (Labor Note) は労働時間を通貨単位として発行され、1、2、5、10、20、40、80時間の7種類の証券を発行した。労働交換所 (National Equitable Labor Exchange) で商品と交換ができる仕組みであった。

¹⁷⁰ 1930年代、米国における物々交換の仕組みについては、Fisher[1933]、Elvins[2012]を参照。

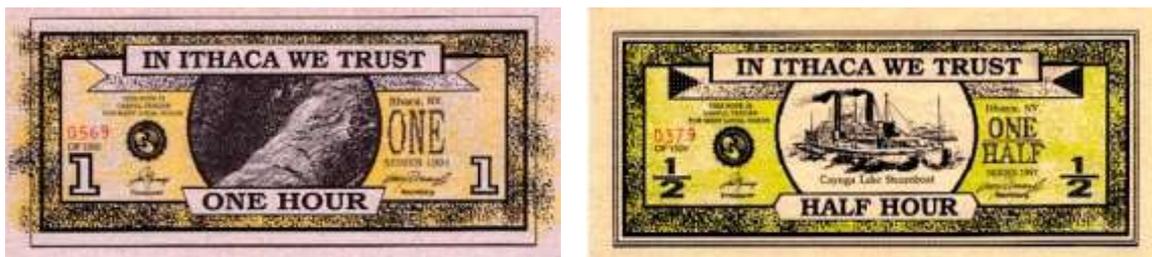
¹⁷¹ イサカ市はニューヨーク市から北西に200キロメートル、カユーガ湖の南端に位置しており、自然環境を生かした観光業のほか、コーネル大学の所在地としても知られている。イサカ市の人口は3万人、また市の周辺地域を含めたイサカ都市圏の人口は10万人である。

¹⁷² Jacob & Brinkerhoff & Jovic & Wheatley.[2004]p.34.

¹⁷³ Deli (飲食店) の移転に必要な資金を調達するために発行された地域通貨。額面10ドルのデリドルを9ドルで販売し、移転先の新店舗が開業した後、この店舗で10ドル分の飲食ができるというもの。流通を目的とした地域通貨というよりも、マイクロファイナンスに近い。

イサカアワーは紙幣方式で、通貨単位はアワー、1/10、1/8、1/4、1/2、1、2の6種類の紙幣を運営者の Ithaca HOURS inc.が発行した¹⁷⁴。通貨名称のイサカアワーのアワー (hour) は時間を意味しており、1時間の労働は10ドルに相当するものという趣旨から、1イサカアワーの価値を10ドルに定めた¹⁷⁵。なお、運営者 Ithaca HOURS inc.は、イサカアワーからドルへの換金を行っていない¹⁷⁶。

図表4-1：イサカアワー紙幣（左1アワー、右1/2アワー。1991年発行の紙幣）



(出所：イサカアワーホームページ <http://www.paulglover.org/hourcurrency.html>)

イサカアワーの取引は、1991年から1998年の間に1万件以上の取引回数、150万ドルの経済効果があったといわれている¹⁷⁷。また、1万イサカアワー以上が流通し、約500の企業が受け入れ、従業員の給与にも使用された¹⁷⁸。1996年に作成されたイサカアワーを利用できる店舗を記したタウンマップには、市中心部の商店街イサカコモンズと、リンダーマン川沿いのファーマーズマーケット (Farmers Market) という地区に、使用できる店舗が集中していた¹⁷⁹。

¹⁷⁴ その他、25%程度が地域コミュニティによって発行されるほか、融資で貸し付けを受ける場合もある。

¹⁷⁵ 活動開始当初は、1イサカアワーは1998年時の10ドルの価値を持つものとされ、ドルの価値が下落してもイサカアワーの価値は下落しないものという趣旨であったという。ボイル [2002]p.210。しかし実際には、ドルの実質価値の変動とは無関係に、10ドル相当の購買力として流通していったようである。

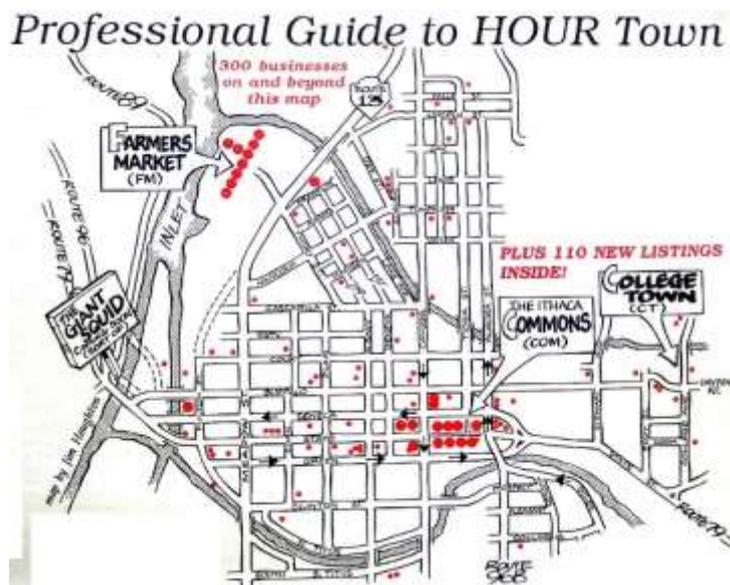
¹⁷⁶ イサカアワー紙幣の IN ITHACA WE TRUST の文言は、ドル紙幣の IN GOD WE TRUST をもじったもの。また紙幣の裏面には Time is money の文言のもと「この紙幣は、持参者が1時間 [1イサカアワー紙幣の場合] の労働または、取り決められた価値の財・サービスを受ける権利を与える。これを受け取り、そして使用してください」と記されている。

¹⁷⁷ 西部編 [2013]p.252。

¹⁷⁸ イサカアワーホームページ <http://www.paulglover.org/>

¹⁷⁹ イサカアワーホームページ <http://www.paulglover.org/9610.html>

図表 4-2 : イサカアワーが使える店舗を示したタウンマップ (1996 年 10 月)



(出所 : イサカアワーホームページ <http://www.paulglover.org/9610.html>)

イサカアワーの特徴は、① 地域通貨の流通がコミュニティという限られた範囲から、より広い範囲に拡大したこと、② 市場経済型の地域通貨を実現したことであった。LETS のキーワードがコミュニティであるならば、イサカアワーは労働であった¹⁸⁰。グローバーの同一時間同一賃金という考え方そのものには賛否両論があったとしても労働そのものは多くの人に関係することだった。特定の価値観を共有する人々のなかだけで流通するという閉鎖的な組織ではなく、イサカアワーは紙幣に「In Ithaca we trust」と記されているように、イサカという町、その地域の人々を信じるわけである。

2018 年現在、イサカアワーはあまり利用されなくなったようである。NPO グリーンズによると、ファーマーズマーケットでイサカアワーは見かけなくなっており、代金の 25%をイサカアワーで支払うことができるスーパーマーケット GREEN STAR COOP でもほとんど使用されていない状況である。① イサカアワーでは光熱費、家賃、税金等を支払うことができない、② 用途が限られているため、特定の店舗にイサカアワーが滞留してしまっている、という理由が挙げられてる¹⁸¹。

創始者のグローバーが代表を外れ、イサカを離れたこともイサカアワーの衰退の一因になっているようである¹⁸²。グローバーは、イサカアワーの流通が滞っている店舗を見つける

¹⁸⁰ グラヴァーはホームページ上で、質問に答えるという形式のなかで自身の意見を述べているが、その多くを労働、労働時間、労働とお金、という部分に割いている。イサカアワーホームページ <http://www.paulglover.org/9110.html>

¹⁸¹ NPO グリーンズホームページ <http://wataden.org/feature/ithaca01/>

¹⁸² Time Warner Cable News (2015 年 7 月 30 日)
<http://www.twcnews.com/nys/central-ny/news/2015/07/29/ithacash-rolling-out-new-alternative-curr>

と、連邦政府から交付された少額の補助金を用いてイサカアワーを引き取り、別な流通経路で使うという活動をしていたようである¹⁸³。

(2) イサカ市における市場経済型地域通貨の継承

2015年7月に同市で新たな地域通貨が開始した。イサキャッシュ (Ithacash) という名称で、モリス (Scott Morris) が創始者である¹⁸⁴。通貨名称はイサカドル (Ithaca Dollars : i\$)、1イサカドル=1ドルと設定している。

イサキャッシュは電子決済方式を採用し、イサキャッシュのホームページの2017年6月付の記事によると加入者700名、企業や商店72社が参加しているという¹⁸⁵。法定通貨のドルでイサキャッシュを購入するときに10%のプレミアムが付与される仕組みを採用している¹⁸⁶。また、地元のニュースを配信している The Ithaca Voice の報道によると、紙幣方式のイサカドル (Ithaca Dollars) も2015年秋に開始している。紙幣は1イサカドル、5イサカドルの2種類で5イサカドル紙幣には、19世紀に地域の福祉に貢献した宣教師ベープ (Elizabeth Beebe) の肖像が採用されている¹⁸⁷。

図表4-3：イサカドル 5ドル紙幣の図案



(出所：The Ithaca Voice ホームページ

<http://ithacavoicedotcom/2015/08/new-money-for-ithaca-sounds-far-out-can-it-work-anyway/>)

2015年の開始時、モリスはイサカドルを実施する目的として、① 雇用創出、② 経済成長、③ 社会的連帯の文化の支援、という優先順位をつけている。また、成功への鍵は通貨の流通であり、法定通貨のドルよりも、イサカドルのほうが流通速度を上げることができれば、〔法定通貨だけを使う場合と比べて〕イサカドルが人々の経済活動に貢献したことに

ency.html

¹⁸³ ボイル[2002]p.224.

¹⁸⁴ イサカドルは、イサカアワーと直接的はない。

¹⁸⁵ The Ithaca Voice ホームページ <http://ithacash.com/blog/>

¹⁸⁶ Ithacash ホームページ <http://ithacash.com/>

¹⁸⁷ The Ithaca Voice ホームページ

<http://ithacavoicedotcom/2015/08/new-money-for-ithaca-sounds-far-out-can-it-work-anyway/>

なるだろう、と述べている¹⁸⁸。

イサカドルは、ブリクストンポンドや SALDEX のような 2000 年代後半以降の市場経済型の地域通貨に類似した仕組みを採用している。これらに共通するのは、法定通貨で地域通貨を購入できること、法定通貨の価値尺度を流用して 1 法定通貨=1 地域通貨としていること、紙幣よりもスマートフォンを用いた電子決済方式を主流な取引方法と位置づけている等の点である。また、地域通貨の主な用途は法定通貨で売買される財を対象にしていること（少なくとも地域通貨を市場取引で用いることを否定しないこと）、特定の価値観を掲げるのではなく地域経済への貢献というような広い範囲の人々から賛同が得られる目的の設定していること等も、LETS やタイムダラーのようなコミュニティ型の地域通貨と異なる点である。

市場経済型の地域通貨は、コミュニティの要素を否定しているわけではない。例えば、イサカアワーは適切な労働賃金、ブリクストンポンドは地域の貧困の撲滅等、それぞれの地域の実情にそった目的を掲げている。コミュニティ通貨と異なる点は、そうした市場経済型の地域通貨では、主に地域の市場経済型の取引に用いていることである。具体的にいえば、地域の商店で支払いをする際、法定通貨で支払うか、あるいは地域通貨で支払うかを選択することができ、商店主はどちらでの支払い手段も受け入れるという点である。地域の商店で、コミュニティ通貨の支払いが可能な場合もあるが、どのように通貨を取得するかという仕組みの違い、また、法定通貨 1 単位と地域通貨 1 単位は同質であるのかという通貨価値の考え方の違いがある。コミュニティ通貨は、多くの場合、ボランティアに従事することによって取得するが、例えばイサカアワーのように 1 時間の労働の対価が 10 ドル相当であるという賃金の考え方はしない。

第 4 節 市場経済型の地域通貨② ブリクストンポンド——先進国の地域通貨

ブリクストンポンド (Brixton Pound、B£) は、2009 年 9 月に英国の首都ロンドン南部ランベス・ロンドン特別区のブリクストン地区で流通を開始した市場経済型の地域通貨である。ブリクストン地区は、20 世紀前半に商業の中心地として栄えたが、第二次世界大戦の空襲により多くが消失した。戦後はアフリカ・西インド諸島からの移民が多く居住する地区になった。高失業率、高犯罪率、劣悪な住宅環境というスラム地域で、1981 年と 1985 年に暴動¹⁸⁹が発生したが、近年では一部の区画で再開発が進んでおり、従来の低所得者層と新興の中産階級層が混在する地域である。

ブリクストンポンドの活動目標は次のようなものである。① 経済的に困難な時代であることと大規模小売店舗の脅威から、地域経済の多様性と弾力性の構築に向けた支援を行う、② 地域経済のコミュニティ意識を向上させる、③ 地域住民の社会的、金融的な将来を保

¹⁸⁸ The Ithaca Voice ホームページ

<http://ithacavoice.com/2015/08/new-money-for-ithaca-sounds-far-out-can-it-work-anyway/>

¹⁸⁹ いずれも地域名を冠してブリクストン暴動と呼ばれている。

護するために、自助の精神とモデルを推進する、④ 二酸化炭素の排出量を削減するために財の地域調達を推進する、⑤ 活動を通じてブリクストン地区に対する国民的な評価の向上に貢献する、という5つである¹⁹⁰。

単位はブリクストンポンド、媒体は2009年の開始時には紙幣方式のみだったが、2011年からは電子マネー方式も併用している。1ブリクストンポンド=1スターリングポンドに設定しており、額面1、5、10、20の紙幣を発行している。紙幣は1版と2版（いずれも4種）が流通しており、これに5周年記念紙幣（5ブリクストンポンド紙幣のみ）を加えて合計9種類の紙幣が流通している。このうち、第2版の10ブリクストンポンド紙幣にミュージシャンのデヴィッド・ボウイの肖像を採用したことで有名になり、日本でもロンドンの地域通貨として報道された。

図表4-4：10ブリクストンポンド紙幣（左：表面、右：裏面）



（出所：ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/>）

ブリクストンポンドからスターリングポンドへの換金は、流通開始時、企業のみ可能という仕組みだったが、2015年以降、すべての利用者が換金可能になった¹⁹¹。この点についてブリクストンポンドホームページのFAQには「ブリクストンポンドの流通を維持することがスキームの利益を最大化する最良の方法である。スターリングポンドへの換金はブリクストン地区からお金の流出が増えるということを忘れないように」という注意書きも記されている¹⁹²。なお、換金に備えてロンドンミュチュアル信用組合に基金を設けており、ブリクストンポンドの購入代金は運営費用と別に管理する制度になっている。

2011年9月から電子マネー方式も導入され、紙幣方式と併用して利用されている。電子マネー方式の導入当初、普及促進のために、利用者はスターリングポンドで購入する時に10%割増した額のブリクストンポンドを入手でき、この費用は加入者の売上げのうち10%を運営組織に支払うことで賄われる仕組みだった。この仕組みは後に変更され、利用者の10%割増はなくなり、手数料は1.5%に引き下げられた。なお、2018年8月末に電子マネー方式は廃止され、再び紙幣方式のみになったようである¹⁹³。

¹⁹⁰ ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/what>

¹⁹¹ ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/>

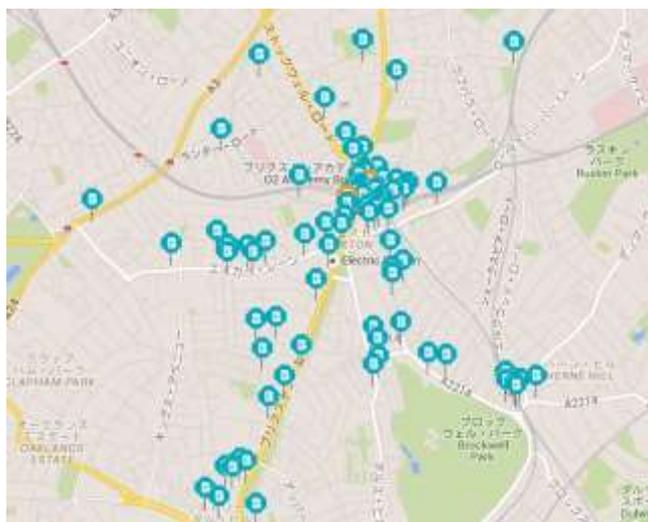
¹⁹² ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/faqs>

¹⁹³ ブリクストンポンドホームページ

企業から徴収した手数料収入で運営費用の支払いを行い、余剰分で少額助成を行う基金（ブリクストンファンド：Brixton Fund）を設けている。この基金から、貧困支援プロジェクト、高齢者支援、若者（雇用）支援、失業支援、自転車メンテナンス、ガーデニング、芸術活動に対して助成金を支出しており、2016年の助成者はファンドから500から2000ブリクストンポンド程度の助成を受けていた¹⁹⁴。個人向けの助成額は1000ブリクストンポンドのようで、使用用途としては学業支援、コミュニティ活動への従事、商店の改装、芸術活動、旅行等だった。ブリクストン地区は貧困層の住民が多く、先進国での貧困層中心の地域の地域通貨は、貧困脱却への手段、マイクロファイナンスの意味合いも合わせ持っている。

発行残高は約100万ブリクストンポンド、中心地区では約半にあたる250店程度が紙幣での支払いに参加しており、電子マネーへの参加は200店程度であった¹⁹⁵。

図表4-5：ブリクストンポンド紙幣が使用可能な店舗を示したマップ



※同マップでは店舗の詳細が閲覧できるほか、電子マネーを使用できる店舗、換金を受け付ける店舗等を表示することもできる。

（出所：ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/>）

第5節 市場経済型の地域通貨③ UDIS——途上国の地域通貨¹⁹⁶

地域通貨は先進国、途上国の違いに限らず世界的に広まっている。本節では、途上国の

<http://brixtonpound.org/blog/2018/09/03/important-changes-to-paying-by-text-using-brixton-pounds/>

¹⁹⁴ ブリクストンポンドホームページ <http://brixtonpound.org/blog/tag/brixton-fund/>

¹⁹⁵ 日本経済新聞 2013年9月22日、Naqvi & Southgate[2013]、ブリクストンポンドホームページ。

¹⁹⁶ 本節は、林・歌代・木下[2015]をもとに加筆・修正を行った。本論文への再掲載を了承していただいた林康史、木下直俊両先生には感謝の念を禁じえず、ここで厚くお礼を申し上げます。

地域通貨の事例のうち、市場経済型の仕組みである地域通貨 UDIS¹⁹⁷について述べる。

STRO は 1970 年代にオランダで創設された組織で、排出権取引、環境税、オランダ国境に近いドイツの高速増殖炉問題などに関与していた団体であったが、1998 年に EU のバラタリアプロジェクト (Barataria Exchange Project) において LETS 型のアムステルネット (Amstelnet) に関与している。また、本節のエルサルバドル、エクアドルでは使われていないが、2005 年にモバイルバンキングソフトウェア Cyclos を開発し、スマートフォンで決済が可能なオンライン型電子決済方式の地域通貨で多数の導入実績をもつ。

STRO は STRO-CA (Social Trade Organisation Central America) を設立し、この組織でラテンアメリカ諸国に対する地域通貨プロジェクトに参画していた。プロジェクトには 3 つの形態、① The Commodity Backed Currency (CBC) : 現物商品を担保として発行、② The Loan Backed Currency (LBC) : 最終的に現地の法定通貨または財によって換金することができるもの、③ Commercial Credit Circuit (C3) : CBC、LBC のうち Web 上での取引ができるものがある。

UDIS プロジェクトは 2002 年に開始したホンジュラスの Red Comal が最初であった。小規模な農業事業者を中心とした地域において、地産地消型の地域経済の構築を目的としていた。Red Comal の UDIS は現物商品を担保に発行する CBC の仕組みであった。しかし、現物商品である農産物を生産する農家だけでなく、集積、流通、加工という各工程が地域内になれば、現物商品の流れに沿った UDIS の流通サイクルは完成しないという点で問題があった¹⁹⁸。

(1) UDIS——エルサルバドル

i) エルサルバドルの UDIS の仕組み

2008 年のエルサルバドルのプロジェクトでは、特定の定期市だけでなく、日常の取引で用いることを念頭に、法定通貨に換金できる LBC が採用された。この概念はマイクロファイナンスの応用という位置づけであった¹⁹⁹。マイクロファイナンスの特徴は、通常では融資を受けることができない貧困層への貸付を通じて、貧困から脱却する機会を提供することである²⁰⁰。しかし、法定通貨で融資したお金は起業資金に利用された後、その購買力が地域

¹⁹⁷ UDIS の表記は STRO のラテンアメリカ諸国に対する補完通貨プロジェクトの各紙幣で用いられている共有用語であるが、通貨ごとに正式名称が異なる。エルサルバドルでは *Unidades de Intercambio Solidario Suchitotense* であるが、エクアドルでは *Unidades de Intercambio Solidario* である。

¹⁹⁸ Brenes[2011]pp.32-33.

¹⁹⁹ Ardon & Andres & Sánchez[2011] pp.227-228,および Brenes[2011]pp.32-33.

²⁰⁰ 「一般の金融サービスから排除された貧困層や低所得者層を対象に行われ、彼らが貧困から脱却して自立することを目指す、小規模の無担保融資やその他の金融サービス」のこと。林・劉は、マイクロファイナンス機関は、融資を通じて貧困の撲滅を目指す社会的利益と、その事業の持続可能性を維持するための私的利益の二元的利益の両立を目指す金融ビジネスのことをいい、単に小口の金融をいうものではないことを指摘している。林・劉[2015] pp.142-143.

内に留まって流通するとは限らない²⁰¹。LBC は、マイクロファイナンスのように貧困から脱却する機会の提供を行いながら、貸与した資金が地域内で流通するためのツールとして考案された²⁰²。

エルサルバドルの UDIS (Unidades de Intercambio Solidario Suchitotense) は、首都サンサルバドルから北西に約 50 キロメートルのスタト市²⁰³で 2008 年に開始した²⁰⁴。紙幣方式の地域通貨で、単位はバレ (vale) で、1、2、5、10 バレの 4 種類の紙幣を発行し、法定通貨の 1 ドル=1 バレに設定している²⁰⁵。紙幣は STRO が無償で提供している。特殊な紙と特殊インクを使って印刷されており、ブラックライトをあてると文字が発効し浮かびあがる精巧な作りをしており、他にも全部で 7 つの偽造防止対策が講じられている²⁰⁶。

²⁰¹ 例えば、西部・橋本[2012]p.21.

²⁰² 木下・林による現地調査で、REDES のエンリケ・カルドナ (Enrique Cardona) 社会促進部長は「最近まで、スタト市民は周縁部の住民を元左翼ゲリラの悪い輩だとして、彼らから物を買わないという態度をとっていたが、UDIS を導入して以降、状況は好転の兆しが見られる」と語っている。

また、藍染工房店 Arte Anil を営み主婦でもあるイルマ・グアドロン (Irma Guadron) は「現在、信用協同組合 ACORG DER.L.に加入し、支払手段として UDIS を利用している。私は学者ではないし、お金の流通ということについて理解する能力はない。4 年ほど前、私たちの生活は惨めなもので、売るものもなければ、欲しいものを買うお金もなかった。でも、近所の屋台のププセリア (エルサルバドルの郷土料理ププサくとうもろこし粉を生地にチーズ等を詰めて焼いた、お焼きのようなもの) を売る店) では豪華ではないにせよ夕食を食べることができていた。その店では、ププサを UDIS でも売っていた。そんなある日、ある旅行者が私の店の商品を UDIS で買いたいと言ってきた。UDIS を受け取ることに不安はあったが、半信半疑だが UDIS というものを認めてみることにした。その時の氷が溶けていくような感覚を今も忘れることはできない。UDIS での支払いを認めたことで、UDIS で物を買うことができた。物が買えることに、娘たちもすごく喜んだ。生活は明らかに改善し、今では、藍染製品を作るための布などの購入に UDIS を使い、現在は収入支出の 1 割程度は UDIS が占めている」と語り、その内容から、マイクロファイナンスの一手段として一定の効果を果たしていると考えられると述べている。木下・林[2014]

²⁰³ スタトの総人口は 2 万 4786 人である (2007 年国勢調査)。

²⁰⁴ 木下・林による現地調査では、REDES のカルドナ部長は、「スタトは内戦でゲリラ側として闘い、ホンジュラスなどから逃れてきた者が多く住む比較的新しい街である。REDES はそのような人々の生活改善や弱者救済を目的に設けられた組織であり、貧困層への支援、地域活性化に向けた取り組みを行っている。スタト市の中心部に住む者の多くは右派思想を有し、左派思想を持つ周縁部の者に対して偏見を持っている。なかには、この偏見から周縁部で生産された農作物を買わずに、市から離れて買う者も多くいた。このような市内にはいっさい富が残らないという状況を改善すべく、地元で生産された財サービスが地元でも消費されるという経済循環を求め、地域通貨 UDIS を導入した」と述べている。木下・林[2014]

²⁰⁵ エルサルバドルでは、1993 年に自国通貨コロンを 1 ドル=8,75 コロンにベッグした後、ドルを法定通貨とする通貨統合法 (Ley de Integración monetaria) を制定し 2001 年 1 月初めよりドルが公式に流通した。林・木下[2012]p.41.

²⁰⁶ 2 桁のアルファベットと数字が通しで振られているほか、透かしや、偽造防止テープなどが紙幣に施されている。木下・林[2014]

図表 4-6 : エルサルバドルの UDIS 紙幣



(出所：林康史所蔵)

スチトイニシアティブ²⁰⁷で UDIS の特徴を以下のように記してある。

- ① UDIS はドルを担保に発行した通貨である。よって完全に同じではないが、ある程度の補完性がある。
- ② UDIS の流通範囲は非常に狭いため、人々はすべての商品を UDIS で調達できるわけではない。ドルもまた存続する。

UDIS は法定通貨とされているドルの機能の一部を補完するために使用する地域通貨である。ドルとともに UDIS の紙幣を特定の地域で流通し、UDIS は主に地域の商店で販売している財を購入することに使われた。エクアドルの事例でも同様に、両事例の UDIS は市場経済型の地域通貨である。

ii) 流通開始と利用状況

エルサルバドルの UDIS は、2006 年 4 月に STRO が NGO/NPO REDES²⁰⁸に接触したことから始まり、同年 12 月に STRO は REDES に UDIS の概要案を示した。2007 年 1 月に STRO はフィービリティ調査を開始し、同年 5 月に有効な制度設計であるかどうかの評価²⁰⁹がなされた後、エルサルバドルの UDIS は債務額を限度に発行する LBC にすることが決まった²¹⁰。また 3 月に、STRO と REDES からパートナーに選ばれた信用共同組合 ACORG²¹¹もパイロットプロ

²⁰⁷ 図 4-9 の REDES ホームページで配布しているパンフレットより。REDES ホームページ <https://redes.org.sv/>

²⁰⁸ REDES は、1989 年に内戦による難民の帰還を支援するために設立された NGO/NPO。2006 年に STRO と UDIS プロジェクトを開始し、技術的、財政的な支援を受けた。ACORG や、INCOSAL、RXT 等へのコーディネートとコンサルティングを行う。UDIS の流通には直接関与していないが、STRO から供給された UDIS 紙幣や財政支援を ACORG へ供給する役割を担っている。Estrada & Chávez et al.[2012] p.72.

²⁰⁹ Estrada et al.[2012]p.84.

²¹⁰ Estrada et al.[2012]p.79. なお、STRO の UDIS プロジェクトとしては、LBC を初めて採用した事例になった。

²¹¹ ACORG は、1999 年に設立された信用共同組合。2007 年時点で、加入者は農業事業者、自営業者ら 499 名であり、そのうち 40%が女性であった。ACORG による貸し出しの内訳は、農業事業者向けに 60%、マイクロファイナンスに 20%、個人向けローンに 20%であった。ま

プロジェクトを開始し、5月にドル建ての貸出業務を始めた²¹²。さらに2007年には、UDISが利用できる商店・事業者の募集を開始した。

STROの中南米地域での補完通貨プロジェクトは、各国の法制度を調査し、事前調査に基づいたプロジェクト案をパートナー（エルサルバドルの場合はREDES）に提示するというプロセスを経る²¹³。STROによるプロジェクトの原案の提示は、2006年中に行われていたと思われる。

2008年5月にUDIS紙幣の流通が始まった。7月に生産者団体のRTX（Red Xüchit Tutut）がUDISに参加したことで、農業事業者だけでなく都市部の商店でもUDISが流通する素地が作られた。初年度の発行残高は3090バレで、2009年は1万5858バレ、2010年は3万8524バレ、2011年は7万7117バレと順調に増加していった。なお、各年の新規発行額、換金額、発行残高は図表4-7の通りである。木下・林による現地調査では、2012年の調査時点では信用協同組合ACORG DE R. L.に加入する125店舗で利用ができた。正確な流通量・取引量の把握は困難で、REDESが認知できている範囲では、1カ月あたり5000ドル程度の取引が確認されているという²¹⁴。

図表4-7：エルサルバドルUDISの発行残高推移

	2008年	2009年	2010年	2011年
（前年からの繰越し）		3090	15858	38524
新規発行額		60798	95352	146546
換金額		48030	72686	107953
発行残高	3090	15858	38524	77117

（出所：Ardon & Andres & Sánchez[2011]より作成）

UDISの運営には、STRO、REDES、ACORGが関与している。2006年にSTROとREDESがプロジェクトを立ち上げた後、ACORGが紙幣の発行とドルへの交換を担当するパートナーとして加わった。STRO²¹⁵はUDISの全体メカニズムの提案、紙幣の提供、財政支援を行い、REDES

た、2009年以降は畜産業、商店等への貸出も行っている。Estrada & Chávez et al[2012]は、2012年時点でUDIS建ての貸出額が拡大されなくなったことで、UDISの流通が一層困難になると述べている。Ardon & Andres & Sánchez [2011]pp.95-96, Estrada & Chávez et al[2012]pp.86-87.

²¹² プロジェクト初期の融資はすべてドル建てで行われ、2007年の与信残高は2万ドル。UDIS建ての融資は2008年に開始された。このローンは、通常の借り入れよりも3%低利であり、主に農業事業者に対して貸し出され、多くはINCOSALで利用された。

Ardon & Andres & Sánchez [2011]p.102.

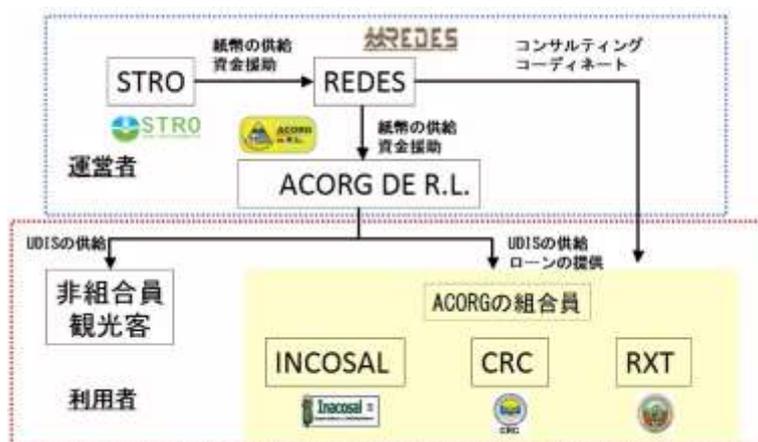
²¹³ Brenes[2011]pp.32-33.

²¹⁴ 木下・林[2014]

²¹⁵ STROは、本事例と同じ時期にGota Verde（ホンジュラス）、Coopesilencio（コスタリカ）、Coopebrisas（コスタリカ）、Coopetectoria（コスタリカ）の4件を支援している。いずれの場合も、STROが地域通貨の運営に直接関与することはなく、システム全体の提案、紙幣・電子システムの提供、資金援助等、間接的なサポートを行っている。なお、STROが2010年までに中南米で立ち上げた補完通貨プロジェクトは6カ国12地域あったが、2016年9月時点でSTRO-CAのホームページで掲載されているのはPuntoTransacciones（エルサルバドル）、

は UDIS プロジェクト全体の調整機関の役割を担い、ACORG は利用者への UDIS の発行、ドルへの交換業務を担うほか、貸出業務を行っている。

図表 4-8 : UDIS の発行・流通の全体スキーム



(出所 : STRO、REDES、Red Xüchit Tutut より作成)

地域通貨が有効に機能するためには、何よりも地域の取扱い店舗と地域住民の支持が欠かせない。本事例では、UDIS の最大の受け取り手になる店舗は INCOSAL²¹⁶、利用者側の組織にはスチト社会経済開発復興委員会 CRC (Committee for Reconstruction and Social and Economic Development of the Suchitoto Communities)²¹⁷と RXT²¹⁸があった。REDES は RXT の加

C3-Uruguay (ウルグアイ) の 2 地域のみとなっている。PuntoTransacciones は以前に開設されていたホームページが 2016 年時点では閲覧できなくなっており、C3-Uruguay のみが閲覧可能な状態である。STRO-CA ホームページ <http://www.stro-ca.org/> C3-Uruguay ホームページ <http://www.c3uruguay.com.uy/>

²¹⁶ INCOSAL (Inversiones Agrícolas Salvadoreña) は、REDES のプロジェクトによって 2002 年に設立された企業で、農薬、動物用医薬品、食料品の取扱いと、農薬、肥料の輸入販売の代理店。UDIS の利用者には農業事業者が多いため、事実上 UDIS の最大の受け取り手になった。地域通貨の持続的な流通には中核になる店舗の存在が欠かせないのだが、INCOSAL は商品の販売によって受け取った UDIS のうちいくらかは支出されたが、残りの大部分は使用することができず INCOSAL に滞留したため、同社は UDIS の受入れを停止した。Estrada & Chávez et al.[2012]p.77,88.

²¹⁷ CRC は、1987 年に内戦による荒廃から復興することを目的として設立された。26 のコミュニティによって構成されている。CRC の活動は、コミュニティの社会組織、生産的な経済発展、環境と農業の保護、教育、健康、青少年、女性の職業訓練等、多岐に渡る。CRC は地産地消型の連帯経済の促進を目的として UDIS を受け入れていたが、後に停止している。その理由として、他の商店や企業が UDIS での支払いを受け入れていなかったため、流通が機能しなかったことをあげている。Estrada & Chávez et al.[2012]p.220.

²¹⁸ RXT は、REDES のパイロットプロジェクトとして、2007 年に設立された。農村部の農業事業者と都市部のレストラン、ホテル、自営業者等による集団。RXT の参加形態も CRC 同様、UDIS を利用することを推奨し、加入者がこれを使って取引することで、地産地消と通貨の地域内流通を促進するというものであった。

Ardon & Andres & Sánchez による 2010 年の RXT 加入者に対する聞き取り調査では、UDIS

入者向けに UDIS の利用を促進するため、パンフレットの作成、啓蒙活動の実施等を行っていた²¹⁹。

図表 4-9 : Red Xüchit Tutut が加入者向けに配布したパンフレット



(出所 : REDES ホームページ <http://redes.org.sv/>)

iii) 終焉の経緯

UDIS は 2008 年からスチト地域で利用されたが、2014 年にはほぼ流通しなくなっていた。この理由は、① 運営資金面での問題、② 流通面での問題があった。①の運営資金面での問題については、当初、STRO から必要な資金提供を受けることができたが、この年間 2 万ドル程度の援助は 2010 年に打ち切られた。UDIS は通貨の流通によって手数料等の収入が得られない仕組みであったため、外部からの資金援助に頼った活動だった。②の流通面での問題については、実際の UDIS の紙幣は農薬、肥料など消費財の購入のために UDIS が利用可能な提携店 INCOSAL で使用された後、信用協同組合 ACORG に還流したため、人々の間で流通サイクルを形成することができなかった。

また 2012 年に、ACORG はプロジェクトの一環であった与信の拡大が停止された後、2013 年には UDIS の取扱いをやめた。同年、UDIS の運営者である REDES はスチトの事務所を閉鎖し、実質的に UDIS プロジェクトは終焉した。木下・林による 2014 年 8 月の再調査では、スチトに置かれていた REDES 事務所は閉鎖され、社会促進部長を務めていたカルドナ氏

を使用するメリットについて「大いにある」が 32% (22 名) とともに、「ほとんどない」または「まったくない」が 48% (33 名) であった。事業者に対する質問として、UDIS とドルのどちらを優先して受け取るかについては、「UDIS」0%、「ドル」22% (8 名)、「区別しない」78% (22 名) であった。また、改善・要望としては、事業者間流通の改善 43% (24 名)、使用者の拡大 20% (11 名) が上位であったが、少数意見のなかに STRO との関係の改善を望むものもあった。Ardon & Andres & Sánchez [2011]p.84,107-108,119.

なお、Red Xüchit Tutut のホームページは、2014 年 12 月から閲覧できない状態になっている。

²¹⁹ 回答者の 75%が UDIS の存在と流通させる目的を知っていたと報告されている。Ardon & Andres & Sánchez [2011]p.117.

も退職しており、ボランティアで雑務に対応していた。信用協同組合 ACORG では UDIS を取り扱わなくなっており、一時期、市内の約 50 店舗、周縁部の約 75 店舗で利用可能であった UDIS は、使用できる店舗が減少し、明らかに流通量は低下していた。2012 年当時の調査は“UDIS 使えます”の看板を掲げる店舗もあり、UDIS の流通を地域興しの観光にも利用しようという意欲が感じられたが、2014 年には看板も見かけず、すでに熱意は冷め、忘れられた印象であったという²²⁰。

木下・林による調査で、REDES サンサルバドル事務所のアルマンド・コト (Armando Cotto) 理事は、UDIS について「当初、貸出により UDIS の一部はスチトトの市場に流れるものと目論んでいたが、実際には、スチトトでは入手できない農薬、肥料など消費財の購入のために UDIS が利用可能な提携店 INCOSAL で利用されただけであった。UDIS 紙幣が市場には流れず、すぐに信用協同組合に還流したために、機能しなかったのである。たとえ UDIS が市場に流れても、汎用性および利便性の低さから流通は広がらなかった」と述べている。このような芳しくない実状を受けて、「STRO が年間 2 万ドル程の支援を 2010 年で打ち切ったことが大きかった。フィージビリティ調査や制度設計が甘く、期待した以上の成果はあげられず、信用協同組合 ACORG は UDIS の取引を止めた。現在、市場に残る UDIS は当事務所で引き取りドルに交換している」とのことであった²²¹。

図表 4-10 : エルサルバドルの UDIS プロジェクト年表

	現地の運営組織、利用者の動き	STRO 年次報告書の記述内容
2006 年	4 月、STRO、REDES にアプローチ。プロジェクト始動 12 月、STRO、REDES に UDIS の流通システム案を提示	(サンサルバドルに事務局を設置)
2007 年	1 月、STRO、フィージビリティ調査を開始 (5 月まで) 3 月、ACORG、パイロットプロジェクトを開始 5 月、ACORG、ドル建ての貸出業務を開始	「都市部から近郊地域への拡大を模索する」
2008 年	5 月、UDIS 紙幣、流通を開始 6 月、CRC、フィージビリティ調査を開始 7 月 RXT (Red Xüchit Tutut)、UDIS に参加	「7 万ドル相当を ACOrg に提供した。プロジェクトの開始段階で、ACORG と INCOSAL への顧客・売上げの増加という結果に興奮している」
2009 年		「UDIS は 68 の企業・店舗で利用され、4 万ドル相当の利用があった」
2010 年	STRO、プロジェクトへの資金援助打ち切	「REDES は UDIS 促進のため、大規模なキ

²²⁰ 2014 年の再調査に関しては林・歌代・木下[2015]pp.88-90 を参照。

²²¹ 林・歌代・木下[2015]p.89.

また、Estrada & Chávez 等による UDIS の関係者への調査で、STRO の担当者 Víctor Jiménez は、エルサルバドル UDIS の流通面での問題点として、UDIS は貯蓄に向けた制度設計ではなかったが多くの人は消費せずに蓄えていたこと、また域内で地産地消される商品の購入で流通するものだけでなく、域外へ販売される商品の場合についても目を向ける必要性があったと述べている。Estrada & Chávez et al[2012] p.223.

	り	キャンペーンを開始した。 UDIS は 95 の企業・店舗で利用された。 毎週日曜日に UDIS で取引される地元の食材を市場が開かれている」
2011 年		「観光客向けに、UDIS が利用できるエコツーリズムを導入し、観光客はレストランや土産物店でも使用した。 UDIS は 2 万ドル相当の利用があった」
2012 年	ACORG、与信拡大を停止	「中米のほとんどのプロジェクトは、われわれの支援を必要としなくなった」
2013 年	ACORG、UDIS の取扱いを停止 REDES、スチット事務所を閉鎖	※言及なし

(出所：Jaarverslag,STRO 2006-2013、Estrada & Chávez et al[2012]より作成)

(2) UDIS——エクアドル

エクアドルの UDIS (Unidades de Intercambio Solidario) は、2011 年にクエンカ市近郊の 2 地域、クエンカ市から西に約 7 キロメートルのサンホアキン郡 (San Joaquín : 総人口 7455 人²²²) と、北に 8 キロメートルのシニンカイ郡 (Sinincay : 総人口 15859 人) の両所で実施された。

エクアドルの UDIS の実施形態もエルサルバドル同様、STRO が考案し、実際の運営は現地のパートナーが行うというものである。2 地域共通の支援組織として NGO/NPO パチャママ・ファンデーション (Fundación Pachamama)、資金管理や UDIS 紙幣を取り扱う機関として信用協同組合 Coopera (サンホアキン郡)、Integral (シニンカイ郡) の 2 つが参画した。STRO が企画とアドバイザーを行い、現地の NGO/NPO と金融機関の 3 者による共同運営という構図はエルサルバドルと同様であった。

エクアドル UDIS も紙幣方式で、単位はバレ (vale)、1、2、5、10 バレの 4 種類の紙幣があり、1 バレは法定通貨の 1 ドルに設定した。ドルから UDIS を購入することはできるが、UDIS からドルへの交換はできない仕組みである。エルサルバドルの事例と同様、紙幣は STRO が印刷し供給したものであり、エルサルバドル UDIS 紙幣とほぼ同一のデザインである。

²²² 2010 年国勢調査。

図表 4-11：エクアドルの UDIS 紙幣



(出所：林康史所蔵)

UDIS は 2011 年に流通を開始したが、その直後に地元紙で、「シニンカイ郡ではエクアドル中央銀行（BCE）の支援保証を受けたパイロットプラン、ドルに替わる通貨 UDIS の使用を促進」と報じられた²²³。

エクアドルは 2000 年に、法定通貨スクレを廃止し、ドルを通貨として使用してきた²²⁴。UDIS の仕組みはドルにとって代わる代替手段を企画したものではなかった。しかし、国民の間で脱ドル化の懸念があったことから、UDIS は単なる地域通貨プロジェクトという域を超えて、政治問題化した²²⁵。この報道の後、中央銀行理事長は、UDIS と中央銀行の関係を否定し、UDIS 運用について法規制の必要性を述べた²²⁶。銀行監督庁（Superintendencia de Bancos）が「国内の金融オペレーション実施に有効な通貨はドルのみである。代替通貨（sustitutivos monetarios）の流通を禁ずる」²²⁷とのコミュニケを発表し UDIS の利用を禁じた。また、コレア（Rafael Correa）大統領も脱ドル化の可能性を否定した。このように UDIS は政府により活動を停止されたが、翌月の 5 月に制定された金融システム・連帯大衆経済組織法に基づき、活動が許可された²²⁸。

²²³ Hoy 紙 2011 年 4 月 16 日付、(出所：木下・林[2014])。

²²⁴ スクレを廃止し、ドルを通貨として使用することになった経緯、および問題点については、木下・林[2014]、木下[2013]を参照。

²²⁵ 「エクアドルは 2000 年に自国通貨スクレを廃してドル化政策を実施し、通貨主権を放棄したため、過度の財政赤字は持続が困難であり、原油相場が中長期的に下落した場合、流動性危機、経済ファンダメンタルズの悪化、脱ドル化を懸念する向きもある」木下・林[2014]

²²⁶ 木下・林による現地調査では、地域通貨のシステムに対する政府の関与に関して、Coopera のロドリゴ・アウカイ（Rodrigo Aucay Sánchez）会長は、「UDIS の導入に際して、研究会には、エクアドル中央銀行（BCE）からもメンバーが加わっていた。ドル化問題とは無関係であることをわかっていたが、政治的な問題になったために、仕方なく、無関係を強調するに至った」と説明している。木下・林[2014]

²²⁷ 2011 年 4 月 21 日付 Hoy 紙。

²²⁸ 木下・林による現地調査では、パチャママのハビエル・フェリックス顧問はこうした一連の動きについて、「報道メディアが UDIS を報じたことで問題となった。この時、2011 年 5 月 7 日の“憲法改正をめぐる国民投票” が三週間後に迫っており、反政府であった多くの報道メディアは UDIS を脱ドル化の試みであると報じ、国民に脱ドル化への危機感を煽ることで、政権の信用を失墜させようとした。UDIS は決して脱ドル化を意図して導入したもので

サンホアキン郡は 2012 年 3 月時点で総額 10 万ドル相当が流通していたが、プロジェクトが開始されたばかりのシニンカイ郡は総額 1000 ドルほどの流通であった²²⁹。

サンホアキン郡では、UDIS の利用を促進するインセンティブとして、取引時にドルよりも 5%のディスカウントが定められていた。売り手である商店にとっては不利な仕組みであるが、サンホアキンの信用協同組合 *Coopera* が、会員（利用者）に種子や肥料といった原材料などの仕入れ価格を市場より割安に提供しているうえ、技術的指導も行っているのでデメリット分を相殺できるシステムになっている²³⁰。導入当初は、*Coopera* 傘下の商店で 25 ドルの商品を購入した者に対して、特典に 1 バレ（＝1 ドル相当）を配布し始め、その半年後には、1 バレの UDIS を 1 ドルで販売するシステムを変更した。

2013 年 6 月に *Coopera* のアウカイ（Rodrigo Aucay）理事長が、米州ボリバル同盟（ALBA）加盟国間で利用されている地域共通決済通貨 SUCRE（Sistema Unitario de Compensación Regional）を悪用した資金洗浄に関与した疑いがあるという理由により逮捕拘留され、*Coopera* は大衆連帯経済監督庁（La Superintendencia de Economía Popular y Solidaria）によって清算を命じられた²³¹。9 月には清算が行われ、資産は売却された。これによって地域通貨の流通も停止し、サンホアキンの UDIS のシステムは崩壊した。

シニンカイ郡の *Integral* に関する情報も入手できないが、2012 年時点でもサンホアキン郡の *Coopera* よりも流通は少なく、現在は利用されていないものと推察される。

第 6 節 市場経済型の地域通貨④ PANAL——インフレ下の地域通貨

2017年12月、リベルタドル市1月23日地区でFPAV（Fuerza Patriótica Alexis Vive）に属するLa Comuna el Panal 2021が、Panal²³²という呼称の地域通貨（moneda comunal²³³）を発行した。

はなく、われわれの意図とはまったく異なっている。UDIS は支払手段のひとつにほかならない」とコメントしている。木下・林[2014]

²²⁹ 2011 年 4 月に、信用協同組合 *Integral* が STRO より無償供与された 2 万バレルの UDIS 紙幣を使い運営を開始した。木下・林による現地調査では、プロジェクトが始まったばかりということもあり、シニンカイでは総額 1000 ドルほどの UDIS が流通しているのみであり、組合に加入している商店も 25 軒ばかりと利用できる場所は限られていた。信用協同組合 *Integral* のマイタ支店長は、UDIS は決して通貨ではなく、信用協同組合のネットワークに参加している者間で通用する支払手段の一種でしかないとし、大衆連帯の経済及び大衆連帯の金融セクターに関する基本法に基づき中央政府より流通が認められていると説明していた。木下・林[2014]

²³⁰ 「*Coopera* は、この地域で生産・創出された富（お金）を地域に留めることを企図して UDIS を導入、この地域で作られた財サービスの交換手段として独自の通貨、補完通貨を利用することで循環型社会を構築しようとしており、*Coopera* のロドリゴ・アウカイ理事長は、「UDIS は代替通貨ではなく補完通貨であり、地域経済の活性化、地方経済の強化、コミュニケーション連帯の強化を目的としている」ことを強調した」木下・林[2014]

²³¹ Ecuavisa ホームページ 2017 年 6 月 12 日付
<https://www.ecuavisa.com/articulo/noticias/actualidad/33058-coopera-recibe-orden-de-cierre-definitivo>

²³² スペイン語で巣房、蜂の巣の意味。

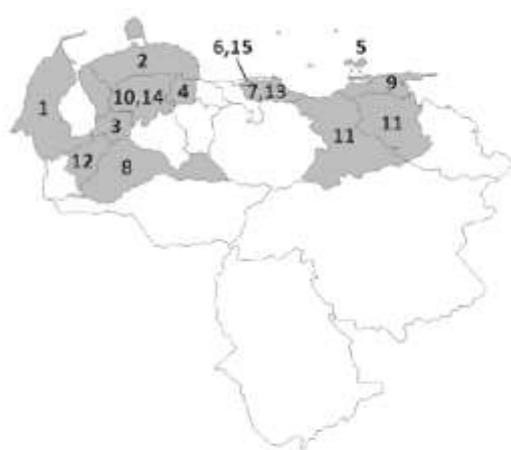
²³³ ベネズエラの法律では、いわゆる地域通貨を moneda comunal（共有通貨）と呼んでいる。

ハイパーインフレ下の貨幣不足で、商品の購入が困難という状況を打破することが目的だという。

ベネズエラの政治経済は混乱が続いている。原油輸出は2000年以降、輸出総額の7割から9割を占めてきたが、2008年の国際金融危機以降、大幅に下落しており、原油輸出による外貨の獲得は困難になる一方、ハイパーインフレも落ち着きそうもない。法定通貨ボリバルも、ブラックマーケットの対USドル実勢レートが公定レートの1万分の1以下の価値という状況に陥っている。

ベネズエラの地域通貨は2006年以降で、15前後が確認されている²³⁴。これら地域通貨の仕組みは、いずれも紙幣方式であった。2008年以降に開始した事例が多いのは、法制度が整備されたという要因が大きい。ベネズエラ地域通貨は、チャベスが推進してきた政策と密接な関係があり、地域通貨制度の創設にはチャベス自身がイニシアチブを採った。チャベスは貯蓄を抑制するために、限られた期間に地域限定で流通する通貨を考えたのである²³⁵。これを実現するために2007年から2008年にかけて、関連法を整備していく。

図表4-12：ベネズエラ地域通貨の実施地域



	開始年	通貨名称	流通地域
1	2006	El Relámpago	スリア州
2	2006	El Zambo	ファルコン州
3	2007	El Momoy	トルヒージョ州
4	2007	La Lionza	ヤラクイ州
5	2008	El Guaiquerí	ヌエバ・エスパルタ州
6	2008	El Cristo	カラカス
7	2008	El Cimarrón	ミランダ州
8	2008	El Ticoporo	バリナス州
9	2008	El Paria	スクレ州
10	2008	El Tamunangue	ララ州
11	2008	El Turimiquire	モナガス州とアンソアテギ州
12	2009	El Cóndor	メリダ州
13	2010	El Zamorano	ミランダ州
14	2011	El Sanareño	ララ州
15	2017	El Panal	カラカス

(出所：Monedas de Venezuela <http://www.monedasdevenezuela.net/monedas-sociales/>

より作成)

おそらくコミュニティの“共同所有”という社会主義的な観念からの命名であるが、システム等に違いがあるわけではなく、一般的に使われる地域通貨と同じと考えて差支えない。本論文では *moneda comunal* に地域通貨という語を充てているが、法文の場合は共有通貨と訳してある。

²³⁴ Dittmer[2011]p.80. なお、国会議員ホセ・ゲラ (Jose Guerra) によると、これまでに発行された地域通貨の影響は非常に限定的であったと述べている。ABC Internacional ホームページ http://www.abc.es/internacional/abci-criptomoneda-maduro-ilegal-201801020124_noticia.html 本論文執筆時点 (2018年12月時点) で活動が継続しているものがあったとしても少数であると考えられる。

²³⁵ Dittmer[2011]pp.79 - 80.

(1) Panal の概要

i) 流通地域

リベルタドル市はベネズエラの首都区域カラカスの中心都市²³⁶で、面積は約 433 平方キロメートル、人口は 194 万人（2011 年国勢調査）であり、22 の地区（パロキア）からなる。Panal が流通する 1 月 23 日（23de Enero）地区は、市の中心部の北にある丘陵に位置し、面積は約 2.31 平方キロメートル、同地区の人口は約 7.7 万人（2011 年国勢調査）である。その名称（1 月 23 日）は、1958 年 1 月 23 日に独裁体制を敷いていたヒメネス大統領を打倒したことを記念してのものである。

もともと同地区は、1950 年代のヒメネス大統領の時代に丘陵部へ高級マンション群を建設したことで注目を集めたが、その後、丘陵部を囲むかたちで低所得者層の住居が密集する地域になっている。左翼武装闘争組織が同地区を拠点としていたこともあり、1989 年のカラカス暴動²³⁷の発端となった地域の一つで、チャベス支持者が多いと言われている。同地区は 2013 年に死去したチャベス元大統領埋葬の地としても知られる²³⁸。

ii) 発行体

La Commune El Panal 2021 が属する FPAV は、ボリバル革命と左翼政権を支持する左翼組織²³⁹で、社会主義を標榜し、武装闘争を繰り広げた組織であったが、現在では FPAV が支配する企業を通じた経済的な活動にシフトしている。

ベネズエラの独立系ジャーナル MintPress News は、Panal 発行以前の段階で、FPAV の活動を以下のように述べている²⁴⁰。La Commune El Panal 2021 と FPAV の活動は、1 月 23 日地区において自律的な地域経済を確立することを目指している。同地区内に大豆と砂糖を包装する工場を所有している。ベネズエラの主食である大豆は、連携する農村部の組織や Panalitos²⁴¹と呼ばれる FPAV 傘下の農場から供給されている。FPAV はこの製品を生産するた

²³⁶ 行政上の名称としては「カラカス市」という行政区はなく、通称として、① カラカス大都市地区（首都地区リベルタドル市とミランダ州のチャカオ市、スクレ市、バルタ市、エルアティジョ市）、② リベルタドル市のみを指す場合がある。

²³⁷ 1989 年 2 月カラカスで生じた民衆暴動。2 月に大統領に就任したカルロス・アンドレス・ペレス（Carlos Andres Perez Rodriguez）が IMF の勧告を受け入れ、対外債務問題を解決するために緊縮財政、各種助成金の廃止、通貨の切り下げ等を実施する政策を発表したことから、カラカスの貧困層を中心とした住民が暴動を起こした。騒乱の参加者は数十万人とも言われ、多数の死傷者が出た。

²³⁸ チャベスは 2013 年 3 月 5 日の死去時も大統領であった。

²³⁹ こうした組織を colectivo（集合という意味だが、左翼政権を支持する攻撃的性格を持つ地域組織を指す）と呼ぶ。

²⁴⁰ Mint Press News ホームページ 2017 年 11 月 28 日付
<http://www.mintpressnews.com/venezuelas-communes-play-key-role-in-countering-economic-crisis/234892/>

²⁴¹ Panalitos は Panal に縮小辞がついたもので、小さな巣房の意。FPAV のホームページでは、蜜蜂の画像を使っており、働き蜂が蜂蜜を集め、蜂の巣を共同体に譬えているものだと考え

めに、共同体か組織が直接所有する企業を形成しており、その工場で農産物を梱包している。

組織の支配地域である 1 月 23 日地区は貧困層中心の地域であり、FPAV は食料品、雇用、賃金および派生需要を提供することで地域の人々の支持を獲得していく方針のようである。社会主義を標榜する FPAV が資本主義的な方法で経済力を強化しているとの報道もなされた²⁴²。

iii) Panal 紙幣

Panal は紙幣方式で流通し、額面 1、5、10Panal の 3 種類を各 4000 枚、合計 6.4 万 Panal が発行された。Panal 紙幣は、従来のベネズエラの地域通貨のような素朴な印刷ではなく、偽造防止処置として通し番号の刻印やセキュリティライン、不可視インクを採用する等の工夫も施されている。1Panal 紙幣に描かれた肖像画は 2005 年に死亡した FPAV のリーダー Kley Zzair Gómez Álvarez であり、5Panal 紙幣には 2002 年反チャベスクーデターの際に武装闘争で死亡した José Alexis González の肖像画が用いられている。なお、“Alexis” は組織名の一部にもなっている。10Panal 紙幣にはチャベスの肖像画が用いられている。

図表 4-13 : Panal 紙幣



(出所 : 2017 年 12 月 16 日付 Reuters <https://www.reuters.com/article/us-venezuela-economy/venezuelan-community-group-launches-currency-to-combat-cash-shortage-idUSKBN1E92RG>)

1Panal は 5000 ボリバルに相当すると定められているが、レートは今後のインフレ状況に応じて改められる可能性があるとのことである²⁴³。このレートは Panal とボリバルを実際に

られる。かつて左翼が使った“組織”や“細胞”といったニュアンスであろう。

²⁴² Reportero24 ホームページ 2016 年 10 月 9 日付
<http://www.reportero24.com/2016/10/09/paramilitares-los-negocios-capitalistas-del-colectivo-alexis-vive/>

²⁴³ 2018 年 8 月 26 日に Panal の価値を従来の 1Panal は 5000 ボリバルから、1Panal=100 万ボリバル・フエルテ=10 ボリバル・ソベラノに改められた。

交換するレートを言っているのではなく、商品を購入するときの通貨価値を表しているものである。社会経済システム法（Ley Orgánica del Sistema Económico Comunal）では、Panalのような地域通貨とボリバルの交換を禁止している。また、同法では地域通貨を用いた取引で利子、手数料を徴収することも禁じているおり、FPAV もこれを遵守する旨を述べている²⁴⁴。

「Banpanal 事務局に持参した者に〔対価を〕支払う」という文言が、例えば 10Panal 紙幣表面に記されているが、法律ではボリバルへの交換は禁止されている。FPAV の支配地域である 1 月 23 日地区内で Panal と財の「等価交換を促進すること」²⁴⁵を意図していると考えられる。

（2）Panal 発行の目的

FPAV は Panal 紙幣について、ボリバルに対する補完的で代替的な通貨（moneda complementaria y alternativa）であり²⁴⁶、通貨の地位を争うような競合関係ではなく、1 月 23 日地区では Panal とボリバルの 2 つの通貨が流通し続けるだろうと述べている²⁴⁷。Panal の発行は、同組織が支配する複数の工場、および提携先の農場での取引方法として独自に「通貨」を発行し、インフレーションによる悪影響を軽減することで、地域内で FPAV の経済的な影響力を強めようという、これまでの潮流の一環という見方もある。

Panal を発行する目的について、FPAV はツイッターで「われわれは現金不足による影響を最小限に抑える経済システムに作り換える課題において組織化された集団」であり、「Panal は、それ自体は経済的事実ではなく、集団構築の産物で、その人々の、人々のために、人々とともにある体制を作る方法である」と述べている²⁴⁸。

FPAV プレスリリース後のメディア報道は以下のようなものである。

FPAV 経済・広報担当のホセ・ルゴ（José Lugo）は、Panal の発行計画について「われわれは現金がないため、商品の購入が困難である。よって地域の経済を後押しするために通貨を発行することに決めた」と語っている²⁴⁹。

ベネズエラ人民権力通信・情報省（Ministerio del Poder Popular para la Comunicación y la Información）が運営するホームページは、Panal は Ban-Panal 協同組合（Asociación Cooperativa BanPanal）が作った新たな地域通貨であり、1 月 23 日地区の生産者、協同組合、共同所有

²⁴⁴ Aporrea ホームページ 2017 年 12 月 30 日付 <https://www.aporrea.org/economia/a257146.html>

²⁴⁵ Aporrea ホームページ 2017 年 12 月 30 日付 <https://www.aporrea.org/economia/a257146.html>

²⁴⁶ ボリバルと Panal が並行して流通する際の競合性については、強制通用力よりも一般受容性のほうがより重要である。「『市場』空間における取引を媒介する貨幣は、その財そのものとしての評価によるのではなく、誰かの強制によるのでもなく、受領され、人々の間を転々と流通する」黒田[2014]p.13.

²⁴⁷ Aporrea ホームページ 2017 年 12 月 30 日付 <https://www.aporrea.org/economia/a257146.html>

²⁴⁸ Comuna El Panal 2021 ツイッター@Alexisvive2021 <https://twitter.com/alexisvive2021>

²⁴⁹ Reuters ホームページ 2017 年 12 月 16 日付 <https://www.reuters.com/article/usvenezuela-economy/venezuelan-community-group-launches-currency-to-combat-cash-shortage-idUSKBN1E92RG>

型の企業で経済的な取引を担う交換メカニズムとして流通しはじめたこと、また、FPAV 経済・広報担当のパブロ・ギメネス (Pablo Giménez) の発言内容として「Panal は、一般大衆、苦境にある地区の人々、労働者、貧困層の人々に対して影響を及ぼしている行列待ちと現金不足の問題への対策である」ことを伝えている²⁵⁰。

ギメネスは Aporrea を通じて Panal の長期的な見通しを以下のように述べている²⁵¹。

「第 1 段階：交換手段の推進。La Commune El Panal 2021 の域内および連携する他の共同体において、Panal は社会経済・連帯経済を推進する交換の媒体手段、および推進役としての立場を確立する。デジタル化、電子化に対応し、電子機器による支払いに対応することが検討されている。

第 2 段階：準備基金。Panal の価値を裏づけるため、Panal 組織は貯蓄基金と準備金制度を構築する。これは仮想通貨、鉱物資源、鉄鉱石、非鉄金属、US ドルを除く通貨によるバスケットで構成される。

第 3 段階：Panal 建ての個人口座。個々の生産者が経済的な取引や貯蓄方法に利用できる Panal 建ての口座システムの構築、および経済的な指数の向上に向けて促進する」

つまり、現状は紙幣方式の流通を開始した第 1 段階であるが、今後は共同体内で Panal を支払手段としての信用を形成していくこと、通貨の裏づけとなる基金の設置、最終的には生産者個人による個々の口座間決済による電子決済方式を目指しているようである。

また、Panal の開始当初、以下のような批判や懸念が報道された。

Runrunes は、国会議員ホセ・ゲラのラジオ放送インタビューの内容を報じている。「もし、われわれが、1 月 23 日地区の Panal のような通貨を使用したり、ポリバルへの代替手段として競合することを望むとしたら、金融に混乱をきたすだろう。地域通貨は歴史的に通貨不足が生じたときに物々交換を促進するために作り出されるが、重要なことは紙幣の発行と硬貨の製造についてはベネズエラ中央銀行に独占権があるということだ。(中略) 政府はこうした通貨の許可や、流通させることについて一切声明を出していない。これにより問題をさらに大きくする可能性があり、完全に無責任な行為である」²⁵²

ゲラは Panal について以下のようにも述べている「原則的に、Panal は限定した地域で使われる通貨であり、域外で流通させることはできない。企業間取引で Panal のような通貨は受け入れられないため、地域外ではなんら価値を持たない。つまり Panal の機能は非常に限定的である。(中略) しかし、現在、現金が不足している状況では、すべての共同体でそうした方法が模索されており、この動きが通貨発行の急増を招く可能性がある」²⁵³。

この Panal への批判を伝える ABC の記事で、ゲラは 2017 年 12 月にマドゥロ大統領が発表

²⁵⁰ Minci ホームページ 2017 年 12 月 15 日付

<http://minci.gob.ve/2017/12/Panal-lanueva-monedacomunal-nacida-23-enero/>

²⁵¹ Aporrea ホームページ 2017 年 12 月 30 日付 <https://www.aporrea.org/economia/a257146.html>

²⁵² Runrunes ホームページ 2017 年 12 月 15 日付

<http://runrun.es/la-economia/334470/las-noticias-economicas-mas-importantes-de-hoy-15dic.html>

²⁵³ ABC Internacional ホームページ 2018 年 1 月 2 日付

http://www.abc.es/internacional/abci-criptomoneda-maduro-ilegal-201801020124_noticia.html

した仮想通貨 Petro についても批判している。Petro は地域通貨ではなく、石油、ガス、金、ダイヤモンド等のベネズエラの天然資源を裏づけとした仮想通貨で、政府が主導しており、運営組織は人民権力大学教育科学技術省が創設する。マドゥロ大統領は 2018 年 1 月 5 日に 1 億単位の Petro の発行を命じた²⁵⁴。ゲラは、効果が未知数の仮想通貨を推進することでボリバルの混乱に拍車をかける事態を懸念しており、不安定なボリバルの状況に悪影響を与える行為だという認識であろう。

(3) ベネズエラの地域通貨関連法

ベネズエラにおける地域通貨と法制度の関係は以下のようになっている。

ベネズエラ・ボリバル共和国憲法 (Constitución de la República Bolivariana de Venezuela) 第 3 節 (通貨制度) では、以下のように定められている²⁵⁵。

第 318 条 (通貨、ベネズエラ中央銀行の機能)

1 国の権力の通貨に関する権限は、ベネズエラ中央銀行が専管的かつ義務的にこれを行使する。ベネズエラ中央銀行の基本目標は、物価を安定させ、通貨単位の国内外の価値を維持することである。ベネズエラ・ボリバル共和国の通貨単位は、ボリバルである。

3 この目的を適切に実施するため、ベネズエラ中央銀行は、通貨政策を立案し実施すること、為替政策の立案に関与し、かつそれを実施すること、通貨、融資及び利子率を規制すること、外貨準備金を管理すること並びに法律で定めるすべてのことを、その機能とする。

通貨高権に関しては、ベネズエラ中央銀行法 (La Asamblea Nacional de la República Bolivariana de Venezuela) 第 7 編 (通貨制度) に以下のようにある。

第 1 章 (通貨の発行と流通)

第 94 条 ベネズエラ・ボリバル共和国の通貨単位は、ボリバルである。

第 95 条 共和国の領土内において、ベネズエラ中央銀行は法定通貨である通貨の発行と貨幣の鑄造について独占的権利を有している。

ベネズエラ国内で「通貨」は法定通貨たるボリバルを言い、通貨高権は国家、中央銀行に属する。通貨高権は国家、中央銀行が有し、流通する通貨に強制通用力を持たせるという考え方は、ベネズエラだけでなく、日本を含め他の国においても広く採用されている。それらの国々では、法制度上、地域通貨は「通貨」とみなされない。支払い手段としての強制通用力を持たないから、流通する理由は、専ら利用者の意思と通貨の信用による。例えば、地域通貨が仕組み上、法定通貨に換金できることを謳う仕組みであっても、当然な

²⁵⁴ 産経ニュースホームページ 2018 年 1 月 8 日付
<http://www.sankei.com/economy/news/180106/ecn1801060017-n1.html>

²⁵⁵ ベネズエラ憲法の和訳は佐藤[2007]による。

がら、政府、中央銀行によって換金が保証されることはなく、地域通貨が破綻、終了した場合、請求権は通常の債権債務と同等に扱われることになろう。

なお、ベネズエラでは、2008年に、大衆経済の推進と発展に関する法律(Ley para el Fomento y Desarrollo de la Economía Popular)を施行しており、国内で地域通貨を発行、流通する法的根拠の一つになっている²⁵⁶。

本法律は、「地域社会により組織化されたプロジェクト推進による大衆経済の推進、発展のため」(第1条)の規則と手順を定めたものである。第5条で連帯経済を推進する方法として、定期的で開催される「地域の物々交換市場」で「間接的な物々交換²⁵⁷」を行うことが本法律の対象に含まれるとしている。この間接的な物々交換に、地域通貨を用いることができるということである。

第8章 (共有通貨)

第26条 共有通貨は連帯交換システムにおける知識、財、サービスの交換を可能かつ容易にする手段である。

第27条 ベネズエラ中央銀行は、管轄の範囲内において共有通貨に関するすべてを統制する。

第28条 共有通貨は、登録された連帯経済組織の地域内においてのみ価値を有し、管理・運営される。また共有通貨は法定通貨ではなく、共和国の全土で流通するものでもない。

ベネズエラにおける地域通貨の位置づけは、直ちに違法とみなされることはないが、本法に準拠する形式において定められた手続き・実施方法を行わなければならない。また、地域通貨は、「法定通貨」ではなく、事前に定められた登録組織が、登録した地域に限り用いるべきものとされ、中央銀行はこれらの行為を規制し監督する立場である。したがって、法律に定められた範囲内で実施する限り、法定通貨ポリバルとは競合または代替手段となることはない。

(4) インフレーション対策としての地域通貨

i) 2018年12月までの状況

本論文の執筆時点(2018年12月)でPanalが開始してから1年が経過している。2017年末のPanalの開始以降、ベネズエラの他の地域でも地域通貨(アプレ州エローサのElorza、リベルタド市のEl Caribe)を開始する動きがあった。いずれもハイパーインフレによる経済の混乱が背景にある。これに対して中央銀行総裁のラモン・ロボは4月に地域通貨は合法

²⁵⁶ Monedas de Venezuela ホームページ

<http://www.monedasdevenezuela.net/articulos/el-trueque-y-las-monedas-comunales/>

²⁵⁷ 本法律で間接的な物々交換は「異なる価値の財・サービス、知識の交換において等価性を樹立し、対価ないし媒介物を要する交換の様式」と定められている。

的な活動であるとし、政府・中央銀行がそうした活動を禁止することはないと述べている²⁵⁸。

しかし、インフレが沈静化することなく、2018年上半期では通貨価値がさらに下落したことから、8月20日、新通貨の導入を発表し、旧通貨のボリバル・フエルテ (Bs.F) は新通貨のボリバル・ソベラノ (Bs.S) に対して10万分の1に切り下げられた。

Panal は2017年12月の発行当初に多くの批判を受けていたが、2018年12月現在でも活動を継続している。しかし2018年もハイパーインフレによる経済と通貨の混乱が続いたことから、Panal は現実の物価水準の上昇に対応できなくなっていたようである²⁵⁹。Banpanal は8月26日にツイッターで、Panal の価値を従来の1Panal は5000ボリバル (Bs.F) から、1Panal=100万ボリバル・フエルテ=10ボリバル・ソベラノにレートを改定したことを発表している²⁶⁰。併せて流通初期に発行していた紙幣 (ナンバリングの4000番未満のもの) の流通を停止し、今後は4001番以降のナンバリングの紙幣のみ流通可能であることを発表している。理由は述べられていないが、5Panal 紙幣のナンバリングの位置が変更されていることから、Panal 紙幣の偽造への対処と考えられる。

ii) 法定通貨との交換

貨幣経済が成立するためには、安定した通貨システムが維持されることが前提となる。この要請により「法定通貨は、排他的で独占的 (非競争的) であるが、それらは近代になって誕生する…… (中略) ……通貨制度は近代的な法制度の整備の一環として行われたものであり、近代国家の国家法のみが法定通貨に正統性を与え」²⁶¹、金融政策をコントロールすることより通貨価値と物価の安定化を図ろうとしてきた。しかし、中南米諸国ではこれが十分に機能せず、貨幣と物価が不安定な状態が継続したことにより、正当な法体系の産物である法定通貨以外の交換媒体が模索される素地があった。

中南米地域で、地域通貨は法定通貨以外の交換媒体として受け入れられやすいものとなっているのかもしれない。「正統的な法体系からは逸脱したものであったとしても、事実として非公式貨幣が流通するのは、慣習または慣習法が存在する」²⁶²からである。

特に現在のベネズエラでは、法定通貨ボリバルの価値が著しく低下していく状況であり、通貨価値の安定とは程遠い。そうした状況下では、法定通貨の機能を補完するだけでは不

²⁵⁸ Descifrado ホームページ 2018年4月17日付
<http://www.descifrado.com/2018/04/17/bcv-ley-del-poder-popular-establece-monedas-comunales-como-mecanismos-de-intercambio/>

²⁵⁹ 2018年8月9日付の El Nacional によると、1Panal は5000ボリバルと定めた2017年末のレートでは物価上昇に対応できなくなっており、Panal の価値は相対的に非常に低くなり、流通していないと述べている。El Nacional ホームページ
http://www.el-nacional.com/noticias/economia/pagar-caramelo-con-transferencia-ante-escasez-efectivo_247438

²⁶⁰ Comuna El Panal 2021 ツイッター @Alexisvive2021
<https://twitter.com/banpanal/status/1033841306609573888>

²⁶¹ 林[2016]p.365.

²⁶² 林[2016]pp.365-366.

十分であり、むしろ法定通貨の機能を代替するもの、あるいは並行して流通しながらも、法定通貨以上に流通速度を上げ、かつ、法定通貨ほど価値の低下しない非公式貨幣の存在意義は大きい。一般的に、非公式通貨である地域通貨の流通を促進するためには、法定通貨との交換制度があったほうが有利であるといわれるが、現在のベネズエラでは、むしろこの交換を断ち切ったほうが地域通貨の意義があると考えられる。

iii) 交換機能低下の原因

インフレーション対策として地域通貨を発行する場合、通貨の交換機能を低下させている原因がデフレーション型と違うことも考えなければならない。デフレーション型の不況では、貨幣の流通速度を上げることが肝要だった。法定通貨は地域通貨よりも使用できる地域的範囲は広く、使用できる相手は多い。こうした観点から法定通貨は良貨、地域通貨は悪貨と位置づけることができる。しかしベネズエラのような著しいインフレーション時には、流通する通貨の総量が問題になるのではなく、価値尺度機能が安定しないことによって生じる交換機能の低下を意味している。その場合、非公式貨幣は、法定通貨の貨幣価値に連動する仕組みではなく、例えばベネズエラ政府が計画している仮想通貨 **Petro** のような鉱物、天然資源で通貨価値を裏づけるか、地域の産物である大豆等の農産等の主要農産物で通貨価値を裏づける仕組みのほうが現実的かもしれない。あるいは、地域限定であっても受容性が高ければ、何かしらの価値と連結している必要はない。

第5章 1980年代以降の地域通貨の法的位置づけ

市場経済型の地域通貨はイサカアワー以降、世界各地で実用化されており、一定の成果を出しつつある。しかし日本では、いわゆる市場経済型といえる地域通貨は皆無であり、先行研究では法制面での違いが指摘されている。

前章ベネズエラの Panal の事例でベネズエラの法制面について若干触れた。本章では、英国・米国との比較しつつ、日本の地域通貨関連法と規制状況について述べておく。

第1節 英国

英国における地域通貨の法的地位は、通貨にはあらず商品券 (vouchers) に近いものと位置づけられている。英国の地域通貨は、通貨偽造に対する罰則 (Forgery and Counterfeiting Act 1981) に抵触しないように、イングランド銀行券およびスコットランド・北アイルランドで発行されている銀行券と異なるデザインを採用している²⁶³。また、地域通貨は将来提供される財を購入するための前払いであるため、スターリングポンドへの換金する義務を負ったり、その約束をしてはならないとされている。第4章第4節のブリクストンポンドのように換金に備えて基金を設置している場合があるが、運営者の任意の行為にすぎない。つまり、スターリングポンドに必ず換金できるという保証はない、ということである。

イングランド銀行 (Bank of England) のホームページでは、地域通貨について以下のように書かれている²⁶⁴。

- ・イングランド銀行は英国の中央銀行であり、イングランドとウェールズにおいて、法定通貨の唯一の発行者である。法定通貨はイングランド銀行と、2009年銀行法によって認められたスコットランドおよび北アイルランドの特定の商業銀行から発行されたものをいう²⁶⁵。
- ・地域通貨は、イングランド銀行が管理する通貨ではない。したがって、地域通貨は債務の弁済に用いるものではなく、当事者同士の合意に基づいて支払い手段として受け入れられるものである。受け入れは、通常特定の地域に限定されている。
- ・地域通貨スキームは、物理的特性を持つ紙媒体の商品券 (Vouchers) を発行することが多い。それらの外見は紙幣に似ているが、法律上、紙幣とはまったく異なる。商品券は通常、特定の売り手からの商品やサービスの前払いを表すもので、消費者は〔商品券を〕現金に換金することはできない。
- ・地域通貨スキームによって発行された紙媒体の商品券 (vouchers) は、地域通貨以外の他

²⁶³ Naqvi & Southgate[2013]

²⁶⁴ イングランド銀行ホームページ

<http://www.bankofengland.co.uk/banknotes/Pages/localcurrencies/default.aspx>

²⁶⁵ スコットランド銀行券は、スコットランド銀行、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、クライズデール銀行の3行、北アイルランド銀行券は、アイルランド銀行、ファースト・トラスト銀行、ノーザン銀行、アルスター銀行の4行が発行する。

の事業者が発行する商品券と同様に、通常、将来提供される商品やサービスの前払いとして発行される。スキームの運営者が事前に支払いをすませた商品やサービスを提供できなくても、商品券の所有者はイングランド銀行または政府に換金を請求することはできない。また、地域通貨の運営者が、金融サービス補償機構（Financial Services Compensation Scheme）によって保護されている金融機関である場合でも、金融サービス補償機構による保護はなされない。

イングランド銀行は、地域通貨が実質的に財の支払い手段として流通すること自体は合法的としながらも、地域通貨がイングランド銀行の通貨政策に影響を与えるような仕組みであってはならないという立場をとっている。このように原則的に地域通貨の発行・流通等の行為を是認しつつ、消費者保護の観点から法定通貨と同様の保護がなされていない点に注意喚起をしている。また Naqvi & Southgate は、地域通貨の発行量が換金原資の範囲内であれば問題が生じる可能性を低くできるが、換金原資以上に発行した場合、利用者がそれを問題視したときに一斉に法定通貨に換金しようとするリスクがあると述べている²⁶⁶。

図表 5 - 1 : 英国の法定通貨と地域通貨の流通量・域内人口の比較

	流通量	流通地域の人口
政府紙幣		
イングランド銀行 銀行券	54.2 億ポンド	6370 万人
スコットランド・北アイルランド 銀行券	6 億ポンド	710 万人
主な地域通貨		
ブリストルポンド ²⁶⁷	25 万ポンド	100 万人
ブリクストンポンド	10 万ポンド	30 万人
ルイスポンド ²⁶⁸	2 万ポンド	1.7 万人
トットネスポンド ²⁶⁹	0.8 万ポンド	1.5 万人
ストラウドポンド ²⁷⁰	0.7 万ポンド	1.3 万人

²⁶⁶ Naqvi & Southgate[2013]p.323.

²⁶⁷ Bristol Pound. イングランド西部のブリストルで、2012 年 9 月に開始された。紙幣方式（1、5、10、20 の 4 種類）と電子マネー方式を併用し、2013 年には 26 万ブリストルポンドが流通し、1200 人以上が電子マネー方式を利用し、600 以上の地域の商店や企業で利用することができるほか、いくつかの地方税をブリストルポンドで支払うこともできる。

²⁶⁸ Lewes Pound ロンドン南部のイースト・サセックスのルイスで、2008 年 9 月に開始された。紙幣方式（1/2、1、5、10 の 4 種類）で 2013 年に 2 万ルイスポンドが流通し、80 店舗程度で利用することができる。

²⁶⁹ Totnes Pound. イングランド西部デヴォンのトットネスで、2007 年に紙幣方式（1、5、10、20）で開始、2011 年に電子マネー方式も導入した。地域の 60 の店舗で利用することができ、法定通貨への換金も可能。ブリクストンポンドのように換金用の基金を設置している。

²⁷⁰ Stroud Pound. イングランド西部、グロースターのストラウドで 2009 年に開始した地域通貨。ブリストルとは直線距離で 30 キロメートル程度の近隣地域である。2010 年に 1 万ポンド程度がストラウドポンドに交換され、そのうち約 4000 ストラウドポンドが流通し、180 人の利用者と 40 程度の商店や企業で使われていた。現在は、ほとんど流通していないようである。

※原資料は Bank of England, local currency scheme websites, ONS and Bank calculations.

(出所 : Naqvi & Southgate[2013]p.322 より作成)

第2節 米国

(1) 米国における地域通貨の法的位置づけ

米国でも原則的に地域通貨の発行・流通等を是認している。これは 1930 年代のスタンプ紙幣でも同様だった。ただし、地域通貨建ての融資は認められていない。米国憲法第 10 条第 1 項は以下のように定めている。

「州は、条約を締結し、同盟もしくは連合を形成し、船舶捕獲免許状を付与し、貨幣を铸造し、信用証券を発行し、金貨および銀貨以外のものを債務弁済の法定手段とし、私権剥奪法、事後法もしくは契約上の債権債務関係を害する法律を制定し、または貴族の称号を授与してはならない」²⁷¹。

自治体、企業、個人等についても、法定通貨以外で資金を融資する行為については最高裁判決 (Briscoe v. Bank of Commonwealth of Kentucky 36 U.S. 257 (1837)、Legal Tender Cases 110 U.S. 421 (1884) 等) により認められていない。

地域通貨 (またはスタンプ紙幣) は、将来、ドルで支払われるべき債権債務の関係を示すものではない。地域通貨からドルに換金することは可能であるが、これを約款等で定めたり、契約事項とすることは違法行為となる可能性がある。運営者が地域通貨をドルに換金する資金を準備する基金を設置することはできるが、こうした行為はあくまでも各地域通貨の任意の取り決めであり、法的に保護されないのは英国と同様である。

(2) 硬貨を媒体にした地域通貨の適法性

つぎに、米国憲法第 10 条で禁止されている「貨幣の铸造」については、合衆国法典でも、金属の貨幣である硬貨を通貨として使用することを意図して製造することを禁止している。

「法律で許可されたものを除いて、何人も米国、または外国貨幣に類似したデザインで、通貨としての使用を意図した金、銀、他の金属、合金によるあらゆる硬貨の製造、流通、受渡し行為、および流通や受渡しを試みてはならない」²⁷²。

硬貨に関して、憲法では「債務弁済の法定手段」に使用すること、連邦法では「通貨」に使用することを禁止しているが、硬貨を作成すること自体は禁止されていない。

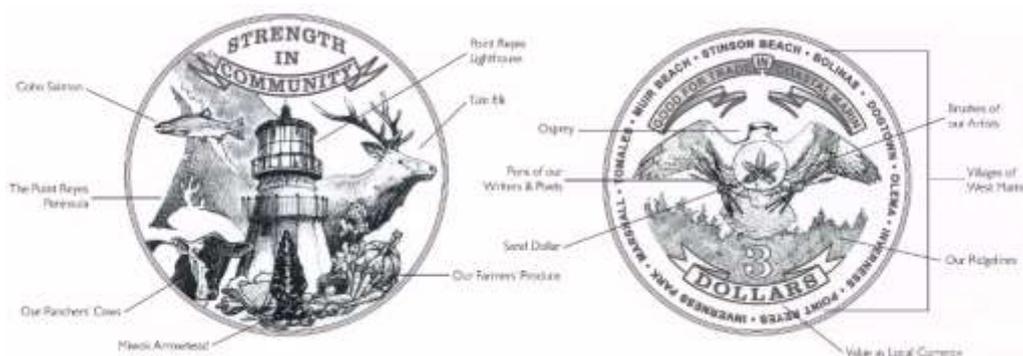
カリフォルニア州のサンフランシスコの北に位置するマリン郡で、2010 年に地域通貨として硬貨が製造されている。運営者であるコースタルマリンファンド (Coastal Marin Fund) が铸造した真鍮製の硬貨は、額面 3 ドルで、この硬貨を 25 枚入れたボックスを 75 ドルで販売した。この硬貨は、年間 200 万人の観光客が訪れる同地のお土産向け、また郡内の 10

²⁷¹ 日本語訳は About the USA (在日本米国大使館) ホームページ
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/>

²⁷² 18 U.S. Code § 486 Uttering coins of gold, silver or other metal

の町で利用することを目的に作られた。コースタルマリンファンドは、75 ドルの売上げのうち、新しい硬貨を製造するための費用の 25 ドルと、運営費用の 10 ドルを除いた 40 ドルを地域の NPO に寄付している²⁷³。

図表 5 - 2 : コースタルマリンファンドが製作した硬貨の図柄



(出所 : Coastal Marin Fund ホームページ <http://www.coastalmarinfund.org/>)

この硬貨式の地域通貨は、地域限定ではあるものの財との交換を意図しており、一見すると、判例の「通貨とは手から手へ、人から人へ手渡されて地域を流通するものを意味する」、「お金のよう流通することを、意図したもの、実際にそうであるもの」、「通常、交換の媒介物に使用されるものをいう」²⁷⁴に抵触するとも考えられる。違法にならない理由は、「この〔コースタルマリンファンドの〕硬貨は、小さなコミュニティ内の地域の事業会員により換金されているので、現金として使用することを意図していない」ということと、「米国または外国貨幣に類似したデザイン」ではないようだ²⁷⁵。

以上のように、米国内で地域通貨に硬貨を使用することは、利用者と流通範囲利用者が限定していることから可能とされている。ただし、法定通貨、外国貨幣、その他の有価値と認められるものにデザインや文言が類似したり、大きさが類似することによって機械が誤認識する可能性があるものは、社会的な影響の大小の考慮したうえで違法になる可能性がある。地域通貨ではないが、NORFED のリバティドル²⁷⁶は、法定通貨に使われている文言

²⁷³ Coastal Marin Fund ホームページ <https://www.coastalmarinfund.org/coins/>

²⁷⁴ 98 Minn. 515, 108 NW 953, 955[1906]

²⁷⁵ communitycurrencieslaw ホームページ <http://www.communitycurrencieslaw.org/currency-laws/>

²⁷⁶ ノットハウス (Bernard von NotHaus) は、1998 年にリバティドル (Liberty Dollar) の製造を開始したが、2009 年に起訴され、2011 年に米国の通貨に類似したコインの製造、流通、受渡しを行ったことを含む 4 つの罪状により有罪が確定、4 年間の懲役になった。

このコインは、19 世紀に製造されていた同名の通称をもつ貨幣とは何の関係もない。ノットハウスは NORFED という組織を立ち上げたが、名称は (National Organization for the Repeal of the Federal Reserve and the Internal Revenue Code : 連邦準備制度と内国歳入法を廃止のための国民組織) という挑戦的な名称の頭文字をとったものであった。コインは純銀製で、1 ドル、5 ドル、10 ドルの 3 種類を製造し、さらに銀の倉荷証券と称した証券も売り出していた。この証券を NORFED の交換センターに持ち込むと、基準価格に相当するリバティドル銀貨を受け取ることができる仕組みである。2006 年に米国造幣局は、リバティドル銀貨に刻印され

と類似する文言を硬貨に刻印し、販売広告にも多数使用していたことを理由に違法と判断された。現在、NORFED 社のホームページは裁判所の命令によって閉鎖されているが、閉鎖前のホームページには、法定通貨と明記しなければ合法であるという財務省の担当者によるコメントや、イサカアワーの事例を引き合いに出し、合法性を強調していた。また、「It's real money, better than Federal Reserve Notes!」といった過激な文言に加えて、インフレ時には紙幣を保有するよりも銀のコモディティ価格に連動したリバティドルが優位であることも強調していた。こうした手法を用い、収益獲得を目的として硬貨販売を増やそうとする場合には違法と判断されるようである。

なお、米国の地域通貨は通貨単位の基準を法定通貨ドルで示さなければならない。地域通貨を用いた取引による収入に対して課税するためである²⁷⁷。

第3節 日本

本節では、日本の地域通貨の法的位置づけについて検討を行う。最初に、地域通貨に関連する現行法を列挙すると、主なものは次のようになる。

- ・紙幣類似証券取締法
- ・資金決済に関する法律（旧前払式証券の規制等に関する法律）
- ・銀行法（地域通貨を預金として受け入れる場合）

それぞれについて以下、検討する。

（1）紙幣類似証券取締法

地域通貨の仕組みを作る際に、必ず考慮しなければならないのは紙幣類似証券取締法である。地域通貨の仕組みは、同法の「紙幣類似の機能」に該当しないようにしなければならない。紙幣類似の機能の解釈については、内閣府地方創生推進事務局に掲載されている「構造改革特区（第5次提案募集）及び地域再生（非予算）（第2次提案募集）に関する当室と各府省庁のやりとり」の財務省による見解が参考になる²⁷⁸。

ている「Liberty」「Dollars」「Trust in God (IN GOD WE TRUST に類似)」「USA (United States of America に類似)」が法定通貨と紛らわしいこと、広告に「legal」や「constitutional」というような用語を使っており、司法省と検察官が犯罪行為の疑いをもっていることホームページ上で告知していた。

現在、NORFED 社のホームページは裁判所の命令によって閉鎖されているが、当時のホームページには、法定通貨と明記しない限り合法であるという財務省の担当者によるコメントや、イサカアワーの事例を引き合いに出し、合法性を強調していた。

なお、ノットハウスは2016年の大統領選挙に際して Trump Dollar の製造を企画し、11月にはこれを停止したと Fox ニュースが報じている。fox4now ホームページ <http://www.fox4now.com/news/man-says-bank-stopped-his-trump-coin-business>

²⁷⁷ ドルで価値換算しなければならないのは、物々交換に関する課税についての規定があるため。26 C.F.R. § 1.6045-1 (b) Returns of information of brokers and barter exchanges.

²⁷⁸ 首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/yaritori5.html> 財務省による見解については <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/bosyu5/zaimu.pdf> を参照。

「地域通貨は、一般的に『どこでも、誰でも、何にでも』利用できるものではないことから、直ちに同法に抵触するものではないと考えられる」から、地域通貨そのものは違法ではない。紙幣類似の機能のどこでも、誰でも、何にでものうち、「いずれかが欠けていれば紙幣類似とはせず、当面、紙幣類似証券取締法は発動しない」

財務省の見解にある「どこでも、誰でも、何にでも」の3つの概念はそれぞれ以下のよう
に解釈されている²⁷⁹。

どこでも——単一店舗または単一建物内もしくは単一施設内の店舗においてのみ使用
できるにすぎないものは、紙幣類似とはしない

誰でも——譲渡が禁止されており、それが暗証番号等による本人確認によって担保さ
れるもの（ID機能付カード）は、使用できる人間が特定されているため、
紙幣類似とはしない

何にでも——家計の消費活動のうちの相当部分をカバーしうるまでの汎用性の程度に
至らないものは、紙幣類似とはしない

同法と地域通貨の関連については、複数回流通型の商品券の発行を試みた北海道留辺
町と金融庁、財務省との間で、複数回の意見書と回答のやりとりがなされている。2003年
の「構造改革特区の第2次提案募集に係る提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」
で示された財務省の見解²⁸⁰で、「転々流通するのは登録事業者間であること」、「換金は登録
事業者が指定金融機関で行うものであること」を満たせば同法に抵触せずに複数回流通型
の商品券の発行が可能であると回答している²⁸¹。

したがって、現行法のもとでは、例えば、① 利用登録をしないでも使用できる仕組みや、
② 地域通貨を日本円に換金する際に指定した金融機関ではなく利用者・指定外の事業者が
任意に換金することは、同法に抵触する可能性がある。③ 2002年の「構造改革特区構想の
提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」²⁸²による同町への財務省の回答によれば、
1989年の「プリペイドカード等に関する研究会報告」の見解を踏襲しており²⁸³、特定の地
域に限定的であっても、利用用途に汎用性があり、譲渡可能性があり、登録制度がないも

²⁷⁹ 首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/bosyu5/zaimu2.pdf>

²⁸⁰ 首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030326/teiankaitou.html>

²⁸¹ 北海道の留辺町と金融庁、財務省とのやり取りの経緯については、西部[2005] pp.337-346、
および、吉地[2008]pp.115-126を参照。

²⁸² 首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kouhyou/021022/kaitouindex.html>

²⁸³ 「例えば消費活動のうち相当部分をカバーしうるまでの汎用性に至らないもの、汎用的であ
っても単一店舗又は単一建物内若しくは単一施設内においてのみ使用できるにすぎないも
の、譲渡が禁止され、それが暗証番号等による本人確認によって担保されるものは紙幣類似
とは言えないこととしています。ただし、一般的に換金性が確保されたものについては、私
人間の決済に利用され紙幣類似の機能を有するに至る危険性が大きいと考えています」
出所は「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」[2002]

のは同法に抵触する可能性があることが示唆されている。3要件のうち、①「どこでも」は、単一店舗、単一建物内、単一施設内という非常に狭い範囲ではない場合を指し、一市町村程度という範囲だと「どこでも」の要件は回避できない（「どこでも」利用できると判断される）。

なお、同法の適用に関しては、前述の2002年の財務省の回答によれば「経済効果ではなく、通貨制度の観点から判断すべき」と述べている。留辺蕊町は、地域通貨の流通に関しては、同法に「市町村は、その行政区域内を限度として流通する地域通貨類を発行することができる」という追加を提案していたが、財務省はこれを退けている²⁸⁴。その理由は「強制通用力を持つ通貨の発行権は国のみが有するという形で通貨制度の信頼を維持しており、このため、同法により、通貨に機能的に類似するものの発行、流通を認めないこととしています。通貨秩序は国の経済秩序の根底をなすものであり、確固たるものでなくてはならないことから、同法に適用除外を設けることは適当ではありません」というものである。このように、地域通貨を実施する際には、現行法の枠内で実現可能な運営システムを作成することが求められている。

（2）資金決済に関する法律（旧前払式証票の規制等に関する法律）

紙幣方式や電子マネー方式で地域通貨を発行する場合、資金決済に関する法律（前払式証票の規制等に関する法律の後継法として2010年4月施行）の前払式支払手段とする場合が多い。前払式支払手段には自家発行型と第三者発行型の2つの方法がある。自家発行型は発行者の事業所や店舗のみでしか利用できないため、地域通貨では発行者以外でも利用可能な第三者発行型で発行している。

この方式で発行した地域通貨は、従来では有効期限を6カ月以内に定めているものが多かった。その理由は、同法では第三者発行型において有効期限を6カ月以上とする場合、出資金または資本金に関する要件を満たす必要があるためであった。この出資要件は、2005年の構造改革特区に認定に際して特例措置が認められ²⁸⁵、2007年には全国的に適用された²⁸⁶。

また、発行額が一定規模以上の場合には発行保証金の供託か金融機関による支払保証が必要になる。2003年の「構造改革特区の第2次提案募集に係る提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」で、財団法人2005年日本国際博覧会協会、東京都世田谷区に対する金融庁の回答²⁸⁷では、証票所有者の保護を理由に、地域通貨の発行が営利目的ではなくて

²⁸⁴ 「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」[2002]

²⁸⁵ 前払式証票の規制等に関する法律に関する資本規制の緩和の経緯については、吉地[2008]を参照。

²⁸⁶ なお、2005年の構造改革特区で特例措置として認定を受けた地域通貨は2つあるが、地域通貨オリオン（北九州市：NPO法人地域通貨オリオン委員会）では有効期限を約1年間として2013年までに9回発行を行っているが、地域通貨げんき（寝屋川市：NPO法人地域通貨ねやがわ）は有効期限を定めずに発行している。

²⁸⁷ 首相官邸ホームページ

もても供託義務の撤廃、または緩和は適当ではないと回答している²⁸⁸。

自治体が地域通貨を発行する場合には同法の適用除外²⁸⁹を受けるが、無制限に発行できるわけではない。前述の留辺蕊町の商品券発行に際しては、資金決済に関する法律²⁹⁰（旧前払式証票の規制等に関する法律）では適用除外にあたるという見解（金融庁）であったが、財務省はこれを覆し、紙幣類似証券取締法に抵触する可能性があるという回答している。留辺蕊町は自治体が地域通貨の認定を受けるための 5 条件（大規模かつオープンな仕組みにしないこと、リスク負担の明確化、脱税の手口にしない、円とは異なる通貨の単位を使用する、地域通貨発行の条列化）を提案したが、これに対する直接的な回答はなされなかった²⁹¹。

自治体が発行する地域通貨の流通範囲は、原則的に、当該自治体の範囲内での流通になるだろうが、運営主体が NPO 法人による地域通貨では、複数の市区町村で利用可能なものが存在している²⁹²。東京都の早稲田・高田馬場地区で開始したアトム通貨（アトム通貨実行委員会：東京都新宿区）では、2013 年時点で、全国に 11 の支部を持つ²⁹³。紙幣類似証券取締法と資金決済に関する法律では流通範囲の広さについての限定はない。筆者が同地域通貨の実行委員会に経緯を聞いたところ、2008 年の金融庁とやり取りでは「登録された会員でないと配布と換金ができないシステムであれば、配布範囲は日本国内であれば問題ないとの回答を金融庁から受けた」とのことであった。

また、アトム通貨は、アトム通貨加盟団体（会員）が行うプロジェクトに参加した場合のみ入手することができ、法定通貨からの換金で入手することはできない。アトム通貨を新たに配布する場合は、例えば、「2 時間のゴミ拾いに参加して 100 馬力〔加盟店で 1 馬力 = 1 円で利用可能〕の報酬という仕組みで、労働と対価がアンバランスのため、ボランティアとして参加し、お礼としてアトム通貨を配布」する。「その内容と報酬はバランスが取れていない」ため、労働への対価ではなく、行為への謝礼となる。

つまり、地域通貨に対する財務省、金融庁の方針は、コミュニティ通貨と市場経済型の地域通貨では事実上基準が異なっている。概して、コミュニティ通貨では仕組みや流通方法に対する規制は緩やかであり、市場経済型の地域通貨では媒体、仕組み、流通方法、流

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030326/teiankaitou.html>

²⁸⁸ 2007 年に東京都文京区地域通貨では、発行の停止の際に、地域通貨から日本円に換金の一部の未払いが生じたこともある。また、金融庁[2003]によると、前払式証票発行者の破綻によって発行保証金の還付手続きが行われた事例は約 20 件ある。

²⁸⁹ 資金決済に関する法律第 2 章第 4 条（適用除外）

²⁹⁰ 2003 年の構造改革特区の第 2 次提案募集時点では、旧前払式証票の規制等に関する法律。

²⁹¹ 2003 年の「構造改革特区の第 2 次提案募集に係る提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」に関する金融庁、財務省の回答より。

²⁹² アトム通貨以外で、複数の自治体で流通するものは、例えば、アースデイマネー（東京都渋谷区と長野県飯田市）がある。

²⁹³ 早稲田・高田馬場支部、埼玉県川口支部、北海道札幌支部、宮城県仙台支部、埼玉県新座支部、埼玉県和光支部、沖縄県八重山支部、愛知県春日井支部、東京都新宿支部、愛知県安城支部、宮城県女川支部の 11 支部。アトム通貨第 9 期報告書より。なお、早稲田・高田馬場地域以外への流通拡大の経緯は、石渡[2013]を参照。

<http://www.atom-community.jp/about/byelaw-report.html>

通範囲等において規制が厳しい。

(3) 銀行法、出資法

地域通貨建てで預金の受け入れや、融資を行うことはできない。

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会、東京都世田谷区は、2003 年の「構造改革特区の第 2 次提案募集に係る提案主体からの意見に対する各省庁からの回答」で金融庁が「銀行が地域通貨を預金として受け入れることは困難である」とした理由を聞いている。金融庁の回答は「預金とは、一般に金銭の消費寄託とされており、金銭とは貨幣・紙幣（日銀券）と考えられる。したがって、金銭ではない『地域通貨』を『預金』として受け入れることはできない」というものであった。

また、中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会は、「地域通貨のうち、運営主体の事務局における参加者口座への記帳によって残高が増減するような仕組みの場合には、事務局の行為が為替取引に当たるかどうかが問題になり得るものと考えられる」²⁹⁴と指摘している。

なお、財団法人 2005 年日本国際博覧会協会、東京都世田谷区は、前述の質問とともに、預金保険法に関するものとして地域通貨を預金として受け入れる場合には保険料や準備金の積立ての免除を要望している。しかし、金融庁、財務省は地域通貨が通貨に該当しない以上、預金自体が認められないため、検討に値しないという趣旨の回答を行っている。

出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）は、不特定多数の者に対する元本保証（元本保証のうえに利子を付与することを含む）を行った出資の受け入れを禁止している。したがって、法定通貨で地域通貨を購入でき、地域通貨から法定通貨に換金できる場合には、同法に抵触する可能性がある。これは財団法人 2005 年日本国際博覧会協会、東京都世田谷区に対する金融庁の回答でも抵触の可能性が示されている。また、構造改革特区として同法の適用除外や緩和を行うことは、財産保護等の観点から適当ではないと述べている。

また出資法は金融機関以外の許認可を受けていない者の預金受け入れ行為を禁止している。例えば、地域通貨の運営主体が金融機関の許認可をもたずに地域通貨を預金として受け入れた場合には同法に抵触する可能性も考えられるが、そもそも地域通貨が金銭ではない以上、金融機関であっても地域通貨の運営主体であっても、現状では地域通貨を預金として受け入れることはできない。

(4) 商品券との競合

以上、述べたように日本で市場経済型の地域通貨を実施することは、法制度の観点からすると困難であるといわざるを得ない。こうした環境下では地域通貨を使った実効力のあるプロジェクトを行うことはできないが、地域経済の活性化という需要が消滅するわけで

²⁹⁴ 日本銀行金融研究所[2004]p.99.

はない。日本の場合、こうした需要は地域通貨ではなく商品券の仕組みが数多く用いられている。

例えば、長崎県で2013年4月に開始した「しまとく通貨」という名称のプレミアム商品券がある。同商品券は、長崎県内の離島である対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町、宇久町、高島町で共通して利用することができる。しま共通地域通貨発行委員会が運営者となり、通貨の発行と供給、加盟店に対して円への換金を行っている。商品券名や運営者の名称から地域通貨を連想させるが、流通は禁止されており地域通貨ではない²⁹⁵。

しまとく通貨の仕組みは紙幣方式、額面は円、1枚1000円とされ、6枚セットの6000円相当を5000円で購入することができた²⁹⁶。つまり、1000円分のプレミアムが付与し、利用を促進する仕組みである。

財源は、2010年度からソフト事業にも使用することができるようになった過疎対策事業債（ソフト分）²⁹⁷と、長崎県、および各市町村の負担金から充当された。運営費用は、加盟店が円に換金する際に額面の2.5%を換金手数料として徴収する仕組みを財源にしている²⁹⁸。しまとく通貨は、平成24年度から104億円（220万3900セット）を販売した²⁹⁹。当該期間中に地域通貨が使用された地域の観光消費額は31億円増加したという³⁰⁰。しまとく通貨の販売は前述の7つの自治体と長崎市、佐世保市でも販売を行ってほか、大手の旅行社が取り扱うパック旅行の代金の一部にも充当できたり（阪急旅行社）、旅行代金の金額に応じて一定の枚数をもたらしたり（ジェイティービー）するなどの販売促進を行っている。

長崎新聞によると、2016年10月からスマートフォンなどの電子システムで決済する方式に切替え、2017年3月までに7億2000万円（12万セット）を発行すると報道している³⁰¹。

地域通貨と商品券ではフレームワークや利用方法が異なるが、地域通貨と比較していえば、しまとく通貨は非常に大規模であり、購入時に20%という高額なプレミアムが付与される仕組みで、地域の人々の間で流通するというよりも、地域外からの旅行者の獲得と、訪問先での消費の促進が目的のようである。

しまとく通貨のようないわゆる地域再生型のプレミアム商品券は、域外からの購買力の

²⁹⁵ しま共通地域通貨発行委員会のホームページでも「長崎県内の複数の市町で共通に使用できる旅行者向け『プレミアム付き商品券』です」と書かれており、地域通貨とは述べていない。

しま共通地域通貨発行委員会 <http://www.shimatoku.com/>

²⁹⁶ しま共通地域通貨発行委員会 <http://www.shimatoku.com/>

²⁹⁷ 過疎対策事業債のハード事業は公共施設、地域鉄道、福祉施設、市町村立高等学校等、主に施設や設備が対象。ソフト事業は、産業、教育、地域文化の振興、集落の維持・活性化対策、等の活動を対象としたものをいう。

²⁹⁸ 長崎県庁ホームページ <https://www.pref.nagasaki.jp/> および壱岐市商工会 <http://www.shokokai.or.jp/42/4221010061/>

²⁹⁹ 長崎新聞ホームページ <http://www.nagasaki-np.co.jp/news/kennaitopix/2016/03/02091905047121.shtml>

³⁰⁰ 長崎県庁ホームページ <https://www.pref.nagasaki.jp/>

³⁰¹ 長崎新聞ホームページ <http://www.nagasaki-np.co.jp/news/kennaitopix/2016/11/02090953049525.shtml>

流入を促進することを主眼としている。地域通貨としまとく通貨のような商品券は、地域経済の活性化を目的としている点では共通しているが、仕組み上、別々のものと区別するほうがよいと考えられる。地域通貨のメリットである流通速度を上げること、退蔵を防ぎ、消費を活性化するということが理解が促進されなければ、商品券等の方法によって代替され続ける可能性があるといえる。

第6章 地域通貨システムの変遷

1980年代以降、地域通貨は北米地域、欧州地域から世界に広まっていった。Seyfang & Longhurst の調査結果によると、全世界で 3418 の地域通貨があるうち、欧州（68.3%）と北米（9.8%）が全体の 4 分の 3 を占めている。その他、アジア（16.6%）、南米（2.7%）、オセアニア（1.7%）、アフリカ（0.9%）である。地域通貨の実施件数は、概して、欧州・北米の先進国で盛んであり、途上国への広がりには現状多くない³⁰²。

図表 6-1：地域通貨の構成比率（n=3418）

	時間単位型		LETS 型		市場経済型		物々交換型		構成比率	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
欧州	(1037)	44.4%	(1263)	54.1%	(35)	1.5%	(0)	0%	2333	68.3%
アジア	(390)	68.7%	(45)	7.9%	(133)	23.4%	(0)	0%	(568)	16.6%
北米	(266)	79.3%	(39)	11.7%	(15)	4.5%	(15)	4.5%	(336)	9.8%
南米	(0)	0%	(0)	0%	(60)	64.5%	(33)	35.5%	(92)	2.7%
オセアニア	(34)	57.9%	(24)	42.1%	(0)	0%	(0)	0%	(58)	1.7%
アフリカ	(31)	100.0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(31)	0.9%
世界全体	(1715)	50.2%	(1412)	41.3%	(244)	7.1%	(48)	1.4%	3418	100%

※図表注の括弧内の数値は公表されている数値をもとに推計したもの

（出所：Seyfang & Longhurst[2013]をもとに作成）

それぞれ仕組みの割合は、時間単位型は 50.2%、LETS 型は 41.3%、市場経済型は 7.1%、物々交換型は 1.4%であった。また、欧州と北米地域のコミュニティ通貨（時間単位型と LETS 型）の合計数は、全体の 4 分の 3（76.3%）を占めている。

1980年代以降の地域通貨の広まりを概観すると以下のようなになるだろう。地域通貨の先駆といわれる LETS は、1983年にカナダで開始しており、世界的に 1300 以上の実施数がある。時間単位型（タイムダラー）は、1980年に提唱されてから 1700 以上の実施数があり、LETS よりも多い。これらのコミュニティ通貨は欧州と北米で実施数が多く、先進国を中心に広まっている。また、日本では LETS 型とタイムダラー型にエコマネー型を加えたものが、概ねコミュニティ通貨と呼ばれる。

これに対して、市場経済型の地域通貨の実施数は少なく、全世界でも 240 程度である。市場経済型の地域通貨は、1991年に米国ニューヨーク州中部のトンブキンス郡イサカ市で流通を開始したイサカアワー（Ithaca Hours）が先駆と言われ、2000年代以降では、例えば英国のブリストルポンドやブリストンポンド、イタリアの Sardex³⁰³、スタンプを採用した

³⁰² Seyfang & Longhurst [2013]pp.65-77.

³⁰³ 南部のサルデーニャ自治州の州都カリヤリを中心として、ほぼ同島全土で使用されている地域通貨。2010年に開始し、Sardex ホームページによると、アクティブな参加者は 3200 人（企

ドイツのキームガウア (REGIO)、途上国ではオランダの NGO/NPO が出資した STRO-CA によるラテンアメリカ諸国に対する補完通貨プロジェクト (UDIS)³⁰⁴等がある。また、本論文執筆中、フランスの La pêche、日本のさるぼぼコインが開始している。

従来、日本ではコミュニティ通貨といわれるタイプの地域通貨が圧倒的に多かった。日本の実施例を継続的に調査している泉によると、1999 年の調査開始時に 11 の地域通貨が稼動しており、2005 年の 306 をピークに、その後は漸次減少傾向にあり 2017 年 12 月時点の稼動数は 186 となっている³⁰⁵。2000 年代初期のいわゆる地域通貨ブームでは、市民団体や NPO が主催し、流通範囲は集落や小学校区程度の規模で助け合いやボランティア活動に用いられるものが圧倒的に多かった³⁰⁶。2010 年以降の特徴は、① 地域の自然資源を担保とするもの、② 紙幣方式ではなく電子的な方式のものが多という³⁰⁷。その背景には、コミュニティ通貨は期待したようには流通しなかったという反省から、流通を促進するという点が見直されてきたこと³⁰⁸に加え、従来よりも地域通貨に関する法制度が緩和傾向にあること、企業や地域の金融機関を巻き込んだ計画になっている等もあるだろう。

第 1 節 補完通貨としての地域通貨

現代の地域通貨と 1930 年代のスタンプ紙幣の共通した目的は地域経済の活性化であった。スタンプ紙幣は 2 章、3 章で述べたように、米国発の大恐慌の影響による地域の経済活動の停滞を克服することを目的にしていた。例えば、労働証明書の計画を立案したヴェルグル社会福祉委員会は、1932 年 7 月 5 日の第 2 回会議で定めた規約の第一条に「恐慌に抵抗しようという意思のあるヴェルグル市民〔訳文ママ〕はすべて、ヴェルグル非常時救済のために団結する」ことを盛り込んでいた³⁰⁹。欧州では、それぞれ活動の中核となる人々は左翼思想に共鳴する傾向があったが、法定通貨制度を代替する意図はなく、一時的な緊急通貨という位置づけであった。1930 年代の欧米各地のスタンプ紙幣は、いずれも市場経済型の補完通貨であった。1980 年代以降の市場経済型地域通貨の実施目的は、コミュニテ

業を含む)、開始からの総取引額は 1 億 2400 万ユーロ相当 (うち 2015 年単年では 5100 万ユーロ相当)、総取引回数は約 25 万回になる。Littera et al[2014]、サルデックスホームページ <http://www.sardex.net/>

³⁰⁴ 歌代・木下・林[2015]、また、Brenes,E.[2011] “Complementary currencies for sustainable local economies in Central America” *International Journal of Community Currency Research*,Vol.15.等を参照。

³⁰⁵ 泉・中里[2013]は、調査結果より、日本では約半数の地域通貨が発足後 3~4 年で活動を停止していると指摘している。

³⁰⁶ 1980 年代以降の地域通貨は、初期に LETS 型、タイムダラー型といわれるコミュニティ通貨が世界的に広まっていった。日本では、エコマネーの考え方が加わるかたちで伝播し、いつとき、ファディズムといえるほど隆盛を示したが、短期間で活動が終わるものも多かった。こうした事情から、地域通貨の語は、市場取引で使うものというよりも、エコマネーのような使い方をするものという認識が一般に定着してきた。

³⁰⁷ 泉[2018]pp36-37.

³⁰⁸ 西部編[2018]p.75.

³⁰⁹ シュヴァルツ[1998]pp.22-23.

イ通貨よりも、このスタンプ紙幣に近い。市場経済型の地域通貨は、コミュニティという特定の人々の間の互惠関係を前提とするのではなく、法定通貨がそうであるように、見知らぬ人同士であっても、互いの求めに応じて財と通貨をやりとりする関係である。

1930年代のスタンプ紙幣は地域経済の活性化を目的とした。これに対し1980～1990年代のコミュニティ通貨は、コミュニティ再生を第一の目標としているものが多かった。丈島は、1930年代のスタンプ紙幣にコミュニティ再生は元来備わっている機能の1つ³¹⁰としながらも、「1970年代以降の地域通貨の中でもコミュニティの再生に限定されたそれは地域通貨本来の事業の目的をあらわしていない。地域通貨本来の事業の目的は1930年代における地域経済の活性化である」³¹¹と述べている。また、ゲゼルについて、「1930年代の地域通貨の理論的背景となった文献である Gesell (1920) においてはコミュニティについては重要視されておらず、むしろ、その負の側面が強調されている」³¹²という点も指摘している。スタンプ紙幣のような補完通貨の本来の趣旨は経済の活性化であった。

コミュニティ通貨と市場経済型の地域通貨は共に補完通貨といえるものの、結局、「何を補完しているのか」が異なる。

コミュニティ通貨の主目的はコミュニティ再生である。コミュニティ内で財と通貨を相互にやり取りすることを通じて相互扶助を促進する効果、副次的には参加者相互の親密さを深めるといった効果がある。したがって、コミュニティ通貨は、社会的な連帯を補完しつつ、市場経済型の価値観で評価することが難しいやり取りを促進する。つまり取引領域の補完である。

これに対して市場経済型の地域通貨は、これまで述べてきたように、市場経済型の取引量そのものを促進する。つまり交換機能の補完である。

第2節 コミュニティ通貨の構成要素

1980年代以降の地域通貨の変遷について Blanc は以下の四つの世代に区分している³¹³。

第一世代：LETS 型の地域通貨

第二世代：時間単位の通貨

第三世代：法定通貨への転換可能な通貨 [市場経済型の地域通貨]

第四世代：マルチプレックスな通貨

この区分は、現在、地域通貨という語の範疇にあるすべての補完通貨を俯瞰できる点で優れているが、実際には第二世代までと第三世代以降に連続性はなく、両者を別個に考えたほうがわかりやすいだろう。1980年代以降の地域通貨の変遷考える前に、まず、コミュニティ通貨の構成要素を述べておく。

³¹⁰ 丈島[2010]p.81.

³¹¹ 丈島[2011]pp.2-3.

³¹² 丈島[2011]p.2.

³¹³ Blanc[2011]pp.7-9.

(1) 法定通貨への換金を前提としない仕組み

1930年代のスタンプ紙幣と1980年代以降の地域通貨は、法定通貨を補完するために誕生した。しかし、法定通貨との関係をあえて希薄にする試みもあった。1930年代の欧州各国のスタンプ紙幣のなかで、WIRは異質な存在だった。WIRの仕組みでは、法定通貨でWIRを購入することはできるがWIRを法定通貨に換金することを禁止している。そのため法定通貨からWIRに転換された購買力は、WIRという仕組みの内側に留まり続け、法定通貨と並行して流通し続けた³¹⁴。ただしWIRの仕組みが他に広まることはなく、欧州各国のスタンプ紙幣は法定通貨に換金できるものが主流であった。1980年代以降の地域通貨でも、市場経済型と法定通貨に換金できない仕組み、という組み合わせは皆無である。ただし、WIRは換金を禁止しているだけであり、市場経済型の取引から離れ、独自の市場を作り出そうとしたわけではない。

コミュニティ通貨はWIRのように換金できない仕組みを採用しているという点で共通している。しかし、WIRは残高の流出を食い止めるために禁止しているのだが、コミュニティ通貨は、取引の場そのものが違い、法定通貨と等価という価値観がなりたたない。コミュニティ通貨は、換金を禁止するとともに、市場経済型の取引から距離をおこうとしたといえる。

(2) 帳簿方式と通帳方式の違い

1983年に開始したカナダのLETSは2つの点で画期的であった。LETSの主な概観は第4章に述べたように、

- ・1カナダドル=1グリーンドルとする
- ・紙幣を発行せず、各自がLETSによる取引を記録する通帳を持ち、取引内容を記入する
- ・グリーンドルは、カナダドルで購入して獲得するものではない
- ・負の残高が可能である

であった。

1930年代にも紙幣を用いない仕組みがあった。WIRは、運営者のWIR経済同業者組合連合が、すべての加入者の残高を一括管理する帳簿方式を採用している。WIRは運営者が一括管理することで取引内容と残高の妥当性を担保していた。これに対して、LETSの場合、参加者が通帳を持ち、参加者各自による分散型の管理システムを採用した。運営者の管理がなくてもシステムが機能した理由は、参加者各自が利己的・詐欺的な行為を控え、各自が残高に対して責任を持ち、これを約束できる人間関係と、個人とコミュニティとの関係があったからである。

このように紙幣を発行しない方式のなかでも、WIRのように運営者が一括管理する帳簿方式と、LETSのように運営者の存在がなくとも参加者相互で取引を実行する通帳方式では、

³¹⁴ ただし、運営者であるWIR経済同業者組合連合の与信による貸付では、債務者が返済した分、総発行残高は減少する仕組み。

信用形成の仕組みが異なっている。

(3) 負の残高の意味

帳簿方式と通帳方式の違いは、信用形成の仕組みだけではない。帳簿方式と通帳方式は、紙幣方式とは違い、負の残高の取引が比較的簡単に実現できる。実際、WIR と LETS は負の残高を使った取引を行っている。しかし、WIR と LETS とでは、負の残高の意味が本質的に異っている。

WIR の場合、負の残高は、利用者が債務者であり、運営者の WIR 経済同業者組合連合が債権者という関係である。LETS の場合、ある利用者の負の残高は、財を提供した取引相手に対する債務を意味するのではなく、参加するコミュニティ全体に対して、一時的に「借り」のある状態に近い。その返済の期日や返済対象が不明確であることも、市場経済型の価値観とは異なっている。

WIR と LETS を比較した場合、もう一つ異なる点がある。WIR はスイスフランで購入することができるため、残高の総合計は常に正の値となる。LETS は法定通貨で購入することはできない。参加者の誰もが残高ゼロから開始し、取引時に片方に正の金額、もう片方に負の金額を通帳に記入していく。こうした取引を LETS の加入者間で続けていき、どの時点でも、参加者全員の通帳残高の総合計は常にゼロになる。LETS は、著しい負の残高と同様、著しい正の残高も好ましくないと考えられている。LETS はコミュニティ内の相互扶助の考え方を基礎としているおり、正の残高を貯めることが目的ではない。コミュニティ内で互いにやり取りし、長期的に著しい偏りを引き起こさないことで、個々の関係が水平的になることを目指しているといえる。

(4) 時間単位の導入

独自の通貨単位を採用することで、法定通貨との関係を希薄にする試みもある。スタンプ紙幣や LETS 型・市場経済型の地域通貨は、法定通貨の価値尺度を通貨単位に採用していることが多い。例えば、スタンプ紙幣では 1 ヴェーラは 1 ライヒスマルク、ハワーデンのスタンプ紙幣 1 ドルは法定通貨 1 ドルに等価に設定された。地域通貨も法定通貨と等価にしていることが多い。これは価値尺度機能を法定通貨に依存することで、交換時の利便性の向上や、法定通貨と混合して使用可能というメリットを生み出す。LETS も 1 グリーンドルは 1 カナダドルとしているが、市場経済型とは違い、法定通貨と混ぜて使ったり、換金したりすることはない。ただし交換時の利便性を向上させるという点では同様であろう。

しかし、タイムダラーは法定通貨の通貨単位を用いず、時間単位を採用している。タイムダラーは貯蓄の概念を持っており、地域通貨のなかでも稀な仕組みである。

タイムダラーは時間単位を採用したことにより、地域通貨のなかで最も独自性の強い通貨となった。タイムダラーは、ボランティアに従事した「時間」を「貯蓄」しておき、後で他の人の助力を必要とするときに使うという考えかたである。時間という要素が加わる

ことで、法定通貨や市場経済型の地域通貨とは異なる使い方・考え方をし、同じコミュニティ通貨である LETS と比べても仕組みや考え方が違う。そのため、広く一般の人々の理解が得られやすい市場経済型の補完通貨と比べて、理念に共鳴する人々の間で、小規模の流通に適している³¹⁵。

市場取引では参加者が多くなるほど提供される財は質的、量的に増加するが、タイムダラーは具体的な需要（欲するもの）と供給（提供できるもの）を少人数のグループ内でマッチングさせることは難しい。また市場取引では、価格発見機能を通じて生産者は合理的にどの財を生産するかを調整することができるが、こうした市場の調整機能をタイムダラーの仕組みは有しておらず、コーディネータが必要になる。

なお、イサカアワーも時間を通貨単位に採用しているが、タイムダラーの考え方とは違うものである。イサカアワーは労働時間であるということだ。労働は対価を目的とした経済活動であり、雇用者・被雇用者間で特定の間人関係を前提としない。また、イサカアワーは実質的に、貯蓄行為には使われていなかった。

第3節 システム変遷の経路

今日、世界各地に存在する地域通貨は、法定通貨に対して補完的・並行的に流通し、地域経済の活性化とコミュニティ再生を目的に掲げるといふ共通点を持ちながら、それぞれの仕組みは多様化している。しかし、それらには 2 つの方向性があると考えられる。本節では、コミュニティ型と市場経済型という 2 つの方向性の変遷と経路について考察する。

(1) コミュニティ通貨

i) 物々交換からの派生

法定通貨による貨幣所得の獲得機会が縮小し、貨幣を用いた取引が困難になれば、生活のうち一部であっても人々は物々交換によって必要な品を調達しようとしても不思議ではない。交換に供する財や労働力を用意できるものの、それを容易に貨幣と交換できない場合に物々交換は生じる。1930 年代では、物々交換の障害となる欲望の二重の一致を緩和するために告知手段を工夫する動きと、媒介となる証券の使用という 2 つの流れがあった³¹⁶。

物々交換を促進するために、1930 年代では物々交換所や新聞に物々交換リストを掲載していた。現代のコミュニティ通貨でも同様で、互いに提供できるもの、欲しいもののリス

³¹⁵ 時間単位型の地域通貨の問題点として、活動の継続性があげられる。この問題は他のすべての地域通貨でいえることであるが、時間単位型の地域通貨は多くの場合、活動の中心となるリーダーに拠るところが大きい。市場経済型ではないボランティアと一口に言っても、需要と供給が合致しなければ実施されないことは経済取引と同様である。時間単位型の地域通貨は、時間を媒介物としながらも、供給者が提供できることと、需要者が求めるものの二重の一致がなされなければならない。このマッチングを組織のリーダーが担っていることが多く、運営機能は個人の資質や活動への情熱によって成り立ち、組織化されていることが少ないため、リーダーの活動意欲の維持、後継者問題が継続性の課題となる。

³¹⁶ Fisher[1933]pp.4-7.

トを作成し回覧しているわけである。そうしたコミュニティ通貨のうちタイムダラー型は、物々交換の潮流に近い仕組みをもつ地域通貨である。財の価値を、法定通貨の単位ではなく時間単位とし、これに賛同する人々が一つのコミュニティを形成するわけである。財と財を直接交換するのではなく、「時間」という交換の媒介を通じて、異時点間で物々交換をするわけである。この仕組みは、① 直接的な欲望の二重の一致を避けることができる、② 当事者の一方が現時点で需要がなくても取引が成り立つという利点がある。コミュニティを形成することで、互いに提供する財の品質を担保することもできる。つまり、タイムダラー型の地域通貨にとってもコミュニティの要素は欠かせない。システム変遷の経路という観点から、LETS よりも早い時期に提唱されていたということも含め、物々交換の要素が強く、法定通貨の価値尺度を採用していないタイムダラーを第一の形態とする。

ii) LETS 型のコミュニティ通貨

タイムダラー型と LETS 型は、品目リストを作成・回覧し、時にはコーディネータによって互いの要望をマッチングさせているという点では同様である。しかし、タイムダラー型がより原始的な形態で、物々交換という領域にとどまっていることに対して、LETS は取引媒体として通貨単位を用い、これによって限定的ではあるがコミュニティ内に市場を形成していったといえる。1930 年代でいえば、ドルの単位を用いた物々交換証券にたとえることができるだろう。タイムダラーの場合、通貨単位は異なる時点間で財の等価性を担保するための仮の尺度に過ぎない。

LETS は、等価交換という意識は不徹底ではあるものの、法定通貨の単位を用いた。タイムダラーとの違いはお金を「使う」という意図を入れたことだろう。より多くの LETS が使われれば、その分、会員同士の財の交換が増える。創始者のリントンが法定通貨の価値尺度を用いた理由は、取引を活発にするためだったのである。そうした概念を形成した LETS 型が、第二の形態である。

しかし物々交換リストを回覧して交換をしているという点で、LETS もタイムダラー同様、コミュニティという要素は不可欠となる。LETS で提唱される「コミュニティ」という概念は、突然発生したものではなく、本来、物々交換が行われる場では、人と人の関係がなければ取引は成り立たない。

このアイデアを、より多くの人々に対して広めるため、LETS は解説書やソフトウェアという媒体を通じて世界中に伝播した。しかし、LETS はコミュニティに所属する人と人との間で流通するものであるため、コミュニティ外に取引対象を拡大できないということになる。よって、LETS の広まりを表現すれば、全域をカバーするような領域的な拡大ではなく、局所的な試みが各地で実施されるという無数の点の増加ということになるのである。

iii) コミュニティ通貨の相互取引

そもそも LETS 型の地域通貨で拡大志向は希薄であるものの、LETS の仕組みを基礎とした

市場経済型の地域通貨は可能かどうかを考える。

LETS 型の地域通貨で参加者や流通地域を拡大するには、コミュニティという概念が制約になる。LETS ではないが、例えば、コミュニティ内で物々交換を促進する目的で紙幣を発行したアルゼンチンの RGT が参考となるだろう。RGT はハイパーインフレという状況下、法定通貨が機能不全に陥るなか、利用者が急速に拡大した地域通貨である。RGT は、コミュニティ内の相互の信頼関係を前提としており、加入時に 50créditos (通貨単位。1crédito=1 ペソ) 分の紙幣を受け取り、これを取引時にやり取りする仕組みである。そうしたコミュニティがアルゼンチン国内で何千も出現していった。コミュニティ内の限られた人々の取引では、コーディネータといわれる中心人物が、参加者・通貨発行量をコントロールしていたし、取引対象は、参加者相互がバザーで提供する物程度と考えられていた。

当初、コミュニティのなかの人々だけで取引していたが、次第にコミュニティの垣根を越えた取引が是認されるようになっていく。そうしたなか、RGT 紙幣の偽造がなされ、どのコミュニティが発行したものか定かでない紙幣が横行したり、加入時に付与される 50 créditos という額が増加されたりすることで、RGT の信用と価値は崩壊していった³¹⁷。

コミュニティという土台を前提とした通貨は、その信頼が担保できなくなれば機能するのは難しい。コミュニティ通貨は、コミュニティ内での人間関係が通貨の信用を保証するが、コミュニティ間で互いの通貨を「相互乗り入れ」するとき、詐欺的行為や通貨乱発を抑止する効力は十分ではない。さらに無数のコミュニティ間で相互に乗り入れを可能にすれば、抑止効果は皆無となるだろう。

コミュニティ通貨の相互乗り入れをコントロールできるガバナンスや計算方式・ルールを作ったとしても、問題は生ずる。コミュニティ A に所属する B 氏が、コミュニティ C に所属する D 氏に対して、A で流通しているコミュニティ通貨 E を支払い手段に用いたとする。本来、B 氏が保有する通貨 E の残高は、A の構成員全体に対する貢献の度合いを表しているのと同時に、将来、A の誰かから財を受け取ることで、互いの社会的関係を均衡化するというものだった。しかし、B 氏の保有する通貨 E の残高がコミュニティ C に流出することの意味は、将来この流出分を埋め合わせるために、A の構成員の誰かが、C の構成員に対して財を譲ることで均衡化しなければならない、ということになるだろう。しかし A と C の構成員の間には、直接的な互惠関係はなく、この埋め合わせの取引の意味合いの位置づけは相互扶助という趣旨から逸脱したものになる。

では、コミュニティ内部の取引は互惠関係、コミュニティ間の取引は市場経済型というように内と外を区分したとする。この時、コミュニティ内では残高の均衡化を図ろうとするが、コミュニティ間では市場経済型の価値観に基づいて取引されるということになる。この場合、コミュニティ間の取引が相互に均衡するという保証はなく、極端な場合には、片方の残高のほとんどが一方的にもう片方に流出することもあるだろう。流出したほうのコミュニティでは通貨制度が維持困難になり、流入したほうのコミュニティでは残高超過

³¹⁷ Gómez[2012]pp.83-85.

の問題が生じることになる。また、どちらのコミュニティでも、内部の総合計はゼロにならず、コミュニティへの貢献、扶助を受けた度合いがあいまいになり、ゼロの値が基準にならなくなる。やはり本来のコミュニティ内での相互扶助という基本的な精神が維持困難になるであろう。

このように、互恵関係と市場経済取引の併用を実現するのは難しい。LETS 型や時間単位型は、市場経済型の取引に適応することよりも、本来の趣旨であった人々の互恵関係を前提とした人々の互恵関係を前提とした社会的行為やボランティア活動の謝礼のための手段といったコミュニティの要素を深化していくことを選択した地域通貨である。

(2) 市場経済型の地域通貨

市場経済型の地域通貨は、前述のタイムダラー型、LETS 型とは非連続的で異質なものと見える。LETS の系譜に連なる地域通貨であるものの、仕組み自体は 1930 年代のスタンプ紙幣に近い。先駆であるイサカアワーは、地域経済の活性化とコミュニティ再生の 2 つの目的を掲げており、LETS と違いはない。イサカアワーの流通が、コミュニティという人間関係に基づく特定の人々による内部取引ではなく、イサカアワーを使ってもよいと考える人であれば誰でも参加でき（加入申請をしなくても、取引でイサカアワーを受け取る）という点で画期的であった。また、ドルで購入するような市場経済型の支払いに使うことを中心にしたこともコミュニティ通貨と異なっていた。イサカアワーを立ち上げたグローバーは、会員だけでなく誰でも使用できる通貨にすること、ドルで取引される財をイサカアワーで取引できるようにすることを考えた³¹⁸。イサカアワーは、1 時間の労働は 10 ドル相当であるべきという考え方から、1 イサカアワーを 10 ドルと等価と定めたが、現在の市場経済型の地域通貨では、そうした時間単位を採用する例は少なく、むしろ 1930 年代のスタンプ紙幣のように 1 地域通貨単位=1 法定通貨単位に設定するものが主流となっている。こうした 2000 年以降の市場経済型の地域通貨が第三の形態である。

第三の形態の地域通貨の特徴は、法定通貨との違いを明確にするのではなく、法定通貨との親和性を求めるように仕組みが考えられている。また、2000 年以降に開始した第三の形態の地域通貨は、地域限定、ローカルレベルで流通する通貨という部分のみを残し、特定の価値観やアイデンティティを掲げるのではなく、取引の媒介手段に回帰していった。

この点でも、市場経済型の地域通貨は、本節の(1)で述べたコミュニティ型の地域通貨と比べ、目的と到達基準が異なっている。LETS 型やタイムダラー型では、現代における

³¹⁸ 1986 年にイサカでの LETS 立ち上げにグローバーも関与していたが、1988 年に頓挫した経験から、地域通貨については関心と疑心が入り混じっていた、とボイルは述べている。グローバーは、イサカアワーの仕組みを考案する際、LETS 型の地域通貨のように、登録した人々のなかでしか流通しないということを問題視し、より多くの人々に利用されることが必要と考えたのであろう。イサカアワーの機関『イサカ・マネー』の創刊号には、目的の一つとして「人とその技術と生産物を、求める人々に結びつけることによって、新たな雇用を創出する」と謳われていたという。ボイル[2002]pp.208-209.

人間関係の希薄化の是正や地域的な意識の共有等、住民相互の社会的な関係性の構築が目的だった。参加者数、および部分的には取引高が数値化できるものの、目的そのものが主観的な判断による以上、成果もまた参加者間の主観に拠らざるを得なかった。市場経済型の地域通貨ではコミュニティという社会的要素も皆無ではないが、地域経済の活性化という経済面へ比重が移った結果、参加者数、取引高、利用回数、流通速度等の数値自体が意味をもつ。こうした数値を元に取組みを評価することができ、また他の地域通貨との比較が可能になったともいえる。

(3) 市場経済型の地域通貨の変遷方向

Blanc は市場経済型の地域通貨の仕組みと社会的要素を共存させる試みを、地方再生型の補完通貨として提唱している。市場経済型に設計された地域通貨に自治体や NPO プロジェクトをジョイントさせることで、複数の目標が共存することができるという概念である³¹⁹。しかし、(1)で述べたように、コミュニティ再生と地域経済の活性化というメカニズムは、それを推進していくほど矛盾が生じ、仕組み作りが困難になる。現時点でそうした試みは人々の理解を獲得し、利用の拡大を図ることができるかどうか等の理由により未知数であるといわざるをえない。Blanc は事例として SOL をあげているが、自治体の関与が積極的なフランスでの状況を念頭においているものと考えられる。2018年にパリで開始した La pêche (市場経済型、紙幣方式)³²⁰が、この嚆矢となるかもしれない。ただし、フランス以外の地域では自治体が発足と運営に深く関与したり、行政サービスの支払いや納税で利用できたりすることは稀である。それらはフランスの風土に合わせてローカラナイズされた市場経済型の地域通貨というもので、他の国や地域で一般化する仕様ではないと考えられる。

市場経済型の地域通貨の方向性は、やはり地域経済の活性化という目標に回帰すべきであろう。現時点では、市場経済型の地域通貨という仕組みが地域社会のなかで有効に機能するという事実を積み上げていく段階である。そのために、目標と仕組みはシンプルであるべきで、流通し続けることで地域経済にもメリットがあるということを立証しなければなるまい。

成功に向けたキーワードは、「流通速度を上げること」である。第三の形態である市場経済型の地域通貨は、フィッシャーがスタンプ紙幣で最も重視していたように、流通速度を

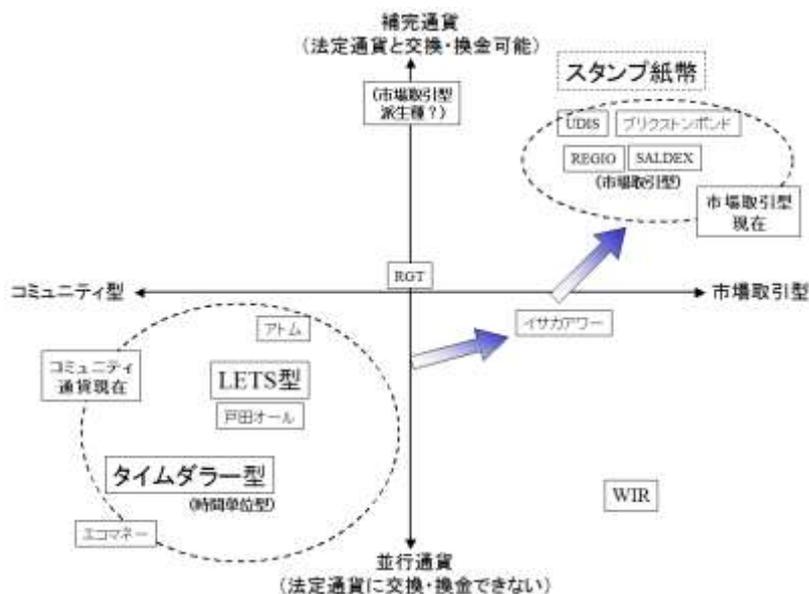
³¹⁹ Blanc[2011]pp.9-10.

³²⁰ figaro の報道によると、紙幣方式と電子マネー方式で、飲食店や行政サービスへの支払い、および課税方法が検討されているという。人口 220 万人のパリ市全体が対象であり、実現すれば世界最大の地域通貨になる可能性があるとされている。figaro ホームページ <http://en.rfi.fr/france/20131002-local-currency>

La pêche のホームページによると、この通貨の目的は失業問題、地球環境問題、社会問題等の是正のためのツールの一つという位置づけであり、ユーロと等価、ユーロ通貨と混ぜて使用することができ、発行残高は 100%ユーロを積み立てる仕組みである。また、現在は紙幣方式のみであるが、電子マネー方式の採用も計画中とのことである。La pêche ホームページ <http://peche-monnaie-locale.fr/monnaie/>

上げる仕組みづくりが必要だという認識の下に再構成されるというのが、今後の方向性として適当であると考える。

図表 6-2：地域通貨の仕組みの変遷



筆者作成

小括

1980年代以降の地域通貨は、地域経済の活性化とともに、コミュニティ再生という用途に使うため、仕組みも変化していった。LETSはシンプルで簡素な仕組みであったため、模倣して部分的に改良を加えるという方法で世界各地に広まった。こうして、地域通貨は当初、コミュニティ再生という目的に即した試行錯誤が続けられた。

LETSやタイムダラーのようなコミュニティ通貨は、市場で取引される財よりも、ボランティアや地域のなかでの物々交換を通じた人と人との連帯を重視した地域通貨である。つまり、コミュニティ通貨は、法定通貨の交換機能を補完するというよりも、むしろ通貨を使ってやり取りされる機会を拡大するという面で補完的であった。また、こうしたやり取りで法定通貨を用いることは、社会通念上、そぐわない行為と考えられることから、コミュニティ通貨が開拓した領域が市場経済型の取引にとって代わられ、これに取り込まれる可能性は低いだろう。その意味で、コミュニティ通貨は、補完通貨であるものの制度の進化は、法定通貨との関係性を薄くする並行通貨のほうを向いていると考えることができる。

また、通貨を使ってやり取りされる領域を拡大するにつれ、個々のコミュニティ通貨の具体的な取引方法やルールは各コミュニティで多様であり、分散化する傾向にあるといえる。例えば、コミュニティ通貨Aとコミュニティ通貨Bを交換することは難しい。両通貨を法定通貨の単位に即して交換するという考え方はなじまない。それぞれのコミュニティ

内でのやり取りは、人と人との信頼を土台とした交換の積み重ねである。他のコミュニティへ渡すという考え方自体がコミュニティ通貨にはそぐわないからである。

これに対して市場経済型の地域通貨は、法定通貨と同様、市場取引される財を対象とした地域通貨で、通貨を使用する頻度を高めることによって存在意義を持つということになる。これにより、特に不況期で法定通貨の交換機能を補完し、地域経済を活性化する。

このようにコミュニティ通貨と市場経済型の地域通貨とは、ともに補完通貨といっても、何を補完しているのかという部分で異質な存在である。

第7章 地域通貨の現代的意味

1980年代から90年代、LETS型やタイムダラー型の地域通貨が欧米中心に広まる。これらコミュニティ通貨は、理念のうえではコミュニティ再生を通じ、地域経済の活性化も目的にしている。しかし、実際にはコミュニティ再生に重点を置く傾向が強かった。そのため、経済的な効果のほうを期待した人々からは、地域通貨は役に立たない、意味のないものと考えられることもあった。

2000年代以降、市場経済型地域通貨は欧米各地で一定の成功を収めつつある。近年、日本でも、市場経済型地域通貨を実現する試みが散見されるようになった。それら市場経済型地域通貨の意義とメカニズムを、経済学のフレームワーク、特に貨幣・金融政策の観点から理解していく必要がある。

本章では、市場経済型地域通貨のメカニズムについて述べる。まず、市場経済型地域通貨の主な利用者はどのような人々であるかを考える。また、資本ストックの数量の違いによって波及効果に差が生じることについて述べる。市場経済型地域通貨が最も有効に機能するのは、先進国で十分な貨幣所得を得られていない人々に使用されるときである。

次に、市場経済型地域通貨が流通するときの、貨幣の流通速度、取引量、物価への影響について述べる。一市町村程度で流通する市場経済型地域通貨は、取引量を増やすことはできるが、物価そのものを引き上げる効果は限定的である。また、インフレーションの時に流通させる意義があるかについても検討する。

さらに、市場経済型地域通貨の具体的な応用について考える。

第1節 市場経済型地域通貨の流通条件

(1) 対象者——限界効用と限界苦痛

市場経済型地域通貨は、すべての人々から支持を取り付けられるわけではない。

あらゆる経済活動が急激かつ大幅に減少する1930年代の不況期では、皆が経済的な困難に直面する。そうした状況では、購買力に基づいた需要（有効需要）の不足は大多数の人々の共通の問題となるため、スタンプ紙幣や市場経済型地域通貨の理解は得られやすい。そうした急激かつ未曾有の不況期ではなく、ゆるやかな不況期、あるいは長期継続型の不況期では事情が異なると考えられる。個々の家計の経済状況によって、市場経済型地域通貨への関心の度合いが違うからである。

一般に、十分な所得を得ている家計や金融資産を保有する家計では、必ずしも市場経済型地域通貨に対する関心は高まらないであろう。十分な所得を得ている家計は、市場経済型地域通貨による所得増加によって得られる限界効用よりも労働の増加による限界苦痛が上回ることにより、機会を放棄すると説明できるかもしれない。また、十分な金融資産を保有する家計は、そもそも働く意欲がないか、あるいは意欲があつたとしても市場経済型地域通貨で得られる賃金水準が低すぎるとして、働くことを望まない自発的失業を選択す

ると説明できるかもしれない。これらは、法定通貨を支払う通常の労働供給の場合と考え方は同じである。ただし、市場経済型地域通貨による所得は、①貯蓄できない、②実質的な購買力・購買機会は法定通貨よりも低くなる可能性がある。そのため、喫緊の支出を手当てする必要に迫られていない家計の参加動機はさらに低減するであろう。

日々の消費支出が困難な家計ほど、市場経済型地域通貨に十分な関心を寄せるだろう。労働によって生じる限界苦痛よりも追加的な所得の増加によって得られる限界効用が上回るという認識を人々が持つとき、市場経済型地域通貨は賃金や商品の代金として受け入れられることになる。特に法定通貨による賃金獲得機会が失われた非自発的失業者は十分に受け入れる余地があるだろう。

市場経済型地域通貨を賃金または救済措置として手にした人々は、まず生活必需品の購入、(受け入れられる範囲で)家賃や納税等の優先順位の高い支払いに充てると考えられる。そのため、市場経済型の地域通貨は、いわゆる失業手当や社会保障に相当するような効果があると考えられることもできる。しかし、地域通貨は、一度限り消費支出を支える商品券とは違い、法定通貨で支払うそれらの手当や助成とも違う。地域通貨が地域内で流通し続けられれば、地域全体に波及効果をもたらす。

このように、家計の状況に応じて市場経済型地域通貨への関心の度合いは違う。すべての人々を網羅できるような複雑な仕組みを考える必要はないだろう。むしろ、日々の消費支出が困難な家計や非自発的失業者を、主な対象者とするほうがよいと考える。そうした人々が受け入れてもよいと考えるような仕組みになっているか、地域内で流通し続けることができるかどうか、市場経済型地域通貨の仕組みの中核となるであろう。社会的な厚生を考えても、迅速に活動を開始し、喫緊の問題に対処するほうが望ましいと考えられる。

(2) 波及効果の大きさ——資本ストックの数量の違い

市場経済型の地域通貨を発行・流通させる経済的な意義は、不況期の雇用創出と過少消費の是正、貧困対策である。雇用創出のため市場経済型の地域通貨を用いれば、縮小した有効需要を回復させる効果が期待できる。

また、不況期は需要不足のため、一部で操業停止が発生する。市場経済型の地域通貨は、これを再稼働させるメカニズムとして機能する。市場経済型の地域通貨が流通することで、操業停止していた企業が漸次操業を再開していき、その過程で失業者は再雇用の機会を得る。そうしたメカニズム自体は、先進国でも途上国でも共通している。

ただし、企業はすでにある資本ストックのうち操業を停止している分を再稼働することには積極的であろうが、新たに資金を投じて資本ストックそのものを増加させることには概して慎重である。特に長期継続型の不況期では、有効需要が改善し、景気回復が持続するだろうという見込みが確信できるまでは、新たな設備投資を控えるであろう。したがって、短期の波及効果の大きさは、供給側の持つ既存の資本ストックの数量のうち、追加的な投資をせずに再稼働ができる操業停止中の資本の多さによって定まる傾向がある。

資本ストックの数量の多い先進国では、操業停止中の資本が多いほど、潜在的な再雇用量と財の供給の増加量は大きくなるだろう。ただし、市場経済型の地域通貨は、地域内のみで流通する通貨である。効果は流通の川下から、つまり最終消費に近いところから遡って波及していく。分業が高度に進む現代では、市場経済型の地域通貨の流通範囲を超えて、原材料や中間財のやり取りがなされていることも多い。そうした業種での市場経済型地域通貨の波及効果は、波及までに時間を要するか、あるいは効果そのものが小さいかもしれない。

途上国では概して先進国よりも資本ストックが少ないため、完全操業となっても、企業はすべての失業者を吸収することができないかもしれない。地域通貨を導入しても、再雇用と財の供給の増加量は少ない。

資本ストックの数量が変化しない短期に限っていえば、地域通貨の導入は、静的なデフレギャップを解消するだけということになる。地域通貨は交換の媒介物であり、域内の生産と消費を拡大する呼び水の効果はあるが、資本蓄積には向かない。したがって、資本ストックが不十分な発展途上国では、長期的には、成長戦略を並行して実施していかなければならない³²¹。

第2節 市場経済型の地域通貨のメカニズムと経済学的分析

地域通貨の流通開始から、不況克服までのプロセスを確認しておく。

(1) 物価上昇のメカニズム

市場経済型地域通貨を発行して消費支出が拡大すれば、物価の上昇が直ちに生じるわけではない。ある町で市場経済型の地域通貨を導入したとき、有効需要が増大することによって需要曲線は上方にシフトし、供給側でも遊休資本の再稼動と失業者の再雇用がなされつつ物価と総取引量は上昇をもたらすだろう。

ただし、市場経済型の地域通貨を発行する町でも、その効果は町内の需給に限定される。例えば、生産した財を域外に出荷している製造業者の供給量は、その出荷先の需要によって定まる。当然であるが、出荷先の地域の需要は、町内で流通している市場経済型の地域通貨の影響が生じないためである。法定通貨のように国内で一律に使える通貨であれば、そうした問題は生じない。

また、市場経済型の地域通貨による効果は、流通地域の外への波及効果が極めて乏しいという点で、単一通貨モデルである法定通貨の場合とは異なる。市場経済型地域通貨は、原則的に、発行・流通する町のなかでしか使われない。例えば、市場経済型地域通貨を発行する近隣の町の企業や商店は、市場経済型の地域通貨が使われている町で商品を販売することはできるが、受け取る代金には法定通貨を欲するだろう。彼らは、販売時に代金を

³²¹ スタンプ紙幣は万能薬ではないとフィッシャーは述べているが、地域通貨でも同様だといえる。Fisher[1933]p.1.

地域通貨で受取り、それを法定通貨に換金するということもできる。その場合でも、換金時の手数料等の費用がかかるため、地域内の同業者よりも条件は不利になる。

1930年代のスタンプ紙幣でフィッシャーの考えた不況克服のゴールは物価指数の上昇（回復）であった。フィッシャーは地域限定では景気浮揚の効果は十分期待することはできず、① すべての町がスタンプ紙幣を導入する、② 全国的に利用可能なスタンプ紙幣を発行・流通する、という2つの案を考えている。このうち、①よりも②のほうが現実的であると考えたフィッシャーは、“Stamp Scrip”で次のように述べている。

「ある地域で物価が上昇する兆しがあれば、買い手は即座にその地域を離れていくだろう。物価水準が一定のままで取引量が増加することは、もちろん、それに関する限りでは望ましいことだ。しかし、下落した物価水準がまさに不況の核心である。そして、新たな手段による新たな購買力が全国に波及するまで下落した物価を動かすことはない」⁷²

市場経済型の地域通貨が“呼び水”だというのは、不況克服のきっかけ作りという意味である。市場経済型地域通貨の購買力だけで不況が克服されることはなく、退蔵されて消費にも投資にも用いられていない法定通貨を再び流通させることが肝要である。しかし、きっかけであっても、各町が散発的に実施していたのではマクロ経済への効果は期待できず、あらゆる地域で利用可能でなければ、最終的な目標である物価を上昇させることは難しい。

全国的に利用可能な市場経済型の地域通貨を導入すれば、失業と遊休資本を解消する契機として利用することができる。しかし、本格的な回復を期すためには、法定通貨が投資に向けられる必要があるだろう⁷³。前節では資本ストック量に変化しない短期を考えていたが、長期でいえば、ミクロ次元の消費拡大と物価の上昇（回復）から、投資の限界効率の上昇、すなわち、新たな投資の拡大に結びつけることで、生産と消費を拡大していき、不況克服を目指すわけである。退蔵されている法定通貨を引き出すためには、資本の限界効率が法定通貨の流動性選好よりも高くならなければならない。市場経済型地域通貨と法定通貨がともに活発に流通し続けることが、不況の克服に至るために必要な両輪だということになる。

（2）物価と貨幣の流通速度との関係

市場経済型の地域通貨による消費の拡大と物価・貨幣の流通速度との関係を整理しておく。

法定通貨だけが流通する場合を $MV = PQ$ で表すとすれば、法定通貨と市場経済型地域通貨の2通貨が流通する場合には、

- ・法定通貨 M_s （法定通貨の発行総量） V_s （法定通貨の流通速度）

⁷² Fisher[1933]p.59.

⁷³ フリードマンは、大恐慌が長期化した最大の原因は、もともと通貨供給の不足のところに、銀行の倒産もあり、さらに通貨供給が収縮した、と述べている。フリードマン&シュウォーツ[2009]

- ・市場経済型地域通貨 Mc （市場経済型地域通貨の発行総量） Vc （市場経済型地域通貨の流通速度）

がそれぞれ異なるため、以下のように表すことが適当であろう。

$$MsVs + McVc = PQ(s + c)$$

法定通貨の発行総量 Ms は、市場経済型地域通貨の発行前 t_{-1} と発行後 t で変化はない。

$$Ms_{t-1} = Ms_t$$

よって、ある地域に流通する 2 種の通貨の発行総量は、発行前 t_{-1} と比べると、市場経済型地域通貨の発行総量分だけ増加する。

$$Ms_{t-1} < Ms_t + Mc_t$$

市場経済型地域通貨の目的は、短期的には取引量を増加させることと流通速度を上げることであり、長期的には物価を上昇させることである。市場経済型の地域通貨を発行した直後は、物価 P は変動しないと仮定することができるので、 $\Delta P = 0$ である。短期の右辺の変化はもっぱら総取引量 Q の変動による。市場経済型地域通貨の発行前の $PQ(s)_{t-1}$ よりも、発行後の $PQ(s + c)_t$ が上回れば、流通の効果があると考えることができる。これを以下のように表すことができるだろう。

$$PQ(s)_{t-1} < PQ(s + c)_t$$

$$\Delta P = 0$$

$$Q(s)_{t-1} < Q(s + c)_t$$

次に流通速度である。市場経済型の地域通貨を発行した分だけ法定通貨が退蔵されるとすると、 Ms は市場経済型地域通貨の発行量の Mc 分だけ退蔵される。退蔵されても通貨発行量そのものが減るわけではなく、流通速度が低下する ($\Delta Vs < 0$)。この新たな法定通貨の退蔵によって生じる取引量の減少よりも、市場経済型地域通貨による取引量が上回るとき、効果があるということができる。

仮に ΔMc 分の法定通貨が退蔵されても、市場経済型地域通貨の流通速度が、発行前 t_{-1} の法定通貨と同じであれば、総取引量 Q に変化はないと考えることができるので、 $Vs_{t-1} < Vc_t$ であれば、事後の総取引量は増加するであろう。このとき、市場経済型地域通貨の総取引量の増加分 ΔQc , ($\Delta Qc > 0$) は、法定通貨の退蔵による総取引量の減少分 ΔQs , ($Qs < 0$) を上回る状態となる。

$$Vs_{t-1} > Vc_t \quad \text{ならば} \quad \Delta Qs_t + \Delta Qc_t < 0 \quad \dots \text{負の効果}$$

$$Vs_{t-1} = Vc_t \quad \text{ならば} \quad \Delta Qs_t + \Delta Qc_t = 0 \quad \dots \text{効果ゼロ}$$

$$Vs_{t-1} < Vc_t \quad \text{ならば} \quad \Delta Qs_t + \Delta Qc_t > 0 \quad \dots \text{効果あり}$$

“Stamp Scrip”でフィッシャーがスタンプ紙幣の活用を説く背景には、スタンプ紙幣の流通が円滑に進むかどうかで、成否が定まるという認識があったのだろう。スタンプ紙幣はスタンプの代金を支払わせるという仕組みを用いて流通速度を上げようという試みである。市場経済型の地域通貨は、スタンプを用いていないという違いはあるが、どちらの通貨であっても基本的な考え方は同じである。

なお、市場経済型の地域通貨を発行しても法定通貨が退蔵されない場合であれば $\Delta Ms = 0$ 、 $\Delta Vs = 0$ と変化はなく $McVc = PQ(c)$ 分だけ効果が生じることになる。

現実的には、この中間のいずれかに定まると考えられる³²²。

市場経済型地域通貨が流通する地域に限っていえば、貨幣の発行量と流通量は増加する可能性が高く³²³、いわば、量的緩和を行ったのと同じことになる。

物価 P は短期では上昇しない。企業は、財の販売が好調ならば、停止している生産設備を漸次、再開する意欲があるだろう。このとき、不完全操業が解消されるまで、供給は価格ではなく数量によって調整されるだろう。需要の増加に対して価格を上昇させれば、人々は価格の安い隣町に行き、財を購入することができるからである。全国的に物価が上昇するのであれば、こうした問題は生じ難い。しかし、一市町村という限られた範囲では、購買力が外に逃げることを考えなければならない。

ただし、そうした限られた範囲の流通であっても、不完全操業が解消され、過少供給の状態が継続すれば、限定的ではあるが、物価の上昇をもたらす可能性はある。

(3) デフレギャップの解消

ケインズ型の経済学では、均衡国民所得 Y と完全雇用国民所得 YF との間にギャップが存在する際、政府支出の拡大や減税等の財政政策がギャップ解消に寄与すると考える。地域通貨の流通によって生じる国民所得の変化は、以下のように表すことができる。

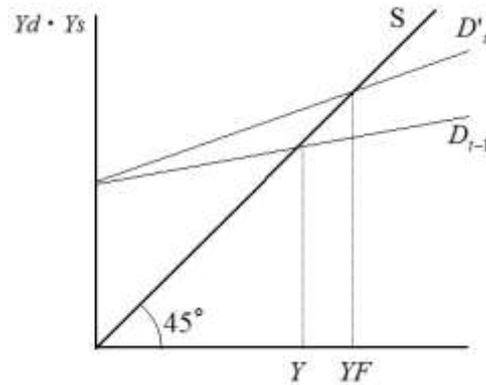
失業が存在することで均衡国民所得 Y が完全雇用国民所得 YF よりも低位にあるとする。需要曲線 D_{t-1} は法定通貨のみが流通している時であり、限界消費性向が低下している状態を示している。この時に地域通貨を流通させることにより、需要曲線は D_{t-1} から D'_t に変化すると考えることができる³²⁴。

³²² スタンプ紙幣を発行すれば、直ちに法定通貨よりも流通速度が上がり、取引量が増加するというものではない。現実には、① スタンプ紙幣の発行し（発行総量の増加）、失業救済事業の賃金に使われ、② 受け取った労働者が商店で財の購入に使用し、商店から他へ流通する（取引量の増加）。③ 事後的に紙幣が何回転したのかを算出する（流通速度の測定）ということになるであろう。フィッシャーはスタンプ紙幣の流通速度を上げることを何度も説いているが、流通を促す一連の方策が功を奏し、多くの取引に用いられることが重要なのである。したがって交換方程式で表した場合、 v の値そのものは本質的に結果論であり、 Q の値を高めることによって結果的に v の値が高まると考えるほうが妥当であろう。

³²³ 西部[2018]p.13、西部・三上[2012]pp.6-8 を参照。

³²⁴ Minozzi & Parisi[2017]pp5-7.

図表 7-1 : 地域通貨の導入によるマクロ経済効果



筆者作成

まず、地域通貨の流通が、法定通貨の貨幣所得に対する限界消費性向 $MPC(s)$ に影響を及ぼさないと考えると、需要曲線 D'_t の傾きの変化は、地域通貨の貨幣所得に対する限界消費性向 $MPC(c)$ によって生じる。地域通貨がまったく貯蓄されず、もっぱら消費支出に用いられるとすれば $MPC(c)$ は 1 である。

しかし、(2) で述べたように、地域通貨が流通することで、法定通貨の退蔵量が増えると考えられる。この場合、法定通貨の貯蓄性向は高くなり、消費性向は低くなるので、法定通貨を用いた取引量は減少するであろう。もし、法定通貨による取引量の減少分が地域通貨を用いた取引量の増加分よりも多く、結果的に総取引量 Q が減少する $MsVs_{t-1} > MsVs_t + McVc_t$ であるならば、需要曲線は D_{t-1} よりも D'_t の傾きはフラットになるであろう。したがって、図 7-1 のように D_{t-1} よりも D'_t の限界消費性向が高くなるのは、 $MsVs_{t-1} < MsVs_t + McVc_t$ かつ $MPC(s)_{t-1} < MPC(s)_t + MPC(c)_t$ が成り立つときである。

また、地域通貨の発行総量 Mc_t は、その地域の貨幣需要を満たす量を上限として定まり、過分の発行は地域通貨の流通速度 Vc_t を低下させることになる。よって、地域通貨の発行総量は、「取引動機を満たす貨幣需要」から、法定通貨による総取引額「 $MsVs$ 」を引いた値に定まると考えるほうが妥当であろう。

地域通貨を用いてデフレギャップを解消できた場合、短期の完全雇用国民所得 YF を超えた国民所得の増加は考え難い。これには次の理由が考えられる。1 つは、目標とする値に到達したときには発行と流通をいつでも停止できるという仕組みだからである。フィッシャーは、これを安全装置にたとえている³²⁵。当然であるが、法定通貨と地域通貨は別物であるから、 $MsVs + McVc = PQ(s + c)$ を再度、 $MsVs = PQ(s)$ に戻せばよい。

もう 1 つ、地域通貨の発行と流通を止めなかった場合を考えてみる。結論からいえば、やはり、短期の完全雇用国民所得 YF を超えた国民所得の増加は考え難い。というのは、短

³²⁵ Fisher[1933]p.67.

期の完全雇用国民所得 YF を超えた取引の増加は、供給（企業）側の交渉力が強まることを意味するためである。貨幣よりも財の交渉力が強くなれば、売り手（供給者）は地域通貨による取引を拒み、法定通貨による取引を求めるであろう。地域通貨は買い手（需要者）側に交渉力があるときに、円滑に流通する。

なお、政府支出の増大や減税等による財政政策と異なる点は、地域通貨を用いたときには限界消費性向の傾きを高くするため、直接的な効果を期待することができる。そのため、デフレギャップ解消に必要な支出を、より少額に抑えることができるかもしれない。地域限定ではあるが、より少ない地域通貨の発行総量で、デフレギャップ解消に貢献することを示している。

第3節 インフレーション期とデフレーション期の市場経済型地域通貨の有効性

通貨価値の変動について、ケインズは、インフレーションとデフレーションのどちらであって社会に害悪を与えるが、インフレーションは主として異なる階級間の富の分配を変えるという点で、デフレーションは主として富の生産を過度に遅滞させるという点で有害であると述べている³²⁶。地域通貨は、投資に使われる通貨ではないため富の分配の変化には関与しないが、富の生産の停滞を是正する方法を提供する。

（1）デフレーション時の市場経済型地域通貨

デフレーション時、通貨の実質購買力はむしろ上昇するが、今後もデフレーションが継続するだろうという期待が形成されると、消費の先延ばしと投資の抑制が生じる。そうした状況で、法定通貨の通貨発行量を増やしても、将来への支出に備える、あるいは現在の消費を先延ばししたほうが有利である、という理由から退蔵される量が増加し、流通速度は低下する。また、消費者は個々の購買力が増加しなければ、具体的には雇用や賃金の増加が生じない限り、消費の拡大を控える。しかし、労働市場の需要側である企業は、消費者の購買力が増加し、在庫商品が一掃された後にもなお、追加的な需要が生じるまで生産量を増加させようとはせず、したがって雇用の増加も生じない³²⁷。デフレーションを是正するためには、物価の下落が止まり、回復していくだろうという期待が形成されなければならない。

このように、今後もデフレーションが継続するという期待を脱却するためには、対策として法定通貨の通貨供給を増加させるだけでは不十分で、保有者が退蔵すると不利益になると感じなくてはならない。スタンプはこれを実感させる方法である。スタンプは高まった流動性選好を是正するため、その分を費用として徴収することで流通を促す仕組みであった。

この考え方は、現代の地域通貨でも有効である。ただし、退蔵することの不利益を感じ

³²⁶ ケインズ[1969]pp.85-86.

³²⁷ Fisher[1933]pp.64-65.

させることができれば、スタンプという方法を用いなくてもよい。現代の地域通貨は、法定通貨で地域通貨を購入する際に付与する割増し分（プレミアム）と、地域通貨から法定通貨に換金する際に徴収される費用（ディスカウント）という方法を用い、利用を促進している。市場経済型の地域通貨の仕組みは、スタンプ紙幣の代金を徴収するという罰則型の仕組みではない。したがって、早く使わなければスタンプの代金を支払わなければならない、という意識を使用者に実感させることはできない。「法定通貨ではなく市場経済型の地域通貨を支払いに用いる」、「換金せずに他に使える相手を探す」という行動をとれば自己の利益になる、というインセンティブ付与型の考え方を基礎としている。

（2）インフレーション時の市場経済型地域通貨

（1）のようなメカニズムは、デフレーションを克服するための仕組みである。これをインフレーション時に用いても有効に機能させることは難しいと考える。そもそも、インフレーション時、物価が上昇することと通貨価値が下落することは表裏一体である。そうした状況では、売り手（供給者）の交渉力が強まり、買い手（需要者）の交渉力は弱まる。この時、デフレーション克服型の地域通貨を発行しても、交渉力の強い売り手（供給者）は受取りを拒み、流通し続けることは難しい。

しかし、一般にインフレーションと言っても、その原因はさまざまである。以下、实体经济の需給要因によるダイヤモンドプルとコストプッシュ、貨幣の需給要因による通貨発行の乱発の3つにわけて述べる。

ダイヤモンドプルは、高度経済成長期が典型的であるように、生産の拡大と雇用の拡大が生じ、失業率は低下する。経済的には拡大・好循環期であり、法定通貨以外に別個の通貨を流通させる必要性は生じ難いだろう。前述のように、生産された財は購買力によって消化される状況であり、財の売り手の交渉力が強い。構造的な経済成長期では、そもそも所得と資本ストックが継続的に増加している状況である。そのようなとき、資本需要の増大によって生じる金利上昇の影響で貨幣の退蔵は生じ難いし、法定通貨で賃金を得る機会が比較的豊富にある状況では、地域通貨の需要は見込み難い。

コストプッシュは、生産費用の増加を主要因とするインフレーションである。総供給曲線のシフトに対して賃金が上昇して実質購買力が一定であれば実質国民所得に変化はない。この場合には、ダイヤモンドプルのとくと同様、物価の上昇により貨幣価値の相対的な下落と、金利の上昇によって、財の売り手の交渉力が強い。よって、地域通貨の需要も見込みにくい。

これに対して、総供給曲線のシフトしても賃金の上昇が伴わず、物価の上昇と国民所得の低下するときには、スタグフレーションが生じる。スタグフレーション時は、物価が上昇することで貨幣の購買力が減少し、かつ不況により貨幣所得を獲得する機会は減少する。よって、物価の上昇は財の売り手（供給者）の交渉力が強まる要因になるが、不況により財が売れないという点では買い手（需要者）の交渉力が強まる要因になる。一概にはいえ

ないが、インフレーションが生じている状況のなかで、唯一、買い手（需要者）の交渉力が強まる要素があるため、不況克服型の地域通貨に近い考え方で実施できる可能性があるかもしれない。スタグフレーション下の地域通貨に関しては、例えば、米国のイサカアワーで通貨単位をドルではなく「1時間の労働」に設定した理由の一つは、インフレーションによるドルの価値の下落への対処だったという³²⁸。仮に、インフレーションが進行すれば「1イサカアワー＝1時間の労働対価＝10ドル相当」というレートを、「1イサカアワー＝1時間の労働対価＝20ドル相当」とすることもできたであろう³²⁹。このように、物価上昇そのものを抑制するのではなく、物価上昇そのものに貨幣価値を連動させていくという考え方で、有効需要の不足を補完することを主眼としたものになるだろう。しかし、いずれにしても、物価の上昇という問題に対しては抑制的ではなく、不整合である。

ダイヤモンドプル、コストプッシュのような財市場からの影響ではなく、金融政策の失策等や通貨の乱発によるインフレーションの場合も、不況克服型のように有効需要の不足を補うという考え方は使えない。法定通貨の価値尺度機能が毀損していることが問題なのである。こうした状況では、法定通貨から独立性の高い並行通貨（法定通貨とは別の通貨単位をもち、購入・換金制度を持たない仕組み）を流通させるほうが、安定的な価値尺度を提供でき、利用者の便益を図れるかもしれない。なお、ハイパーインフレーション時に実施されたアルゼンチンの RGT やベネズエラの Panal³³⁰が有効に機能しなかった一因は、デフレーション克服型と同様に法定通貨の価値を用いたためと考えられる。

第4節 地域通貨の応用

地域通貨の仕組みは、不況克服という用途に限られるわけではない。震災・豪雨等により被害を蒙った地域の復興支援の一つの方策として地域通貨は有効と思われる³³¹。本節は、市場経済型の地域通貨のスキームを応用した試案を提示する。

（1）復興通貨

i) 仕組み

復興は、短期で目処がつく場合もあるが、予想外に長引くケースが多いことに改めて気

³²⁸ ボイル[2002]p.210. なお、米国のスタグフレーションは1980年代前半の金融引き締め政策により、イサカアワー開始時の1991年にはほぼ収束していた。しかし、イサカアワー創始者のグローバーは、今後も米ドルの価値は不安定になると考え、「貯蓄をインフレから守る」「無利子の信用を創造する」ことを実現しようとした。ボイルによると、イサカアワーの機関誌『イサカ・マネー』創刊号の見出しには「ドルより上等」という文言が記されていたという。ボイル[2002]p.209.

³²⁹ しかし、デノミネーションを段階的に実施すれば、地域通貨は利用者の信用を著しく損なうと考えられる。

³³⁰ なお、RGTやPanalは、ハイパーインフレーションという要因のみならず、コストプッシュという要因も併せ持つ。例えば、Panalが発行されたベネズエラの場合、国内の物不足が深刻になることによって物価上昇を招いた上で金融政策の失敗が重なっている。

³³¹ 詳細は歌代・林[2019]を参照。

づかされる。震災や豪雨災害等により個々の地区・集落全体が被害を受けると、地域コミュニティの存続が困難になることもあるし、存続できたとしても変質したりする³³²。復興の基盤となる個々の地域コミュニティの脆弱化が広域で生じることで、いっそう復興を難しくしていることもある。

従来の性質のままの法定通貨を前提としたマクロ経済政策によって行われる震災や豪雨災害等からの復興は、奏功しているとは言い難いようである。災害対策等緊急事業推進費や東日本大震災の復興予算は、法定通貨で支出される。そうした復興事業は、被災地域の地域住民の生活に不可欠なインフラ復旧、新たな災害へ対処を速やかに実施することが重視され、これを請け負う事業者は被災地のみならず、地域外の事業者も参入してくる。甚大な被害が広域で生じた場合には、むしろ地域内の事業者のほうが少ないこともあるだろう。しかし、インフラは復旧していくものの、復興に投じた資金は、被災地域の外に流出することになる。

こうした方法では、住宅、雇用の面で被害を受け、生活の糧を失った地域住民への復興関連資金の還流は限定的にならざるをえない。災害復興のみならず地域経済にも資する方法として、復興事業向け地域通貨（以下、ここでは復興通貨という）³³³の活用が考えられる。

例えば、政府が災害復興向けに 1000 億円を自治体（県、または、いくつかの市町村の合同事業体）に特別な財政援助、また、民間が寄付をしたとする。自治体はこの 1000 億円で復興基金を創設し、この基金の資産を裏づけとして、地域で流通し続けることができる量の復興通貨を発行するのである³³⁴。その割合を例えば 7 割とすると、700 億円分の復興通貨を発行する。残りの 300 億円は緊急的な復旧事業を実施する目的で、地域外の事業者向け等に円で支払わざるをえない事業に法定通貨の円で支出する。

³³² 2007 年（平成 19 年）の新潟県中越沖地震で筆者の生家がある柏崎市は、市全域が被害を受けた。柏崎市は地域コミュニティ・地域経済について一定の復興を遂げることができたものの、やはり震災後に不可逆的な変質があったように思う。住宅や企業の社屋・店舗の再建は、当然ながら個々の当事者が支出しなければならない。震災から 10 年以上が経過したが、住宅地には歯の抜けた櫛のように更地のままになっている箇所も少なくない。建物ばかりでなく、生活再建が困難な罹災者は、復興事業による罹災者向けの集合住宅へ、または地域外へ転居し、コミュニティの構成メンバーが変わってしまっている。震災前とは別の町になったかのような思いをすることがある。

³³³ 復興通貨は、国や自治体が拠出した法定通貨（円）を預託とし、一時的、部分的に地域内で流通させる通貨である。災害復興地域で貨幣の流通速度を上げることを目的とする発案である。例えば 1930 年代、スタンプ紙幣を町が発行したとき、公共事業の支払いとして支出されたが、支出は町が負担する歳出ではなく、スタンプの代金によってまかなわれる仕組みであった。復興通貨の場合、スタンプの代金ではなく、最初に拠出した円を預託としている違いはあるが、いずれにしても、歳入・歳出と直接の関係はない。

³³⁴ 復興通貨は、外部の資本・労働力を流入を拒むものではなく、また資金の流出を抑制することが主目的でもない。東日本大震災のような超大規模な災害の場合には、復興に投じる資金も多額になり、そのうち、ごく一部が復興通貨となるだろう。復興通貨の発行量は、地域内の貨幣需要と、地域内の商品流通を通じて流通し続けることが可能な分である。なお、東日本大震災のようにかなりの広域災害の場合、被災地域に加えて近隣地域（例えば、秋田・新潟・栃木）の一部でも流通するような制度設計のほうがよいかもしれない。

この 700 億円分の復興通貨は、復興事業として地域の企業への支払い、困窮世帯の生活再建・支援向けの支援金等に支出する。それらが被災地域外で、特に円貨が必要な、例えば、被災者向けの奨学金等、また企業・個人向けの無利子融資等には、基金に残っている 700 億円を活用する。

こうした復興通貨は強制通用力を付与しなくても、例えば、当該自治体への税の納付や公共料金の支払い、融資の返済時に復興通貨での支払いを受け入れる³³⁵ようにすれば、流通は阻害され難くなろう。企業は、受け取った復興通貨を、支払いや賃金等に使う。賃金のうち復興通貨で支払う比率は、状況に応じて、通常の雇用では賃金の一部を、震災対策事業による新たな雇用では賃金のほぼ全部を復興通貨とすることもできるかもしれない。支払われた復興通貨は、その後、地域内で消費支出に向けられる。主として地域の商店での使用が考えられるが、外から参入・出店してきている大手の店舗・企業も復興通貨で支払いを受け入れるのであれば、一層流通が促進される。

また、災害復興の目的に鑑み、円貨への交換を行わないものとして設計してもよい。あるいは一定期間後でなければ円貨に換金しない仕組みにしてもよいだろう。その場合、融資等に 1000 億の全額を回すことができる。これにより、被災地域の人々の苦痛を早期に改善する手立てを提供できる。震災復興の早期では、住宅・社屋等の復旧や再建、耐久消費財の購入等に高い需要が見込まれるため、より多くの乗数効果を期待することができる。

円貨に交換をしない仕組みでは、人々の信用を獲得するのが若干難しいという難点もあるが、公共料金³³⁶の支払いに使えるということで、復興通貨の信用を得ることは可能であろう。地域復興のためという目的が明確であるから、強制通用力が付与されていなくても流通しやすいとも考える。

ii) 流通範囲と交換の仕組み

a) 流通範囲

復興通貨の流通範囲は大きいほうがよい。災害の規模にもよるが、一県か複数の県、最小でも複数の市町村を流通範囲とするほうが望ましい。

フィッシャーは、スタンプ紙幣が自治体ごとに地域限定であれば、不況克服への効果は弱いと考えていた。ある自治体でスタンプ紙幣が成功し始め、「ある地域で物価が上昇する兆しがあれば、買い手は即座にその地域を離れていく」からである³³⁷。それ以外にも考えら

³³⁵ 西部は、地域通貨流通の決定要因として、① 円を地域通貨に交換する際のプレミアム率、② 地域通貨を現金に換金する際の手数料率、③ 地域通貨の減価率・マイナス利子率、④ (法定通貨に対する) 地域通貨の相対的な強さ、の 4 つを上げている。西部[2018]p.13.

³³⁶ 北海道の更別村で使われている地域通貨(サラリ)は法定通貨で地域通貨を購入する際のプレミアム、地域通貨から法定通貨に換金する際のディスカウントの仕組みを導入し、使用する企業・商店を増やしており、活発に利用されているが、実質的に公共料金の納付を受け入れていることの効果が大きいと考えられる。サラリの発行の経緯や仕組み、利用者へのアンケート結果等については西部編[2018]pp.189-222.を参照。

³³⁷ Fisher[1933]p.59.

れる理由はある。流通範囲が広いほど、取引機会も拡大する。復興通貨の流通範囲は被災地と述べたが、通貨の流通は被災地を中心とし、その周辺の地域でも部分的に受け入れられることで、地域内で調達することができない財や復興向けの特殊技能等を復興通貨で取引する機会を増やすことができる。取引機会が拡大することで需要と供給のバランスをより安定させることができ、通貨の流通を促進しやすくなる。当然ながら商品ごとの需給バランスが不均衡になるほど、地域通貨は使い難くなり、円貨への換金が増えることになる。

利用促進と基金の拡充を図るため、復興通貨の販売も行う。販売は、地域の人々だけでなく、例えば地域内外の企業、ボランティアや観光客も購入することができるようにする。復興通貨を販売した代金は、復興基金に繰り入れられ、管理される。

b) 交換手数料

復興通貨の利用を促進するため、例えば法定通貨 95 円で復興通貨 100 単位を取得できるというようなプレミアムを付与する方法がある³³⁸。プレミアムを付与することで、法定通貨の総額よりも大きな購買力が流通し続ける。

地域の店舗・企業が復興通貨を躊躇せずに受け入れるようにするためには、納税、公共料金の支払いや融資の返済用途だけでは不十分で、復興通貨を法定通貨に換金できる制度も必要だろう。しかし、法定通貨への換金は地域から購買力が流出していくことになるので、なるべく換金されない仕組みが望ましい。例えば、復興通貨 100 単位で法定通貨 90 円というように 10%のディスカウント（手数料を含む）をつけて、円に交換するとよいかもかもしれない³³⁹。復興通貨が緊急の復興目的であることは住民や地域の企業も理解しているため、円との交換レートのスプレッド³⁴⁰は、通常地域通貨で採用されているスプレッドよりも、幅を広げてもよいかもかもしれない。

円への換金が求められた自治体は、復興基金から円を支出する。仮に 700 億円の基金を裏づけとして発行した復興通貨がすべて換金を求められたとしても、基金にはディスカウント分の 10%を割り引いた 70 億円が残る（当初発行の 700 億円分にプレミアムは適用されていない）。これに復興通貨の販売収入の円を加えた総額が基金を構成し続けるわけである。ディスカウントの割合をプレミアムの割合以上に設定すれば、自治体は追加的な財政支出

³³⁸ 法定通貨から地域通貨を取得する際にプレミアムを付与するという方法は珍しくはない。更別村の地域通貨サラリもそうだが、英国のブリクストンポンドや岐阜県のさるぼぼコイン等で活用されている。

³³⁹ 利用者同士で独自の交換レートによる交換（いわゆるブラックマーケット）が生じる可能性は否定できないが、運営者が設定した交換レートを遵守させる必要はない。復興通貨 100 = 90 円という交換レートを設定したとき、90 円未満の交換レートで取引されることはありえない。また、90 円以上 100 円未満で交換されたとしても問題は生じない。ここで運営者が交換レートを定める意味は、最低価格を設定することで、復興通貨の信用を形成する材料としているのである。例えば交換レートは 90 円であるものの、利用者同士では 95 円で交換されているとき、人々が認知する復興通貨の価値は、運営者の設定した 90 円という最低限度の価値を上回っているということの意味しているのである。

³⁴⁰ ビッドとオファーの値の開き。この例でいえば、ビッド 90 単位とオファー 95 単位の差の 5 単位。

をする必要はない。

c) スタンプ採用の可否

スタンプ紙幣のように減価する仕組みを採用するかどうかは、その地域の状況に応じて決めるとよい。しかし、復興通貨については、特に復興の初期にスタンプの仕組みを採用しないでよいと考える。震災や豪雨災害等が広域化して被害が深刻になるほど、通常時のような円滑な財の流通が望めない。また、復興時には人々の貯蓄性向よりも、住宅の復旧や再建、日々の生活に必要な資金が不足していることのほうが深刻な問題となる。そうした状況であれば、スタンプという消費を強制する手段を用いずとも、復興通貨という貨幣所得があれば、支出の拡大を期待することができるだろう。被災後は、罹災によって貨幣所得の機会が減少することも問題であるが、復興通貨は消費支出の拡大のみならず所得機会の増加を目的とするということになる。

(2) ボランティア通貨（イベント通貨）

震災の復興に協力するボランティアの人々にも、復興通貨を支払うことができる。

ボランティアとして地域外から来た人々は、復興通貨を使って宿泊費・食費を支払う。宿泊費として復興通貨を受け入れる近隣自治体の宿泊施設、民宿、ホテル等や、飲食店で使えるようにすることで、ボランティア活動に従事するために必要な費用負担を軽減する方策になる。ボランティアの人々は、ボランティア活動で直接復興を支援するだけでなく、復興通貨を使うことで間接的に地域の経済活動の復興にも寄与することになる。東日本大震災後、被災地域の農家や事業者が生産した物を購入して復興支援をするという考え方が定着してきており、復興通貨は外から流入した購買力を地域内に留め、流通し続けることで乗数効果が期待できる。なお、謝礼を不要と考える人は、復興通貨を受け取らない、または、応分を当該自治体や被災者の団体等に寄付するという選択も可能である。

以上のように、復興通貨をボランティアのためにも使うことができるが、災害復興のためではなく、それとは無関係にボランティアに使う目的で地域通貨を発行することもある。これがボランティア通貨（イベント通貨）である。例えば2020年の東京オリンピックの際にも、これらの通貨は応用の場があるだろう。期間中、非常に多くのボランティアを求めているものの、受け入れ態勢や実費負担の面で問題があるとの報道もある³⁴¹。その解決策としてボランティア（オリンピック）通貨を発行し流通させるという方法がある。ボランティア通貨は、ボランティアに従事する人々が交通費・宿泊費・食費等に使用することができるもので、活動に従事するための費用負担を軽減する。また、地域にも経済的なメリットを付与することができるという点は、復興通貨と共通している。

ボランティア（オリンピック）通貨も、ボランティアへの謝礼に支払われるだけでなく、

³⁴¹ オリンピック時には、ボランティアの宿泊先の不足が問題となる。宿泊先を提供するボランティアも必要となろう。宿泊を提供する者は、ボランティア通貨による支払い以外は受け付けない、あるいは、ボランティア通貨を使用する人を優先的に受け入れるといった仕組みも可能かもしれない。

国内外からの訪れる観光客も円で購入することができるようにしてもよい。開催地域での買い物に使用したり、世話になったボランティアへ謝礼としてオリンピック通貨を手渡ししたりすることもでき、コミュニケーションツールとしての効果も期待できる。

ボランティア通貨（イベント通貨）の効果という点では、開催期間が長いこと等から、オリンピックよりも万国博覧会などのほうが、効果は大きくなるだろう。

市場経済型の地域通貨ではないが、2005年の愛知県で開催された日本国際博覧会（愛・地球博）では EXPO エコマネーが使われた。EXPO エコマネーは、エコ活動（レジ袋削減・環境活動への参加、公共交通機関の利用等）によって得たポイントを、リサイクル商品やエコバック等に交換できるという仕組みである。博覧会の趣旨に合わせた EXPO エコマネーは、日本でエコマネー型の地域通貨の認知を高めることに貢献した。

これに倣い、例えば、2025年の大阪万博では開催期間を通して利用可能なボランティア通貨（イベント通貨）を発行することが考えられる。オリンピックと比べて開催期間が長く、謝礼として支払う機会、訪問客が利用する機会も多い。エコマネー型の地域通貨に比べると、ボランティアはより良い万博にするため、訪問客はより万博を楽しむため、地元の人々は地域の経済効果のために、それぞれの人々の本来の趣旨に沿った使用を期待できるわけである。

おわりに

補完通貨の社会的役割とメカニズムを、初めて経済学の立場から論じたのは、おそらくアーヴィング・フィッシャーであろう。1933年にフィッシャーが出版した“Stamp Scrip”の共同執筆者であったコールセンは、執筆の経緯を回顧録³⁴²で次のように述べている。コールセンが“Stamp Scrip”にも多数引用されているヴェルグルに関する記事を書いていたとき、フィッシャーが不況克服について貨幣面での課題に関して書いたものを目にした。貨幣退蔵が社会的な問題であり、スタンプ紙幣がその解決に役立つかもしれないとフィッシャーが考えているのを知ったコールセンは、フィッシャーに電話をかけ、ヴェルグルの出来事に着目するよう伝えた。フィッシャーはコールセンをイエールのOB向けの会館であるイエールクラブに誘って話をし、コールセンはフィッシャーが受け取っていた多くの手紙に返事³⁴³を書く作業を、また、スタンプ紙幣の発行方法等についての一般的なハンドブックの執筆を手伝うことになった。それが“Stamp Scrip”に繋がっていく。

本論文は、市場経済型の地域通貨の社会的役割とメカニズムを経済学の立場から述べてきた。同分野の先行研究は、経済学の立場や、貨幣の機能から論じたものが未だ少ないなか、地域通貨の分類を試み、市場経済型地域通貨を経済学の観点から分析することを主な目的とした。しかし、市場経済型の補完通貨を経済学の立場から評価・検討する視座は、85年以上も前に、フィッシャーによって開拓されていたのである。現代の経済学研究では省みられることが少なかったが、フィッシャーが“Stamp Scrip”で論じた考え方は現代でも有効な視座になりうる。

本論文で述べてきたように、市場経済型の地域通貨は、特に不況期における物価下落、失業と企業の操業停止を是正する手段になりうるものとする。退蔵されない補完通貨を流通させ、消費性向を高めることで取引量を増加させるというメカニズムは、法定通貨のみが流通する単一通貨の制度で実現することは難しく、補完通貨がもつ独自のメリットであるといえる。

現在も「地域通貨（補完通貨）をいかに持続させるか」といった議論がなされることがある。フィッシャーの考える補完通貨システムでは、個々の地域通貨は半永久的な制度ではない。スタンプ紙幣は、景気挺入れのための手段にすぎず、地域通貨が失敗した場合はもちろん、成功した暁にも地域通貨は消滅する。フィッシャーも繰り返し述べているが、物価水準が回復した後にスタンプ紙幣は役目を終える。しかし補完通貨システムというアイデアそのものが社会から消滅するのではなく、不況が生じ、補完通貨が必要になれば、再度発行・流通させればよいのである。

地域通貨はボランティアや各種の社会活動等を、完全に市場経済システムに組み込むた

³⁴² Cohrssen[1991]pp.825-827.

³⁴³ ニューヨーク公立図書館の原稿部門に、約20のファイルボックスが保管されているという。Cohrssen[1991]p.826.

め的手段ではない。地域通貨という方法を使って評価し、やりがい・取組みの動機付け、また実際の活動に要する経費の一部を賄う手段として用いることの社会的な意義も大きい。日本では、そうした貨幣経済の外部と見なされている領域をカバーするものとしてエコマネーがブームとなったこともあるが、人々から理解され、流通し続けたものは少なかった。経済活動以外で使うことを意図したエコマネー以外の地域通貨でも、円を使う場面で気軽に地域通貨を使うということが難しかった。

貨幣は多義的というものの、多くの人々は貨幣を経済的な取引の手段と考えている。交換の媒介物という観点から、地域通貨の意義とメカニズムを理解することが必要である。

また、本論文では、現代の地域通貨にも関係しうる事項として、補完通貨が法定通貨とともに流通したときのスタンプ紙幣・地域通貨の役割や保有動機、減価と負の金利の違い、グレシャムの法則との関係、等々についても検討した。そもそもスタンプは負の金利ではなく、デマレッジ（持越費用）である。スタンプというデマレッジはスタンプ紙幣を使うことに対する公共料金と考えられ、保有者にデマレッジを課すことで、スタンプ紙幣の流通を促進させるのである。スタンプを負担することを負の金利と考える者もいるが、厳密には正しい理解ではない。

本論文は、市場経済型の地域通貨のメカニズムを主たるテーマとして執筆した。主テーマの周辺領域、また、主テーマそのものであるにもかかわらず、調査・検討が不十分なところもある。残された課題については、引き続き、調査研究を行っていくこととしたい。

以上

参考文献

(1) 日本語文献

- ・アグリエッタ, ミシェル (Aglietta, Michel)・オルレアン, アンドレ (Orléan, André) (編)
1991 『貨幣の暴力—金融危機のレギュレーション・アプローチ』(井上泰夫・斉藤日出治訳) 法政大学出版局 (Aglietta, Michel. Orléan, André. “*La violencia de la moneda*” DF: Siglo XXI, 1990)
- 2012 『貨幣主権論』(坂口明義監訳 中野佳裕・中原隆幸訳) 藤原書店 (Aglietta, Michel. Orléan, André. “*La monnaie souveraine*” Odile Jacob, 1998)
- ・浅子和美
2016a 「一石四鳥・五鳥の奇策」『経友』第 194 号、東京大学経友会
2016b 「統計操作と実体経済」『景気とサイクル』第 62 号、景気循環学会
- ・アトム通貨実行委員会 (編)
2015 『アトム通貨で描くコミュニティ・デザイン——人とまちが紡ぐ未来』新評論
- ・新木秀和
2005 「地域通貨で生き延びる」内橋克人・佐野誠編『ラテン・アメリカは警告する「構造改革」日本の未来』(シリーズ「失われた 10 年」を超えて——ラテン・アメリカの教訓 第 1 巻) 新評論
- ・石渡正人
2013 「アトム通貨で描く地域コミュニティ」西部忠編『地域通貨』(福祉+α③) ミネルヴァ書房
- ・池享 (編)
2001 『銭貨——前近代日本の貨幣と国家』青木書店
- ・泉留維
2018 「自治体は地域通貨とどう向き合うのか」『都市問題』2018 年 9 月号 (Vol.109) 後藤・安田記念東京都市研究所
- ・泉留維・中里裕美
2013 「地域通貨は地域社会にどのような繋がりをもたらすのか——地域通貨ピーナッツの事例をもとに」『専修経済学論集』第 47 巻第 3 号、専修大学経済学会
- ・板谷敏彦
2013 『金融の世界史——バブルと戦争と株式市場』新潮社
- ・伊藤誠
2013 「シルヴィオ・ゲゼルと地域通貨の思想と理論」『日本學士院紀要』第 67 巻第 3 号
- ・今村啓爾
2001 『富本銭と謎の銀銭——貨幣誕生の真相』小学館
2015 『日本古代貨幣の創出——無文銀銭・富本銭・和同銭』講談社

- ・今村仁司
1994 『貨幣とは何だろうか』(ちくま新書) 筑摩書房
- ・岩井克人
1998 『貨幣論』(ちくま学芸文庫) 筑摩書房
- ・岩原紳作
2003 『電子決済と法』有斐閣
- ・岩村充
2008 『貨幣の経済学——インフレ、デフレ、そして貨幣の未来』集英社
2010 『貨幣進化論——「成長なき時代」の通貨システム』(新潮選書) 新潮社
- ・ウイリアムズ, ジョナサン (Williams, Jonathan)
1998 『図説 お金の歴史全書』(湯浅赳男訳) 東洋書林 (Williams,D.J. Cribb,J. Errington,E. (eds.) “Money:a history”St. Martin's Press,1997)
- ・上田信
2016 『貨幣の条件 タカラガイの文明史』(筑摩選書) 筑摩書房
- ・歌代哲也
2013 「スイスの WIR における並行通貨(地域通貨)の持続性に関する考察」『大学院年報 経済と環境』第4号、立正大学大学院経済学研究科
2016 「1930年代の欧米各地におけるスタンプ紙幣の法的側面」林康史編『貨幣と通貨の法文化』国際書院
- ・歌代哲也・木下直俊・林康史
2015 「エクアドル・エルサルバドルにおける補完通貨 UDIS の誕生から終焉まで」第19回進化経済学会北海道大会報告論文 <http://www.jafee.org/>
- ・歌代哲也・林康史
2018 「ベネズエラの地域通貨 Panal」『経済学季報』第67巻第4号、立正大学
2019 「アーヴィング・フィッシャーのスタンプ紙幣(補完通貨)の意義」『経済学季報』第68巻第2・3号、立正大学
- ・内山節
1997 『貨幣の思想史——お金について考えた人びと』(新潮選書) 新潮社
- ・大原美範
1968 『ラテン・アメリカの経済』アジア経済研究所
- ・織田竜也
2011 「レッスン5 織田竜也『交換と経済』奥野克巳、花淵馨也編『文化人類学のレッスン 増補版——フィールドからの出発』学陽書房
- ・降旗節雄
1997 『貨幣の謎を解く——価値形態論から現代金融まで市場経済の貨幣論的分析』白順社

- ・加藤敏春
2000 『エコマネーの世界が始まる』講談社
- ・加藤敏春・くりやまエコマネー研究会
2001 『あたたかいお金「エコマネー」——Q&A でわかるエコマネーの使い方』日本教文社
- ・ガルブレイス, ジョン・ケネス (Galbraith, John Kenneth)
1976 『マネー——その歴史と展開』(都留重人訳) TBS・ブリタニカ (Galbraith, John Kenneth.[1975] “*Money: Whence it came, where it went*” Houghton Mifflin, 1975)
- ・カーミン, クレイグ (Karmin, Craig)
2010 『欲望と幻想のドル』(林康史監訳) 日本経済新聞出版社 (Karmin, Craig “*Biography of the Dollar: How the Mighty Buck Conquered the World and Why It’s Under Siege*” Crown Business, 2008)
- ・春日淳一
2003 『貨幣論のルーマン——<社会の経済>講義』勁草書房
- ・加藤敏春
2000 『エコマネーの世界が始まる』講談社
- ・加藤敏春(編)・くりやまエコマネー研究会
2001 『あたたかいお金「エコマネー」——Q&A でわかるエコマネーの使い方』日本教文社
- ・川田順造(編)
2001 『文化としての経済』(シリーズ国際交流) 国際文化交流推進協会
- ・河邑厚徳・グループ現代
2002 『エンデの遺言——根源からお金を問うこと』日本放送出版協会
- ・木下直俊
2013 「エクアドル: コレア政権の経済・社会政策——『市民革命』の成果と課題」『ラテンアメリカレポート』Vol.30 No.1、アジア経済研究所
2014 「電子マネーを自国通貨にするエクアドル」『週刊エコノミスト』第92巻第46号通巻4368号(2014年10月28日号) 毎日新聞社
2015 「ドル化国エクアドルにおける電子マネー導入の背景と展望」『金融』第816号(2015年3月号)、全国銀行協会
2016 「エクアドルの通貨制度——ドル化政策の社会的・制度的要因」林康史編『貨幣と通貨の法文化』国際書院
- ・木下直俊・林康史
2014 「ドル化政策国における地域通貨UDISの活用状況——経済的メリットに加えて、地域住民の連帯意識の醸成にも寄与」『金融財政事情』Vol.65 No.14(2014年4月7日号)、金融財政事情研究会

- 2013 「“ドル化”国の中央銀行の役割と政策」『金融』第 800 号（2013 年 11 月号）、全国銀行協会
- ・ 君塚正臣

2010 「日本銀行の憲法学——『国家の通貨発行権』の批判的検討」『横浜国際経済法学』第 18 巻第 3 号、横浜国立大学
 - ・ 栗田健一

2006 「C.H.ダグラスの草案スキーム再考——中央政府と分権的生産者銀行による協調的融資の意義と問題点」『経済学研究』第 56 巻第 1 号、北海道大学
 - ・ 栗本慎一郎

1979 『経済人類学』東洋経済新報社

1980 『幻想としての経済』青土社

1981a 『法・社会・習俗——法社会学序説』同文館出版

1981b 『パンツをはいたサル——人間は、どういう生物か』（カッパ・サイエンス）光文社

1995 『経済人類学を学ぶ』（有斐閣選書）有斐閣
 - ・ グレーバー, デヴィッド (Graeber, David)

2016 『負債論——貨幣と暴力の 5000 年』（酒井隆史監訳 高祖岩三郎・佐々木夏子訳）以文社
 - ・ グレゴ Jr, トーマス (Greco Jr, Thomas)

2013 「法定通貨への代替案を理解し創造する」西部忠編『地域通貨』（福祉+α③）ミネルヴァ書房
 - ・ 黒田明伸

2014 『貨幣システムの世界史——〈非対称性〉をよむ』（世界歴史選書、増補版）岩波書店
 - ・ ケインズ, ジョン・メイナード (Keynes, J.M.)

1969 『説得評論集』（救仁郷繁訳）ペリかん社 (Keynes, J.M. “*Essays in Persuasion*” Macmillan, 1931)

1971 「貨幣改革論」（中内恒夫訳）宮崎義一・伊藤光晴編『世界の名著 57』中央公論新社 (Keynes, J.M. “*A Tract on Monetary Reform*” 1923. Volume IV, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Managing Editors EAG Robinson and D. Moggridge, London: Macmillan, 1973)

1979 『貨幣論 I 貨幣の純粹理論』（第 5 巻：小泉明・長澤惟恭訳）東洋経済新報社 (Keynes, J.M. “*A treatise on money: in 2 volumes*” Macmillan & Company, 1930)

1980 『貨幣論 II 貨幣の応用理論』（第 6 巻：長澤惟恭訳）東洋経済新報社 (Keynes, J.M. “*A treatise on money: in 2 volumes*” Macmillan & Company, 1930)
 - ・ 国立歴史民俗博物館（編）

- 1998 『お金の不思議 歴博フォーラム お金の不思議——貨幣の歴史学』山川出版社
- ・ゴドリエ, モーリス (Godelier, Maurice)
 - 1980 『経済人類学序説』(ブリタニカ叢書) (今村仁司訳) 日本ブリタニカ
 - ・小林利郎
 - 1973 「金融・財政」『地域研究講座 現代の世界 ラテン・アメリカ』(第2版)ダイヤモンド社
 - 小林彌六
 - 1993 『新ユートピア経済学——友愛(フィリア) 世界への道標』たま出版
 - ・嵯峨生馬
 - 2004 『地域通貨』(生活人新書) 日本放送出版協会
 - ・坂本龍一・河邑厚徳(編)
 - 2002 『エンデの警鐘「地域通貨の希望と銀行の未来」』日本放送出版協会
 - ・佐藤美由紀(監修) 岡部史信・アルベルト松本(訳)
 - 2007 「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法——和訳」
 - ・佐野誠
 - 2003 「地域通貨は万能薬か(フォーラム)」『ラテンアメリカレポート』第20巻第1号、日本貿易振興機構アジア経済研究所
 - ・鹿野嘉昭
 - 2011 『藩札の経済学』東洋経済新報社
 - ・シュヴァルツ, フリッツ (Schwarz, Fritz)
 - 1998 「ヴェルグルの実験(1)」(研究会訳)『自由経済研究』第12号、ぱる出版 (Schwarz, Fritz. "Das Experiment von Wörgl: Ein Weg aus der Wirtschaftskrise" 1951)
 - 1998 「ヴェルグルの実験(2)」(研究会訳)『自由経済研究』第13号、ぱる出版 (Schwarz, Fritz. "Das Experiment von Wörgl: Ein Weg aus der Wirtschaftskrise" 1951)
 - 1999 「ヴェルグルの実験(3)」(研究会訳)『自由経済研究』第14号、ぱる出版 (Schwarz, Fritz. "Das Experiment von Wörgl: Ein Weg aus der Wirtschaftskrise" 1951)
 - 2000 「ヴェルグルの実験(4)」(研究会訳)『自由経済研究』第16号、ぱる出版 (Schwarz, Fritz. "Das Experiment von Wörgl: Ein Weg aus der Wirtschaftskrise" 1951)
 - ・シュテュツ, エミール (Stutz, Emil)
 - 1984 「WIR 経済協同組合の輪——歴史的回顧」(森野栄一訳) (Stutz, Emil. "Le Cercle conomique-SocietÉ CoopÉrative WIR - Une Retrospective Historique" WIR, 1984)
 - ・丈島崇
 - 2010 「地域通貨の2つの意義に対する歴史的アプローチ」『関西学院経済学研究』第41号、関西学院大学
 - 2011 「地域通貨の継続性に関する考察——『げんき』の事例を中心に」『関西学院経済学研究』第42号、関西学院大学

- ジンメル, ゲオルグ (Simmel,Georg)
 - 1968 『社会的分化論』(尾高邦雄編) 中央公論社 (Simmel,Georg.“*Über sociale Differenzierung: Sociologische und Psychologische Untersuchungen*” Duncker & Humblot, 1890)
 - 1999 『貨幣の哲学』(居安正訳) 白水社 (Simmel,Georg. “*Philosophie des Geldes*” Duncker & Humblot,1900)
 - 1999 「近代文化における貨幣」『ジンメル・コレクション』(北川東子・鈴木直訳)(ちくま学芸文庫) 筑摩書房
- セガール, カビール (Sehgal,Kabir)
 - 2016 『貨幣の「新」世界史——ハンムラビ法典からビットコインまで』(小坂恵理訳) 早川書房 (Sehgal,K.“*Coined: The rich life of money and how its history has shaped us*”Hachette,2015)
- 高木久史
 - 2016 『通貨の日本史——無文銀錢、富本錢から電子マネーまで』(中公新書 2389) 中央公論新社
- ダウスウェイト, リチャード (Douthwaite,Richard)
 - 2001 『貨幣の生態学——単一通貨制度の幻想を超えて』(馬頭忠治・塚田幸三) 北斗出版 (Douthwaite,R.J.“*The ecology of money*”Schumacher Briefings,1999)
- 田中哲二
 - 1984 『お金の履歴書 (ミニ博物館)』 東洋経済新報社
- 東野治之
 - 1997 『貨幣の日本史』(朝日選書) 朝日新聞社
- 友杉孝
 - 1984 「貨幣の象徴性について」青木保編『象徴人類学 現代の人類学 〈4〉』至文堂
- 西部忠
 - 2001 「地域通貨と LETS」『C Magazine』ソフトバンククリエイティブ
 - 2002 『地域通貨を知ろう』(岩波ブックレット) 岩波書店
 - 2011 『資本主義はどこへ向かうのか——内部化する市場と自由投資主義』NHK 出版
 - 2014 『貨幣という謎——金と日銀券とビットコイン』(NHK 出版新書) NHK 出版
 - 2015 「地域通貨の分化——グローバル化・脱工業化する資本主義の下での先進国と途上国の地域通貨の課題と特性の違い」第 19 回進化経済学会北海道大会報告論文 <http://www.jafee.org/>
 - 2018 「北海道仮想地域通貨——自律分散的な地域経済社会を目指して」『地域経済経営ネットワーク研究センター年報』第 7 号、北海道大学
- 西部忠編
 - 2013 「Ihaca Houea:資料編 地域通貨の理論と実践を理解するために」西部忠編『地域

- 通貨』（福祉+α③）ミネルヴァ書房
- 2018 『地域通貨によるコミュニティ・ドック』専修大学出版局
- ・西部忠・草郷孝好他
- 2005 『苫前町地域通貨流通実験に関する報告書』北海道商工会連合会
- ・西部忠・三上真寛
- 2012 「電子地域通貨のメディア・デザインとコミュニティ・ドックへの活用可能性——ゲーミング・シミュレーションによる検討」 *Discussion Paper, Series B103*、北海道大学
- ・西部忠・橋本敬・小林重人・栗田健一・宮崎義久・廣田裕之
- 2012 「ブラジル・パルマス銀行調査報告書」 *Discussion Paper, Series B, 104*、北海道大学
- ・西向嘉昭
- 1973 「インフレーション」『地域研究講座 現代の世界 ラテン・アメリカ』（第2版）ダイヤモンド社
- ・中島真志
- 2017 『アフタービットコイン——仮想通貨とブロックチェーンの次なる覇者』新潮社
- ・中村勝
- 1980 『市場の語る日本の歴史』（そしえて文庫〈23〉）アイノア
- ・日本銀行
- 1999 「公法的観点からみた日本銀行の業務の法的性格と運営のあり方」（公法的観点からみた中央銀行についての研究会）『金融研究』第18巻5号、日本銀行金融研究所
- ・日本銀行金融研究所・中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会
- 2004 「『中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会』報告書」『金融研究』第23巻、日本銀行金融研究所
- ・日本経済新聞社（編）
- 2004 『マネーの経済学』（日経文庫）日本経済新聞社
- ・永田翼・林康史
- 2018 「ウルグアイ、エクアドル——法定デジタル通貨の試験導入相次ぐ」『週刊エコノミスト』第96巻第9号 通巻4540号（2018年3月6日号）毎日新聞出版
- ・ハイエク, フリードリヒ・アウグスト・フォン (Hayek, Friedrich August von.)
- 1988 『貨幣発行自由化論』（川口慎二訳）東洋経済新報社
- 2012 「貨幣の脱国営化論——共存通貨の理論と実践の分析」（西部忠訳）『貨幣論集<ハイエク全集>II-2』（池田幸弘・西部忠訳）春秋社（以上2冊：Hayek, F.A. "Denationalization of Money--The Argument Refined: An Analysis of the Theory and Practice of Concurrent Currencies" Institute for Economic Affairs, 1976）
- ・バカン, ジェイムズ (Buchan, James)

- 2000 『マネーの意味論』(篠原勝訳) 青土社 (Buchan,J.“*Frozen desire: The meaning of money*”
Straus and Giroux,1997)
- ・ 端信行

1986 『文化としての経済——文化人類学からの接近』ダイヤモンド社
 - ・ 橋本毅彦・栗山茂久

2001 『遅刻の誕生——近代日本における時間意識の形成』三元社
 - ・ 林康史

1991 『円・ドル相場の変動を読む』東洋経済新報社

2016a 「貨幣・通貨の法文化の諸相」林康史編『貨幣と通貨の法文化』国際書院

2016b 「貨幣とは何か——私的／非政府のコミュニティにおける“お金”」林康史編『貨幣と通貨の法文化』国際書院
 - ・ 林康史・歌代哲也・木下直俊

2015 「エクアドル・エルサルバドルの補完通貨 UDIS」『経済学季報』第 64 巻第 2・3 号、
立正大学
 - ・ 林康史・木下直俊

2012 「エクアドルのドル化政策——現状と今後の課題」『経済学季報』61 巻第 3・4 号、
立正大学

2012 「通貨の実験 ドルを自国通貨にしたエクアドルの苦悩」『週刊エコノミスト』第
90 巻第 46 号 (通巻 4254 号)、毎日新聞社

2014 「“ドル化” 政策実施国における金融政策——エクアドル・エルサルバドル・パナ
マの事例」『経済学季報』第 64 巻第 1 号、立正大学
 - ・ 林康史・刘振楠

2015 「グラミン銀行とマイクロファイナンスのコンセプト——奨学金制度のビジョン再
検討のために」『経済学季報』第 64 巻 4 号、立正大学
 - ・ ハロッド, ロイ (Harrod,Roy Forbes)

1974 『貨幣——歴史・理論・政策』(塩野谷九十九訳) 東洋経済新報社
(Harrod,R.F.“*Money*”Macmillan,1969)
 - ・ 檜垣紀雄

1998 「藩札の果たした役割と問題点」『金融研究』第 8 巻第 1 号、日本銀行金融研究所
 - ・ ヒックス, ジョン・リチャード (Hicks,John Richard)

1970 『経済史の理論』(新保博訳) 日本経済新聞社 (Hicks,J.R.“*A theory of economic
history*”OUP Catalogue,1969)

1972 『貨幣理論』(江沢太一・鬼木甫訳) 東洋経済新報社 (Hicks,J.R.“*Critical essays in
monetary theory*”Oxford University Press,1967)

1989 『貨幣と市場経済』(花輪俊哉、小川英治訳) 東洋経済新報社 (Hicks,J.R.“*A market
theory of money*”Oxford University Press,1989)

- ・ 廣田裕之
2011 『地域通貨入門——持続可能な社会を目指して』 アルテ
- ・ 平山朝治
2009 『貨幣と市民社会の起源』（平山朝治著作集第3巻）中央経済社
- ・ 廣田裕之
2009 「補完通貨と地域の再生——南米諸国の例から学ぶ」『安心社会を創る——ラテン・アメリカ市民社会の挑戦に学ぶ』新評論
- ・ フーバー, ジョセフ (Huber, Joseph) ・ ロバートソン, ジェームズ (Robertson, James)
2001 『新しい貨幣の創造——市民のための金融改革』（石見尚・高安健一訳）日本経済評論社 (Huber, J. Robertson, J. "Creating new money: a monetary reform for the information age" New Economics Foundation, 2000)
- ・ ファーガソン, ニール (Ferguson, Niall)
2015 『マネーの進化史』（ハヤカワ・ノンフィクション文庫）（仙名紀訳）早川書房 (Ferguson, N. "The ascent of money: A financial history of the world" Penguin, 2008)
- ・ 藤森三男
1983 「日本企業のもつ長期的思考と柔軟性」『三田商学研究』第25巻第6号、慶応義塾大学
- ・ フリードマン, ミルトン (Friedman, Milton)
1993 『貨幣の悪戯』（斎藤精一郎訳）三田出版会 (Friedman, M. "Money mischief: Episodes in monetary history" HMH, 1994)
- ・ ポランニー, カール (Polányi, Károly)
2003 『経済の文明史』（ちくま学芸文庫）（玉野井芳郎・石井溥翻訳・長尾史郎・平野健一郎・木畑洋一・吉沢英成訳）筑摩書房
2004 『経済と文明』（ちくま学芸文庫）（栗本慎一郎・端信行訳）筑摩書房 (Polányi, Károly. "Dahomey and the slave trade: an analysis of an archaic economy" 1969.)
2009 『新訳 大転換』（野口建彦・栖原学訳）東洋経済新報社 (Polányi, Károly. "The Great Transformation" Farrar & Rinehart, 1944.)
- ・ マーティン, フェリックス (Martin, Felix)
2014 『21世紀の貨幣論』（遠藤真美訳）東洋経済新報社 (Martin, Felix. "Money: The unauthorised biography" Random House, 2014.)
- ・ マイヤーフォッフアー, ルカス (Maierhofer, Lucas)
1985 「WIR 経済リングの経済分析」（森野栄一訳）(Meierhofer, Lukas. "Volkswirtschaftliche Analyse des WIR-Wirtschaftsrings" Wirtschaftsring-Genossenschaft, 1985)
- ・ マリノフスキ, ブロニスワフ・カスペル (Malinowski, Bronisław Kasper)
2010 『西太平洋の遠洋航海者』（講談社学術文庫）（増田義郎訳）講談社

(Malinowsky,B.“Argonauts of the western pacific:An Account of Native Enterprise and Adventure in the Archipelagoes of Melanesian New Guinea”George Routledge & Sons.1922.)

- 三上隆三
1998 『貨幣の誕生——皇朝錢の博物誌』(朝日選書) 朝日新聞社
- モース, マルセル (Mauss,Marcel)
2014 『贈与論 他二篇』(岩波文庫)(森山工訳) 岩波書店 (Mauss,Marcel.“Une forme ancienne de contrat chez les Thraces”*Revue d'études grecques* 34,1921)
- 本山美彦
1993 『ノミスマ(貨幣)——社会制御の思想』(現代社会経済論講義) 三嶺書房
- 森元孝
2007 『貨幣の社会学——経済社会学への招待』 東信堂
- 宮本又郎・鹿野嘉昭
1999 「徳川幣制の成立と東アジア国際関係」『国民経済雑誌』第179巻第3号、神戸大学
- 安富歩
2000 『貨幣の複雑性——生成と崩壊の理論』 創文社
- 山口和雄
1979 『貨幣の語る日本の歴史』(そしえて文庫(6)) アイノア
- 楊枝嗣朗
2012 『歴史の中の貨幣』 文眞堂
- 吉沢英成
1994 『貨幣と象徴——経済社会の原型を求めて』 筑摩書房
- 吉地望
2008 「法定通貨と換金可能な紙券型地域通貨の経済効果——ランダムネットワークシミュレーションによる」『経済学研究』第58巻第3号、北海道大学
- リエター, ベルナルド (Lietaer,Bernard)
2000 『マネー崩壊——新しいコミュニティ通貨の誕生』(小林一紀・福元初男訳) 日本経済評論社 (Lietaer,Bernard A.“*Das Geld der Zukunft*”Riemann Verlag,2000)
2001 『マネー——なぜ人はおカネに魅入られるのか』(堤大介訳) ダイヤモンド社 (Lietaer,Bernard A.“*Mysterium Geld. Emotionale Bedeutung und Wirkungsweise eines Tabus*”Riemann I.Bertelsmann Vlg,2000)
2013 「コミュニティとバイオリージョナルな通貨——二一世紀における地域再生のための重要な道具」西部忠編『地域通貨』(福祉+α③) ミネルヴァ書房
- リントン, マイケル (Linton,Michael)
2013 『『平らな』お金と『丸い』お金』西部忠編『地域通貨』(福祉+α③) ミネルヴァ

書房

- 宮崎義久
 - 2009 「1930年代アメリカのスクリップの再検討」 *Discussion Paper, Series B*, 80、北海道大学
 - 2010a 「大恐慌期の米国のスタンプ・スクリップの再検討」、進化経済学会第14回全国大会報告論文
 - 2010b 「1930年代アメリカにおけるスクリップの歴史——現代の地域通貨への視座」『ロバート・オウエン協会年報』、第34号
- 宮崎正勝
 - 2009 『知っておきたい「お金」の世界史』（角川ソフィア文庫）角川学芸出版

(2) 外国語文献

- Kuroda, A.
 - 2007 “The Maria Theresa dollar in the early twentieth-century Red Sea region: a complementary interface between multiple markets” *Financial History Review*, Vol.14 No.1.
 - 2008 “What is the complementarity among monies? An introductory note” *Financial History Review*, Vol.15 No.1.
- Anielski, M.
 - 2004 “The JAK Members Bank Sweden: An Assessment of Sweden’s No-Interest Bank” Vancity Capital Corp.
- Ardon, R.A.C. Andres, O.E.M. Sánchez, L.I.Z.
 - 2011 “Las monedas complementarias UDIS y trans como dinamizadora del crédito y de la actividad empresarial en El Salvador 2007-2010” Universidad de El Salvador.
- Blanc, J.
 - 2009 “Beyond the competition approach to money: a conceptual framework applied to the Early modern France” In *XVth World Economic History Congress*. Hal-shs.
 - 2011 “Community, complementary and local currencies’ types and generations” *International Journal of Community Currency Research* Vol.15.
- Blanc, J. Fare, M.
 - 2011 “Le rôle des pouvoirs publics dans le déploiement de monnaies sociales” *Territoires (Adels)*, 515.
 - 2013 “Understanding the role of governments and administrations in the implementation of community and complementary currencies” *Annals of Public and Cooperative Economics*,

84 (1) . pp.63-81, CIRIEC (International Centre of Research and Information on the Public, Social and Cooperative Economy) .

- Brenes,E.
 - 2011 "Complementary currencies for sustainable local economies in Central America" *International Journal of Community Currency Research* Vol.15.
 - 2009 "Beyond the competition approach to money: a conceptual framework applied to the Early modern France" *XVth World Economic History Congress*.
- Cohn, Hans.
 - 1933a "Mayor Unterguggenberger's Plan" *The outlook*, March 1933.
 - 1933b "Fragile Money" *The outlook*, September 1933.
 - 1980 "Der schwarze Dienstag:Erinnerungen an den Börsenkrach von 1929" *Seminar für freiheitliche Ordnung*.
 - 1990 "Working for Irving Fisher" *Cato J.* 10 : 825.
- Dittmer, K.
 - 2011 "Communal Currencies In Venezuela" *International Journal of Community Currency Research*, Vol. 15.
- Elvins,S.
 - 2005 "Scrip Money and Slump Cures : Iowa'Experiments With Alternative Currency During the Great Depression", *The Annals of Iowa*, Vol.64, No.3.
 - 2012 "Selling scrip to America: ideology, self-help and the experiments of the Great Depression" *International Journal of Community Currency Research* ,Vol.16.
- Estrada,R.B. Chávez,K.B.E. Hernández,E.G. Reyes,E.A.T.
 - 2012 "*Evaluación de la moneda alternativa como un medio que posibilita la economía solidaria: caso estudio suchitoto*" Universidad Centroamericana José Simeón Cañas.
- Fare, M. De Freitas, C. Meyer,C.
 - 2015 "Territorial development and Community currencies: symbolic meanings in Brazilian Community development banks" *International Journal of Community Currency Research*,No.19.
- Fisher,I.
 - 1912 "*The Purchasing Power of Money : Its Determination and Relation to Credit Interest and Crises*", Macmillan. (editions The Online Library of Liberty 2011)
 - 1932 "*Booms and depressions*"Adelphi.
 - 1933 "*Stamp Scrip*", Adelphi Company.
- Feuz (Zeitschriften-Reihe)
 - 1933 "Geld und Arbeit" ,Nr.4.
- Gatch,L.

- 2012 “Tax Anticipation Scrip as a Form of Local Currency in the USA during the 1930s”
International Journal of Community Currency, 2012.
- Gesell, Silvio.
 - 1916 *Natürliche Wirtschaftsordnung durch Freiland und Freigeld*, (edition;1949, Herausgeber: Karl Walker) <http://userpage.fu-berlin.de/~roehrigw/gesell/nwo/> ([2003]『自然的経済秩序』(岩田憲明・廣田裕之訳)
(<http://userpage.fu-berlin.de/~roehrigw/Hirota/Natuerliche-Wirtschaftsordnung-Japanisch.pdf>) ・ [2007]『自由地と自由貨幣による自然的経済秩序』(相田慎一訳) ぱる出版 ・ [2018]自然的経済秩序〈1〉〈2〉(山田明紀訳) アルテ)
 - Godschalk, H.
 - 2011 “Why Demurrage? ” *Primer coloquio Internacional Trilingue sobre Monedas Sociales y Complementarias*.
 - Gómez, G.
 - 2012 “Sustainability of the Argentine Complementary Currency Systems: four governance systems” *International Journal of Community Currency Research*, Vol.16.
 - Jacob, J. Brinkerhoff, M. Jovic, E. Wheatley, G.
 - 2004 “HOUR Town Paul Glover and the Genesis and Evolution of Ithaca HOURS”. *International Journal of Community Currency Research*, Vol.8.
 - Jevons, W.S.
 - 1875 “*Money and the Mechanism of Exchange*” D. Appleton and Co. (editions The Online Library of Liberty 2010)
 - Keynes, J.M.
 - 1936 *The general theory of employment, investment, and money*. Macmillan. (ケインズ, ジョン・メイナード [1995]『雇用・利子および貨幣の一般理論』(塩野谷佑一訳) 東洋経済新報社)
 - Lietaer, B.
 - 1999 “The Mystery of Money” *Beyond Greed and Scarcity. Rokopis, četrti osnutek*.
 - 2001 “*The future of money*.” Random House.
 - Linton, M. Soutar, A.
 - 1994 “*The LETS system design manual*. Courtenay, CA: Landsman Community”
(<http://archive.lets.net/gmlet/design/home.html>) .
 - Littera, Giuseppe, et al.
 - 2014 “*From an idea to a scalable working model: merging economic benefits with social values in Sardex*” LSE Research Online.
 - Menger, Karl.

- 1892 "On the Origin of Money" *The Economic Journal*, Vol. 2, No. 6.
- Mundell, Robert A.
1961 "A theory of optimum currency areas" *The American Economic Review* Vol. 51 No.4 .
 - Naqvi, M. Southgate, J.
2013 "Banknotes, local currencies and central bank objectives" *Bank of England Quarterly Bulletin*, Q4.
 - Nieuwenhuis, G.N.
1983 "*Siouxland, a history of Sioux County*" Pluim Pub.
 - Onken, W.
1986 "Ein vergessenes Kapitel der Wirtschaftsgeschichte-Schwanenkirchen, Wögl und andere Freigeldexperimente", *zeitschrift für sozialökonomie*, Vol.57/58, 1983, (translated Lines, R. "A Forgotten Chapter out of Economic History, Schwanenkirchen, Wögl and other "Freigeld" experiments") .
 - Orzi, Ricardo.
2015 "French complementary currency systems: exploring contributions to promote social currency in Argentina" *International Journal of Community Currency Research*, No.19.
 - Pearson, R.
2003 "Argentina's Barter Network: New Currency for New Times?" *Bulletin of Latin American Research*, Vol. 22 No. 2.
 - Primavera, H
2010 "Política social, imaginación y coraje: reflexiones sobre la moneda social" *Journal of Labor and Society*, Volume 13, Issue 1.
 - Rogoff, Kenneth S.
2017 *The Curse of Cash: How Large-Denomination Bills Aid Crime and Tax Evasion and Constrain Monetary Policy*. Princeton University Press. (ロゴフ, ケネス・S.[2017] 『現金の呪い——紙幣をいつ廃止するか?』(村井章子訳) 日経 BP 社)
 - Rösl, G.
2006 "*Regional currencies in Germany-local competition for the Euro?*" Diskussionspapier Reihe 1: Volkswirtschaftliche Studien Nr. 43/2006, Deutsche Bundesbank Eurosystem. Deutsche Bundesbank.
 - Rothbard, Murray N.
2010 "Sir Thomas Smith : Mercantilist for Sound Money" Mises Institute Website (<https://mises.org/library/sir-thomas-smith-mercantilist-sound-money>) .
 - Seyfang, G.
2002 "Tackling social exclusion with community currencies: learning from LETS to Time Banks" . *International Journal of Community Currency Research* ,Vol.6.

- 2009 “Low-carbon currencies: The potential of time banking and local money systems for community carbon-reduction.”CSERGE Working Paper EDM 09-04.
- Seyfang,G. Longhurst,N.
2013 “Growing green money? Mapping community currencies for sustainable” development,*Ecological Economics* 86.
 - Stutz,Emil.
1984 “Le Cercle Économique-Société Coopérative WIR - Une Retrospective Historique” WIR. (『WIR 経済協同組合の輪-歴史的回顧』(森野栄一訳))
 - Stodder,J.
2009 “Complementary Credit Networks and Macro-Economic Stability : Switzerland” *Wirtschaftsring,Journal of Economic Behavior and Organization*,No.72.
 - Studer,Tobias.
2006 “WIR in Unserer Volkswirtschaft. ”WIR.1998.translated Beard, P.H. WIR and the Swiss National Economy.Rohnert Park : , Sonoma State University, Available as e-book.
 - Warner, J.
2005 “Charles Zylstra and Stamped Scrip ; How a Dutch immigrant sought a solution to the Great Depression” , AADAS (Association for the Advancement of Dutch-American Studies)
2010 “Stamp Scrip in the Great Depression : Lessons for Community Currency for Today? ”, *International Journal of Community Currency Research*,216 No.14.
2012 “Iowa Stamp Scrip : Economic Experimentation in Iowa Communities during the Great Depression” , *The Annals of Iowa*, Vol.71, No.1.

(3) URL

- IMF World Economic Outlook October 2017 Database
(<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/02/weodata/index.aspx>)
- 2018 年 1 月 閲覧
- アトム通貨ホームページ
(<http://www.atom-community.jp/about/byelaw-report.html>) 2013 年 11 月 閲覧
- About the USA (在日本米国大使館) ホームページ
(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/>) 2015 年 9 月 閲覧
- Aporrea
(<https://www.aporrea.org/economia/a257146.html>) 2018 年 1 月 閲覧
- Alexis Vive
(<http://fundacionalexisvive2021.blogspot.jp/>) 2017 年 12 月 閲覧

- ・ 老岐市商工会ホームページ
 (<http://www.shokokai.or.jp/42/4221010061/>) 2016 年 4 月閲覧
- ・ イサカアワーホームページ
 (<http://www.paulglover.org/>) 2015 年 8 月閲覧
- ・ The Ithaca Voice
 (<http://ithacavoices.com/2015/08/new-money-for-ithaca-sounds-far-out-can-it-work-anyway/>)
 2015 年 9 月閲覧
- ・ イングランド銀行ホームページ
 (<http://www.bankofengland.co.uk/banknotes/Pages/localcurrencies/default.aspx>) 2015 年 9 月
 閲覧
- ・ NPO グリーنزホームページ
 (<http://wataden.org/feature/ithaca01/>) 2015 年 9 月閲覧
- ・ NPO ボランティア労力ネットワークホームページ
 (<http://v-rounet.sakura.ne.jp/index.html>) 2016 年 8 月閲覧
- ・ ABC Internacional
 (http://www.abc.es/internacional/abci-criptomoneda-maduro-ilegal-201801020124_noticia.html) 2018 年 1 月閲覧
- ・ 国連貿易開発会議
 (<http://unctad.org/en/Pages/statistics.aspx>) 2018 年 1 月閲覧
- ・ Coastal Marin Fund ホームページ
 (<http://www.coastalmarinfund.org/>) 2015 年 9 月閲覧
- ・ communitycurrencieslaw ホームページ
 (<http://www.communitycurrencieslaw.org/currency-laws/>) 2015 年 9 月閲覧
- ・ Comuna El Panal 2021 ツイッター@Alexisvive2021
 (<https://twitter.com/alexisvive2021>) 2017 年 12 月閲覧
- ・ サルデックスホームページ
 (<http://www.sardex.net/>) 2016 年 9 月閲覧
- ・ 産経ニュース
 (<http://www.sankei.com/economy/news/180106/ecn1801060017-n1.html>) 2018 年 1 月閲覧
- ・ 首相官邸ホームページ
 金融庁「回答」
 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030326/teiankaitou.html>) 2013 年 11 月
 閲覧
 財務省「地域再生（非予算）」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yaritori5.html>)
 2013 年 11 月閲覧
 財務省「回答」

- (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030326/teiankaitou.html>) 2013 年 11 月
閲覧
- 財務省「回答」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kouhyou/021022/kaitouindex.html>)
2013 年 11 月閲覧
- C3-Uruguay ホームページ
(<http://www.c3uruguay.com.uy/>) 2016 年 11 月閲覧
 - しま共通地域通貨発行委員会ホームページ
(<http://www.shimatoku.com/>) 2016 年 9 月閲覧
 - JAK Danmark ホームページ
(<http://www.jak.dk/jak-historie/>) 2015 年 8 月閲覧
 - JAK Medlemsbank ホームページ
(<https://www.jak.se/jakexplained>) 2015 年 9 月閲覧
 - STRO-CA ホームページ
(<http://www.stro-ca.org/>) 2015 年 1 月閲覧
 - TimeBanks USA ホームページ
(<http://timebanks.org/>) 2016 年 8 月閲覧
 - Timebanking UK ホームページ
(<http://www.timebanking.org/>) 2016 年 8 月閲覧
 - Time Warner Cable News
(<http://www.twcnews.com/nys/central-ny/news/2015/07/29/ithacash-rolling-out-new-alternative-currency.html>) 2015 年 9 月閲覧
 - Dolartoday
(<https://dolartoday.com/indicadores/>) 2018 年 1 月閲覧
 - 長崎県庁ホームページ
(<https://www.pref.nagasaki.jp/>) 2016 年 9 月閲覧
 - 長崎新聞
(<http://www.nagasaki-np.co.jp/news/kennaitopix/2016/03/02091905047121.shtml>) 2016 年 9
月閲覧
 - ベネズエラ中央銀行
(<http://www.bcv.org.ve/c3/legislacion.asp>) 2018 年 1 月閲覧
 - ベルギー国立銀行貨幣博物館ホームページ
(<http://www.nbbmuseum.be/en/2012/04/all-about-lets.htm>) 2016 年 9 月閲覧
 - Prosperity ホームページ
(<http://prosperityuk.com/2003/09/david-j-weston-money-reform-activist-in-britain-and-canada/>)
2016 年 9 月閲覧
 - 毎日新聞

(<https://mainichi.jp/articles/20170615/ddm/007/030/132000c>) 2018 年 1 月 閲覽

• Minci

(<http://minci.gob.ve/2017/12/Panal-la-nueva-moneda-comunal-nacida-23-enero/>) 2017 年 12 月 閲覽

• MintPress News

(<http://www.mintpressnews.com/venezuelas-communes-play-key-role-incountering-economic-crisis/234892/>) 2017 年 12 月 閲覽

• Monedas de Venezuela

(<http://www.monedasdevenezuela.net/monedas-sociales/>) 2018 年 1 月 閲覽

(<http://www.monedasdevenezuela.net/articulos/el-trueque-y-las-monedascomunales/>)

2018 年 1 月 閲覽

• Runrunes

(<http://runrun.es/la-economia/334470/las-noticias-economicas-mas-importantes-de-hoy-15dic.html>) 2017 年 12 月 閲覽

• Red Xüchit Tutut のホームページ

(<http://redsuchitoto.com/>) 2012 年 9 月 閲覽

• ロイター

(<https://www.reuters.com/article/us-venezuela-economy/venezuelan-community-group-launches-currency-to-combat-cash-shortage-idUSKBN1E92RG>) 2017 年 12 月 閲覽

• Reportero24

(<http://www.reportero24.com/2016/10/09/paramilitares-los-negocios-capitalistas-del-colectivo-alexis-vive/>) 2017 年 12 月 閲覽

謝辞

本論文を執筆し初めてから完成まで 6 年を要しました。その間、多くの先生方からご指導を賜ることができました。

本論文の執筆にあたり、懇切丁寧にご指導を賜りました立正大学大学院経済学研究科教授林康史先生に心よりお礼申し上げます。執筆内容の大幅に変更し、当初予定の年限から大幅に超過しながらも、長期に渡り忍耐強くご指導をいただきましたこと大変感謝いたしております。また、指導教員としての立場のみならず、公私に渡り非常に多くの叱咤激励とご配慮を頂戴することができました。本論文は、林康史先生の熱意と情熱なくしては、完成させることができませんでした。ご厚遇に深謝いたします。

立正大学大学院経済学研究科教授浅子和美先生、立正大学大学院経済学研究科教授王在喆先生には、大変有益なご指摘、ご指導を賜りました。浅子和美先生・王在喆先生には、完成までの長期に渡りご指導とご教授を頂きましたことに深く感謝し、ここにお礼申し上げます。

公益財団法人国際金融情報センター中南米部研究員・東海大学文学部非常勤講師木下直俊先生には、特に中南米の地域通貨実施についてご教授を賜り、また、論文全体について適切なコメントを幾度も頂戴することができましたことに深く感謝し、ここにお礼申し上げます。

地域通貨研究では専修大学経済学部教授西部忠先生から、貴重なコメント、ご指摘を一層ならず頂戴することができました。ここにお礼申し上げます。

一橋大学経営管理研究科第 15 回金融研究会、神戸大学第 567 回金融研究会で、本論文の一部につき報告する機会を頂戴いたしました。その際にご参加頂いた先生方から、貴重なコメント・ご指摘を多く頂戴することができました。ここにお礼申し上げます。

立正大学大学院経済学研究科院生の皆様、経済学部林康史ゼミナールの皆様から、論文の試読・校正の労を賜ることができました。とくに経済学研究科修士課程篠本沙希さんには論文執筆段階から何度も試読・校正を引き受けて頂きました。ここにお礼申し上げます。また、立正大学経済学部（卒）橋本彩乃さんからは多くのコメントを頂戴することができましたことにつき、お礼申し上げます。

本論文の一部として、林・歌代・木下[2015]をもとに本論文第 4 章第 5 節への再掲載を了承していただいた林康史、木下直俊両先生に対し、また、歌代・林[2019]をもとに本論文第 4 章第 5 節へ、歌代・林[2019]をもとに本論文第 1 章と第 7 章第 2 節・第 4 節へ、それぞれ再掲載を了承していただいた林康史先生には感謝の念を禁じえず、ここで厚くお礼を申し上げます。

本稿に関する誤り等はすべて執筆者に帰するものであることをここに明記いたします。